

平成28年第4回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成28年6月10日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成28年 6月10日
2. 閉 会 平成28年 6月15日
3. 会 期 6日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- |            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 1番 三 留 満   | 6番 猪 俣 常 三 | 11番 青 木 照 夫 |
| 2番 薄 幸 一   | 7番 伊 藤 一 男 | 12番 荒 海 清 隆 |
| 3番 秦 貞 継   | 8番 渡 部 憲   | 13番 清 野 佐 一 |
| 4番 小 柴 敬   | 9番 三 留 正 義 | 14番 武 藤 道 廣 |
| 5番 長谷川 義 雄 | 10番 多 賀 剛  |             |

2. 不応招議員

な し

## 平成28年第4回西会津町議会定例会会議録

### 議事日程一覧

#### 平成28年6月10日（金）……5～8頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告  
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 例月出納検査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明

#### 平成28年6月13日（月）……9～62頁

- 日程第1 一般質問（三留満 秦貞継 猪俣常三 小柴敬 伊藤一男）

#### 平成28年6月14日（火）……63～118頁

- 日程第1 一般質問（渡部憲 長谷川義雄 多賀剛 青木照夫 清野佐一）

#### 平成28年6月15日（水）……119～167頁

- 日程第1 議案第1号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 平成28年度西会津町一般会計補正予算（第3次）
- 日程第4 議案第4号 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第5 議案第5号 財産の取得について（認定こども園施設整備用資材）
- 日程第6 議案第6号 財産の取得について（自動立体清漬槽）
- 日程第7 報告第1号 平成27年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第8 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第9 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第10 報告第4号 委任専決処分事項
- 日程第11 陳情第2号 看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書
- 日程第12 陳情第3号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第13 意見書案第1号 看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書

- 日程第 14 意見書案第 2 号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書
- 日程第 15 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第 16 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第 17 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第 18 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第 19 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について
- 追加日程第 1 提案理由の説明
- 追加日程第 2 議案第 7 号 西会津町認定こども園新築工事請負契約の締結について



平成28年第4回西会津町議会定例会会議録

平成28年6月10日（金）

開 会 10時05分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	玉 木 周 司		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第4回議会定例会議事日程（第1号）

平成28年6月10日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告  
陳情の受理、委員会付託

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（小中一貫教育調査特別委員会）

（議会活性化特別委員会）

（議会広報特別委員会）

（議員互助会世話人会）

○議長 ただいまから、平成28年第4回西会津町議会定例会を開会します。

(10時05分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠に多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり6件の議案及び4件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願、陳情は、陳情2件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は10議員からであり、質問者及び質問の要旨はお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長からは副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、3番、秦貞継君、12番、荒海清隆君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの6日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は2件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名の報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(10時47分)

平成28年第4回西会津町議会定例会会議録

平成28年6月13日（月）

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	玉 木 周 司		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第1回議会定例会議事日程（第4号）

平成28年6月13日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（各常任委員会）

（一般質問順序）

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1. 三留 満   | 2. 秦 貞継  | 3. 猪俣 常三 |
| 4. 小柴 敬   | 5. 伊藤 一男 | 6. 渡部 憲  |
| 7. 長谷川義雄  | 8. 多賀 剛  | 9. 青木 照夫 |
| 10. 清野 佐一 |          |          |

（各常任委員会会場）

○ 総務常任委員会 …… [議員控室] （第1会議室）

○ 経済常任委員会 …… [議会委員会室]

○議長 おはようございます。平成 28 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1 番、三留満君。

○三留満 皆さんおはようございます。1 番、三留満です。本定例会に 2 件の一般質問を通告しておりますので、順次質問をいたします。

最初に、林道泥浮山線危険個所の対策について伺います。林道泥浮山線は急峻な地形が多く、近年は雑木の立ち枯れや古木の倒木、法面の風化等により落石や雪崩が多発しております。平成 27 年 2 月には、大規模な雪崩が発生し、6 時間の通行止めに至り、住民生活に重大な支障を来しました。

この道路は、上谷 3 自治区住民の唯一の生活道路であるため、これまでも早期の対策を要望してきたと言われてはいますが、未だ具体的な対策が進んでいません。

次の点を伺います。

まず、現状の危険性について、どのように認識していますか。

次に、危険回避のための緊急対策は検討しておりますか。

3 点目に、今後の本格的対策の具体的なスケジュールは決まっておりますか。

幸いこれまで、重大な事故は発生していませんが、本年 5 月に起きた島根県での落石事故による女子大生の死亡事故のようなことが万が一にも当町にあっては起きないように、早急な対策を求めるものであります。

次に、国際芸術村について伺います。

国際芸術村は、年々来場者が増え、3 千人を超えたとのこと。多くの方々のこれまでの努力に敬意を表するとともに、さらなる発展、飛躍に期待をいたします。

今後、より集客力のある多様なイベント等の開催も多くなるということも予想し、またそれを期待するとき、核となるイベントホールの必要性を感じるものです。

これまで、多くの式典やコンサート等で常に感じるのは、収容力のなさ、スペースの狭さです。アットホームな個人まりとした運営もそれなりの良さはあると思いますが、やはり創成期を過ぎ、いま飛躍のときを迎えた。やはり、より積極的な対応が求められると思います。かつては 2 教室を通しに使っていたこともあるように聞いております。木造家屋ですから、安全上の問題もいろいろあるのかなと思いますが、より収容力のあるホールに改造することはできないのかお伺いをいたします。

以上であります。よろしく返答をお願いいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 1 番、三留満議員のご質問のうち、林道泥浮山線の危険箇所の対策について、お答えをいたします。

林道泥浮山線のうち、特に、国道 49 号から程窪自治区までの区間は、急峻な地形と脆

弱な地盤により、雪崩等が発生しやすい箇所であると認識しております。

このため、注意喚起の看板を立てると共に、雪崩等が発生した際には、ただちに機械等で除去する等の対応をして参りました。しかし、平成 26 年度の豪雪の際には、倒木が電線にかかってしまい、除雪ができずに長時間、通行止めとなってしまいました。

その対策といたしましては、雪崩があった箇所は山の規模が大きく、町単独での対策は困難であることから、平成 27 年 6 月に福島県の治山事業で落石防止柵や防雪柵を設置していただくよう要望をしてまいりました。事業化には保安林の指定が必要であり、共有地を登記するなどの課題もございますので、今後、説明等を通しながら、その実現に向け進めてまいります。

なお、それまでの間は、パトロールによる巡視と除雪等により対応をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 1 番、三留満議員のご質問のうち、国際芸術村のイベントホールについてお答えいたします。

西会津国際芸術村につきましては、公募展などの展示による催事を活動の中心として年々来場者が増加し、平成 27 年度は 3,921 名の来場者がありました。こうした来場者の増加に伴い、県喜多方建設事務所から、建築基準法及び消防法上の学校施設から展示・飲食施設への多目的な用途変更が必要であるとの指導がありました。こうしたことから、町では県の地方創生総合支援事業、いわゆるサポート事業であります。その採択を受け、平成 27 年度から用途変更の手続き含めた改修工事に着手したところであります。

用途変更に伴う改修工事の基本的な考え方ではありますが、木造建築物の意匠を保ちながら法令に合わせた改修をすることとしております。この基本的な考えのもと、芸術村の 2 階の展示室の間仕切りを撤去し、不特定多数が集まるホールとする場合には、構造計算の再計算やスプリンクラーなどの消防設備の設置など大規模な改修が必要となります。

また、県喜多方建設事務所と協議を行っているなかで、不特定多数が集まる集会施設、ホールを含むものでございますが、その場合には、建物の壁などを防火構造としなければならない、現在の木造校舎の意匠が全く変わるとのことです。

旧新郷中学校時代は、2 階の一部を可動間仕切りにより、ホールとしていたとありますが、1 階のイベントスペースである自分カフェの収容人数を超える催事を行う場合には、当面、周辺体育施設や公民館等を活用していきたいと考えております。

今後も、木造建築物の意匠を保ちながら、文化・交流人口の拡大の拠点施設として、地域活性化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 まず、林道泥浮山線について再質問をさせていただきます。

私の手元に請願書と書いてありますが、たぶん要望者だと思うんですが、これを私なりに拝見しますと、地域住民にとっては日常生活の危険性ということについて、相当に深刻に受け止めておられます。私も時々通る訳ですが、春の融雪時、2 月、3 月の頃は相当危険を感じることも何度かありました。また、平時においてもやはり落石が、かなり大きな落石があったというような話も聞いております。やはり、そういう点からするとです

ね、やはり一つは、早期な対策といいますかね、これが必要であろうと私は考えている訳ですが、緊急的にそれを何て言うんですかね、現状の危険性に対して対応するというようなことは考えておりませんか、伺います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ご質問にお答えをいたします。

いまほど議員からありましたように、林道泥浮山線は木がかなり根っこまで出るような形で、かなり危険というか、むしろ冬から春にかけて、ちょうど雪解けの時期に雪崩とともに落ちてくるというようなことが過去数年間やはりございました。

そういった意味から、ここについては片方が山、片方が川というような条件もございまして、そういった意味では、こまめなパトロールと除雪ということで、これまでもずっと対処してきた訳でございます。ただ、それだけではやはり難しいということから、やはり、柵というものを設けながら、やはり、やっていかなければいけないだろうということから、町としても検討させていただいた次第でございます。ただ、その柵につきましても、ああいう地盤でございまして、なかなか町の技術の力では、なかなか難しいということから、福島県の農林事務所の方に、やはり治山という形でしっかりとしたものを作っていないかということで、これまで要望し、また進めてきたところでございます。

やはり、簡略な施設で緊急的にやるということも、ある程度可能かなとは思いますが、ただ逆に、それをすることによって危険性が増すということも考えられますので、町としましては、しっかりとした事業のなかでやはり対策をしていきたいということで理解しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 あの、なかなか緊急対策は難しいということだろうと思うんですが、それではですね、県の治山事業で対応するということですが、この登記と、あるいは保安林の指定ということのようですが、これはどのぐらいの日程といいますか、計画上は進むことが可能なのか、地域住民とすればやはり一日も早くそういう対応をしていただきたいということなんですよね。しかし、これがどうもこの要望については昨年だけじゃなくて、その以前にも何度かお願いをしていると、しかし全く進んでいないということがある故に、今回特にこれはきちっと対応したほうがいだろうということで質問している訳です。

まず、この本格的な治山工事といいますか、これは具体的にいつ頃には出来るという見通しは持っておりますか、伺います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 事業に対する見通しということでご質問をいただきました。

議員からもございましたように、ここの当該地については共有地という形になっております。この共有地、かなり共有者の人数も多く、そういった意味で、うちの方も調査をさせていただきました。そういったなかで、すぐに登記ができるもの、また所有者が簡単にできるものもございまして、なかにはちょっと難しいという案件も確かにございました。

そういった意味からは、ここの共有地は隣部落の共有地でございまして、そういったなかで、ここについては、基本的にやはり最終的には解決をしたうえでやっていきたいというふうに考えております。町としましては、当然そういった意味での支援をですね、して

いきたいというふうに考えておりますが、ただ、いつまでという観点からは、なかなかちよつと言えない部分がございますけれども、そういった意味ではこれを必ず解決をしてくださる、事業化するという覚悟のもとでやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 あの、共有地の登記がネックになっているということのようですが、しかし、いまの説明を伺っていますと、じゃあ、いつにそれが出来るかということの見通しは立っていないということと私は受けました。しかし、これではやはり地域住民としては、これは納得できる話ではありません。やはり、いま目の前に、例えば今年の冬、大雪になったらその心配をしなきゃいけない、日常的にそこを通行している人にとっては、文字通り、まあ、あたらたら運が悪かったと、そんな話にね、なるようでは困る訳ですよ。最初に申しあげましたように、万が一にもそんなことになってもらっては、やはり安全の町といわれている西会津にとっては大変な汚点になります。再度伺いますが、もう少しね、直近、現実がいまどうしていくのかという対策がないまま、登記が進まないうちは何とも出来ないということでは、なかなかこれは解決の見通しが立っていないと言わざるを得ないんですが、この点については私とすればちよつと納得できないところがあるんですが、そこについてはどうですか。もう一度伺います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ただいまの事業の見通し、また、その進め方ということでご質問をいただいております。

この本格的な治山事業については保安林の指定というものがございまして、また、それが出来ないとできないということで、基本的には根本的な対策はこれが一番だというふうに町では考えております。ただ、議員からもお話ございまして、これについては長い間やはり期間がかかるというようなことになれば、それはそれでまた住んでいらっしゃる住民の皆さんの不安、それが当然ありますので、そういった意味で、この基本的な事業を中心に据えながら、それがかなり長い年数がかかるというようなことにある程度分かれば、そうでない事業の方法についても町としてちよつと検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 やはりこれ、本格的な工事を待っているということを期待するのは厳しいだろうと、そんな印象を受けました。そうであるならば、やはり、当面の対策をぜひ検討していただきたいと思いますと思いますが、町長そこら辺は何か方法はありますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 以前から危険箇所の一つとして町としてもですね、対応しなくちゃならない課題の一つだと思っております。それで、この治山事業だけではなくていろんな危険箇所がありまして、例えば、屋敷のようなところでは急傾斜事業という、こういった類するものについて工事をいよいよこれから進めていくというところの箇所もある訳です。これは県のほうでこれから行っていくと、今年あたりから行うんでしょうかね。それで、これが該当されたということで県から入ったときに、なぜこういったことになってくるかという、

そこには民地があると、近くに人家があるとかですね、そういう非常に危険度においても、即やらなければならない箇所とか、いろいろこの決まりや規則や、いろいろその事業を行うなかにおいて諸々あるみたいであります。それで、一番危険と思われる泥浮山線の内容についても、十分理解はしているつもりであります。それで、この道路そのものをもう少しあの、これを廃道してですね、別なルートはないかということで、これは町でいま協議している訳ではありませんけれども、実際に見たところ向かい側の方に橋をかけてですね、新たな道路づくりというものも考えられることではないのかなというふうに思っておりますし、あるいは別な感覚でいえば、スノーシェッドというようなものもですね、対応も、これはいろいろな方法も、ただ柵止めをして落石防止だけでいいのかなのかというこども、問題もありますので、町として最大限努力したなかで、いろいろ方法についてですね、これから協議をしていきたいと思っております。それで、これは町の事業だけではどうしても無理でありますから、先ほど言ったように林道でありますので、この管轄が農林事務所になっております。ですから早速ですね、これについて現況をもう一回確認をしていきながら、どういう方法があるか、そういうことも含めながらですね、早期にこの対策を取り組んでいきたいと思っておりますので、暫く、暫くといっても具体的な取り組み方法が決まるまで時間をいただきたいというふうに思いますし、これは全く手を付けないと訳ではありませんので、そのことについては集落の皆さんにもご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 何よりも申し上げたいのは、やはり地域住民にとっては、あそこが唯一の生活道路だということにあります。ここの要望書にもありますように、地元としては、いつ重大な死亡事故になるかというような危惧を抱いている訳ですね。そういうことをぜひ念頭に置いていただいて、できれば早い対応をぜひお願いする次第であります。よろしく願いいたします。

次に、国際芸術村についてお伺いします。なかなか木造の建物を改修するというのは容易でないということは私も承知しておる訳ですが、ただ、現状こう、いろんなイベントにおじゃまして、どうしても窮屈だなど、そしてもう少し広さがあるとですね、もっといろんなイベントもできるのではないかなと、そんな感想をこう常に持つ訳ですね。やはり、これからもっと伸びていくためにはですね、本当にあそこにお金を払っても行ってみようと、そんなイベントをぜひね、今後やっていただきたい。また、そういう施設にぜひ育てほしいと私は期待を持っております。そういう面からですね、どうしても教室ひとつでは何をやるにしてもちょっと伸び代がないなど、そんな印象を持っています。なんらかそういう方法というのは、実際にあそこ最大利用してどのぐらいの人が入れるんでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

現在のイベントスペース、旧新郷中学校の職員室を自分カフェという形で利用している訳なんです、そちらがいま最大の収容人数はですね、約40名と聞いています。

それで、それ以上大きくなった場合は、議員もご存じのとおりですね、廊下まで椅子を

出してですね、対応しているというような状況でございます。以上です。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 私は、特別何百人のホールということをここで言っている訳ではないんですよ。

せめてこの倍くらい入れば、いろんな方法が、もっと新しい方法があるんじゃないかなと、そんな感想を持っているものですから、なかなかこの難しいということは、いまの説明のなかでも十分理解はできる訳ですが、やはりその将来的にですね、やはり人をもっと来ていただくときに、やはり芸術といってもアートだけじゃなくて、もっといろんなね、ことができると思うんですよ。そういうときに、やはり人が、スペースがないが故に、なんか来た人がこう、思ったようにならないといいますかね、例えばコンサート一つにしても一体感といいますかね、そういうものをちょっと感じないですね。だから、せめてその一つのホールのなかに 80 人や 100 人ぐらいが入れるようなスペースがあれば、もっと、いろんな方々に来ていただけるのかなと、そんな思いがあります。そこら辺はやっぱりなかなか難しいですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 イベントスペースと申しますか、いまの収容人数からちょっと大きめの施設を整備するというようなご質問かと存じますが、現在まだ芸術村本体の工事は着手していない訳ですが、現在その進めましてですね、喜多方建設事務所とですね、用途変更について現在協議をしております。ただ、一点、ご答弁申しあげましたが、言われていることはですね、不特定多数が集まるホールとしてしまった場合には、全く意匠は変わってしまうということは、はっきり言われております。ですので、今後どういう形がいいのかという部分を、いま現在協議をしているという段階でございます。ですので、もし、中学校時代に可動間仕切りにして、そういうような形でホールとして使っていた形態もあるという部分も私も聞いておりますので、その辺ができないかどうかというのは今後ですね、あそこの設計管理ができた設計会社と喜多方建設事務所と、あと町が入りましてですね、可能なかできないのかどうかという部分もですね、協議は進めなきゃいけないのかなと考えているところでございます。以上であります。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 ようやくあそこまで育ってきた訳ですから、ぜひこれから、本当に 3 千人、4 千人じゃなくて、1 万人、2 万人を目指して、そして多くの、町内だけじゃなくて、もっといろんな地域の方々から、ぜひ西会津のあそこに、お金を払ってでも行ってみたいようなイベントがあるというようにぜひ期待をして私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さんこんにちは。3 番、秦貞継です。

本日は、議長のお許しをいただき、2 件の内容について質問いたします。

最初の質問は、西会津町の教育基本方針についてです。

町教育委員会では、小中一貫教育の実施に向けて議論を進めているようですが、もし実現されれば町の教育環境が大きく変化する事が見込まれます。そこで町教育委員会の考えをお訊きいたします。

1 番目に、平成 27 年度より西会津小学校新校舎が開校し、中学校と一つとなりました。小学校・中学校が繋がった連携教育が昨年度からスタートしたところではありますが、連携教育の評価検証はどうなっているのでしょうか。

2 番目として、小中一貫教育を町は検討しているようですが、現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

3 番目として、先生方、教育現場の意見をどのような形で取り上げているのでしょうか。

4 番目に、小中一貫教育を審議するにあたり、今後審議会の答申をどのように反映するのかお訊きいたします。

次の質問は、町内の有害鳥獣対策についてであります。

議会懇談会で、地区住民から有害鳥獣についての相談がありました。また、先日はさゆりが丘の通学路付近で、クマの目撃情報が頻繁にあり、子供を持つ保護者だけではなく、地区住民からも不安の声があがっております。今後の町の有害鳥獣への対策についてお伺いいたします。

1 番目に、現在の町内の鳥獣被害の状況はどのようになっているのかお訊きいたします。

2 番目に、鳥獣被害に対し、町はどのような対応をしているのでしょうか。

3 番目として、さゆりが丘でも目撃例のように、通学路でクマの目撃情報等があった場合、付近の子供の通学に学校の先生が同行してますが、万が一危険な有害鳥獣などが出現した場合、同行している人はどのような対応をとるのでしょうかお訊きいたします。

以上、町側の明解な答弁をお願いいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 3 番、秦貞継議員のご質問のうち、西会津町の教育方針についてお答えします。

まず、1 点目の小中連携教育の評価検証についてであります。本年 3 月の議会定例会において、多賀議員にご答弁申し上げましたとおり、昨年度は、小中学校の教職員を中心に組織されました小中学校連携教育推進委員会が、教育委員会の指導助言のもとに活動を行ってまいりました。

この推進委員会には 9 つの小委員会が設置されており、それぞれの小委員会ごとに調査研究を行ってまいりました。

昨年 12 月にまとめた報告書では、共同授業研究を通じた授業の質の向上が図られるなどの成果があった一方で、小中学校の教職員間で小中連携についての意識に依然として温度差が見られるということでありました。今年度は昨年度の成果と課題を共通認識し、さらに連携・一貫教育の意識を高めるため、小中学校教職員の連携を深める場と継続的な交流を進めていきたいと考えております。

2 点目の小中一貫教育推進の進捗状況についてであります。本年 2 月に小中一貫教育導入推進審議会を立ち上げ、これまで 3 回会議を開催してまいりました。会議では小中一貫教育制度の説明や、実際に一貫教育を実施している郡山市立湖南小中学校の前校長先生を招いての講演会なども実施いたしました。

また、審議会で話し合われた内容を町民の皆さんにお伝えするために、町内 5 地区において説明会を開催するとともに、小学校の保護者総会などにおいても説明させていただいたところでもあります。今後も小中学校をはじめ、保育所の保護者や町民の皆さんに適宜、

情報を提供していきたいと考えております。

3点目の、教育現場の意見の取り上げ方についてであります。これまで小中学校の先生方には二度にわたり小中一貫教育に関する説明会等を実施するとともに、今月中旬には1回目の情報交換会を実施する予定です。今後も様々な機会を設け、先生方との意見交換等を実施してまいりたいと考えております。

4点目の審議会の答申についてであります。審議会の答申につきましては、最大限尊重する考えでありますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 3番、秦貞継議員の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えいたします。

町内での有害鳥獣による農作物被害は、主にニホンザルやツキノワグマ、イノシシによるもので、昨年は、野菜類に約298万円の被害が発生していたと見込んでいますが、その98%がニホンザルによるものでございます。

1点目のご質問の現在の町内の鳥獣被害状況についてであります。4月から現在まで町への農作物被害の連絡は2・3件と少なく、クマの目撃・出没情報がほとんどであります。今年は雪解けが早かったことから、例年より早く出没しており、また多く目撃され、特に5月中旬以降は、集落周辺での目撃情報が頻繁に寄せられております。

このため、5月30日に、県内でのクマ対策の第一人者であられる福島県野生動物調査専門官の溝口俊夫先生に本町においでいただきまして、出没状況の分析と指導を受けたところであります。先生によりますと、これらのクマは里山特定個体・通称新世代グマと呼ばれ、人を恐れず、集落周辺を自分の行動域の一部として、エサとなる物が無いにもかかわらず周辺を徘徊しているもので、クマの繁殖期の5月から6月頃、まさにいまの時期に山から下りて来る若い雄特有の行動であると推察されております。

2点目の鳥獣被害に対する町の対応についてであります。目撃等の情報が寄せられた時は、職員や、町臨時職員として雇用している2名の猟友会会員が、速やかに現地を確認するとともに、特にクマの場合は、防災無線やケーブルテレビでの広報、自治区内全戸へのチラシの配布や立て看板の設置など、注意喚起を徹底して行っております。

また、今年度は目撃情報が特に多いことから、役場庁内においても、毎週月曜日の定例課長会議で出没や捕獲情報を共有するとともに、ご質問の通学路付近への出没に対しましては、登校前や下校時に花火による追払いや見守り活動など、関係課と連携して対応しているところであります。

有害鳥獣の捕獲体制につきましても、臨時職員が毎日、サル対策のパトロールをしておりますが、クマなどが出没した場合は、追払いや捕獲を行うなど、速やかに対応できる体制を構築してあります。

さらに、クマが集落周辺へ出没した場合は、緊急時における町長の捕獲許可権限によりまして、銃や箱わなによる捕獲を積極的に実施しており、安全・安心の確保に努めているところでございます。

今後も夏野菜の収穫期を迎え、出没の増加が懸念されることから、この捕獲対応に万全を期するとともに、集落内に出没する原因となる柿などの未利用果樹木の伐採や、集落周辺の藪化した森林の除間伐により、有害鳥獣の出没しにくい環境づくりを行うなど、人的

被害の防止と農作物被害の軽減に向けて複合的な対策に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 3番、秦貞継議員の有害鳥獣対策についてのご質問のうち、通学時の対応についてお答えいたします。

まず、クマ被害を未然に防ぐには、クマと遭遇しないことが最も重要であります。このことから、教育委員会では小中学校校長に対し、児童生徒のクマ鈴の着用を指示するとともに、見守りボランティアの皆さんによる登下校時の引率などについてご支援をお願いしてまいりました。さらに、関係機関のご協力をいただきながら、登下校時にあわせて、花火やハンドマイクによる追い払いのほか、交通安全広報車による伴走なども実施してまいりました。

このような中、通学路付近に設置した箱わなにより、クマが捕獲されました。

しかし、これに気を緩めることなく、今後とも児童生徒には自らの身を守る対策を指導するとともに、関係機関と連携しながら、登下校時の安全確保を図る取り組みを進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 答弁、分かりました。

まず、西会津町の教育方針についてでございますが、昨今、町内でもお話がよく聞かれるようになりましたが、やっぱり一貫教育に関して、かなり町民の方々にも話が広まってきているところだと私も思います。ですが、先ほどの質問でも申しあげましたが、小学校とつながったのは平成27年度、そこから今年平成28年度ですから、一年弱、連携がまだスタートしたばかり、要は、いままで旧野沢小学校跡地にあった小学校での小学校と中学校の連携がやっといま一体になって、先生方も、要は、先生同士が身近になってですね、新しい連携教育をするんだと自分は認識しておりますが、反省、この後で一貫を進めるにしてもですね、先生方の連携教育での反省期間としてはちょっと時間が短すぎるんじゃないかなと私は思うんですね。それで、連携と、小学校と中学校の間にいろいろ先生方の意識の温度差とかいろいろお話を聞きますが、学校の先生方のお話を聞くとですね、校舎の共有にしても何にしても非常にうまくいき始めているというお話を聞きます。私、この連携教育がもう少し期間を置いてですね、いま、こういう方向に、校長先生同士も非常に緊密に連携を取ってやってらっしゃいますので、もう少しこのいい方向性をじっくり見ていった方がいいんじゃないかなと個人的には思うんですが、教育長はいかがでしょう。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 いま、秦議員さんのお話のなかで、先生方のなかでも連携教育を進めてきて、いい方向に少しずつ向いていくような、そういうふうな状況が出てきたというようなお話がございましたけれども、これは本当に私は嬉しくいま感じました。西会津町の学校教育の流れを見ても、平成14年度に西会津中学校が統合されました。そして24年度に小学校が統合されて、27年度から中学校と一体となった施設一体型ですね施設となりました。それで、施設一体型これを活かして、施設だけでなく、先生方も本当に一体になってですね西会津町の子ども達を小学校から中学校、この義務教育の9年間のなかで、

しっかりと育てていくことができるような、そういうふうな仕組みを作っていないといけないという思いで、いま進めております。それで、一貫教育の本格的な実施は昨年度からでした。その際も、議員の皆様にもお示ししたと思うんですが、こういう理念を掲げてですね、進めてまいりました。一人ひとりの存在と大事にするということと、多面的に一人ひとりを活かしていく、それから、一人ひとりの良さを可能性を最大限伸ばす、子ども達の姿を丸ごと見つめていきましょう、こういうふうな理念のもとに進めてきました。

それで、昨年度一年間やって、その評価検証を12月にまとめていただきました。これは、多賀議員のご質問のなかでもお答えしましたけれども、その中でこういうものがございました。意識について温度差がみられると、私、これ一年目なので、本当に先生方は素直に話をしていただいているなど、これ当然だと思います。ここをですね、これから温度差ができるだけないように、本当に一体感を持ってやっていくようなものに進めていきたいと思います。それで、連携教育の先には、本当に一体化した私は一貫教育があるというふうに考えておりますので、先生方の日々の教育活動、これをしっかりと支援しながら、それに向けて進めていきたいというふうに思っております。決して急ぐつもりはありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 わかりました。本当、現場の先生方、一生懸命頑張っていると思います。

いま、教育環境というのは多種多様化されて、いろんなニーズ、保護者のニーズや地域のニーズいろいろありまして、先生方は一番、本当にしわ寄せですね、苦労されていると私も思っていますが、本当に一生懸命頑張っています。ですが、そのなかで、さっきの温度差もゼロではなく、また、教育環境のなかでも問題点がない訳じゃないんですね。ですがいま、要は繰り返しになりますが、27年度からやっと始まった状況でございまして、それに対して、いま先生方、27年度の反省を28年度に活かして、いま一生懸命頑張って多忙を極めていらっしゃると思います。ですので、そういった今後の町の教育行政の方向性も含めてですが、やはり現場の先生の意見をですね、教育長も元先生でしたが、やっぱり先生の立場に立ってですね、進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

実際に日々子ども達と向き合って教育活動を直接行っているのは先生方です。

ですから、先生方が本当に子ども達としっかりと向き合って日々の教育活動が充実して行われるように、その配慮は当然していかなければならないというふうに思います。

それで、この準備の過程で、やはり先生一人ひとりの負担が多くなるという部分も確かにあります。その部分については人事の際にですね、教員を過配していただいて、それで、できるだけ一人ひとりの負担がそれほど多くならないような配慮をしております。今年もそういう面ですね、小学校は通級学級を一つ設置して、そこに過配を1人いただいております。それから、中学校の免許外教科を指導しておられる先生方がお二人いたんですけども、そのうちのお一人については兼務ではありますがけれども、免許外を指導しなくてもいいというようなことができるようになりました。そんなことも含めて、先生方の多忙感

はできるだけ大きくしないように配慮をしながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 先生方への配慮はよろしくお願ひしたいなと思います。

ですが、この小中一貫教育の推進に関してはですね、私、ちょっと申し訳ないですが、いままで私も一PTAとして町の一貫教育の進め方を見てきたんですが、ここに関しては保護者の非常に厳しい意見が挙がっているのが現実かと思います。

まず先にお伺ひしますが、もし一貫教育を進めるのであれば、どういう点に重点を置いて進めたいと思っらっしゃいますか。まずそこをお聞きします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

一番その重点を置かなければならないことは、子ども達の教育を9年間きちんと見通した教育ができるような、そういうふうな仕組みをきちんと整えるということです。

そこが一番大事かというふうに思っています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 要は子どもですよ。子どもが私も一番大事だと思います。

例えば、その教育環境が変わるにしても何にしても、やっぱり一番身近で、影響を受けるというのは、どうあっても子どもだと私は思います。であるならですね、まず、小学校の統合、私もその場に参加していましたが、小学校の統合のときもそうでしたが、小学校の子どもがね、説明したところに、現場にいた訳じゃないですが、お話を聞いたところによると、まず子どもに一番先に説明をしたと、続いて保護者、それも質疑応答がある場面で保護者は町教育委員会に対してこういう不安を持っている、こういう考えもあると、お互いにその意見を交換したうえで、確かあの当時、小学校を一つづつ回って説明会を開いたと思います。ですが、いまの現状はですね、ご存じだと思いますが、保育園、中学校、この保護者に対してはまだ全く説明をしていないですよ。小学校に関しても30分の説明時間を持って保護者からの質問は一切受け付けず、それは時間の関係上というのはわかりますが、にも関わらず地域説明会は進めてしまった訳ですよ。ここに保護者は非常に不信感を持っています。先輩議員が、この間の全員協議会のなかでもちょっとお話出たんですが、一部の保護者に関しては一貫教育がもう決まっているもんだと、もう話し合いも何もない、もう町が決めたちゃったもんだ。そういうふうになり込んでしまった保護者もいたぐらい、いまの進め方に関しては私も非常に不信感を持っているのが実情です。

説明会資料を私も見てみたんですけども、小中連携の推進に向けてというところはいいと思うんです。こういう制度がありますという説明はまだいいんですが、読み進めますと、四番目、西会津町が目指す一貫教育、五番目、小中一貫教育制度を導入する際の基本方針、こういうものが謳われた資料を地区住民説明会で説明されたら、見た人たちはどう思うんですかね、自分たちが中学校、中学校であればですけども、保育園もそうですが、説明されていないにも関わらず、こういうものが配布されて、子どもを持つ親御さんはやっぱり不安だと思うんですね。こういった一連の一貫教育の進め方につ

いて町教育委員会の方ではどのようなお考えをお持ちでしょうか、そこをお訊きしたい  
と思います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

最初の答弁のなかでもお答えしましたように、いままで小学校の保護者については、限られた時間ではありましたが説明をさせていただきました。中学校はいろんな都合からちょっとできなかったんですけども、ぜひ今後進めていきたいと思います。保育所についてもですね。それからあと推進審議会の進行に合わせて、その内容については町民に説明をしながら、あるいは保護者にも説明しながらですね、意見をいただきながら、反映できるものについては、それを推進審議会のなかに報告しながら、中でいろんな議論をしていただけるようにしてまいりたいと思います。そんなふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 進める順番としては正しかったと思っていらっしゃいますか。お訊きします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 どこを一番最初にすべきかということ。それについては反省する部分も確かにあります。今後、その部分を十分に解消できるように努力をしてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私もそう思います。反省する点は多々あったと思います。

ですが、進め方に関しても全てが、一から最初から全て完璧なんてことは人間がやることですから、私はなかなか難しいと思いますが、やはり子どもの教育現場でございます。大人の我々が一步間違ったことで、その、子どもの成長に大きな影響を及ぼすことを考えれば、やはりもう一度原点に立ってですね、進め方等に関しても、もう一度再考していただきたいなと思います。それで、教育現場では月一回の勉強会をして、一回目の情報交換会を今月中旬には行うということですが、現場の先生の意見等、具体的にあがっているもの等あれば教えていただいてもよろしいですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 それではお答えをいたします。

平成27年度、実は西会津町小中学校連携推進委員会、それが全部で、全体でやる会が9回、それからあと、小委員会ごとには3回から4回、多いところで7回ぐらい実施されています。その全体会のなかで私も3回ほど参加させていただきました。そこでは一貫教育、西会津町が子ども達をしっかりと育てていくための仕組みは、こういうふうな形にしていきたいんだと、さっきもお話しましたように、先生方が施設も一体化している、先生方も一体となって子ども達を育てていく、そういうふうな形を作っていくことが非常に大事なんだという話をしてまいりました。ただ、そのときには直接先生方からいろんなご意見は出なかったんですけども、後で、現在、小学校と中学校を連携し、さらに一体化させてですね、西会津町の教育を充実させていこうということで、学校教育特別支援員の方にいろいろとつないでいただいております。その支援員を通してですけども、いろんなお話

をいただきました。そのなかで一番は、なぜ連携でなくて一貫教育が必要なのかと、その部分ですね。それが私は一番大きな課題だったなというふうに思っています。それは、今年二年目、連携教育を進めていきますけれども、やはり、私は途中で限界が見えてくるのではないかなというふうに思います。そこをスルーするには、やはり組織が一体化していくということは当然必要となってくるだろうと、そんなふうに考えているということは特別教育指導員の先生を通しての話をしました。今回、直接お話ししたり、先生方の意見を聞く機会を設けていただきましたので、そのときにまたお話をしたいと思っています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 意見が出ているだけ、たぶん教育委員会の取り組みが先生方に伝わっているんだと私は思います。なかなか本当に興味がなければ先生方も意見出しませんし、そういうことで意見が出てくるというのは非常にいい環境だと思いますが、やはり、現場の先生が何といても生徒の一番近くに立って生徒を見つめてきていますので、やはり、今後です、先生の意見は大事にして吸い上げる体制をとっていただきたいなと思います。ただですね、それは一貫に向けてではありますが、その前に審議会の答申というのがあります。審議会でよくお話をして、この体制がいいのかどうかも含め、いま検討しているところではありますが、極論でお聞きしますが、審議会の答申が一貫校、例えば導入しない方がいいという答申であった場合というのは、最大限尊重するというふうにお答えしていますが、もし万が一、そういうお答えが出た、審議会からの答えが出てきた場合というのは、町教育委員会としてはどう対応されるおつもりですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えします。

万が一の質問については的確にお答えすることはできません。それで、審議会の答申については先ほどの答弁のなかでも申しあげましたように、最大限尊重してまいる。それが当然だと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そこが非常に大事なところだったのです。私の訊き方もちょっとよくなかったものですから。審議会の方も非常に、本当に親身になって一生懸命勉強されて、審議されております。そのなかに関わる人達は本当に子どもの未来のことを考えて、町側の考えも勿論ですが、いままで教育行政に携わってきた人達がいままで見て来た目で、これはいいか悪いかを含めて判断、重大な判断をいま一生懸命に審議されております。ここにも書いてある最大限尊重するとは書いてありますが、そこら辺も踏まえて、やはり本当に最大限尊重していただきたいなと思います。今まで話してきましたが、簡単に言いますと、どこから話が出て来たのか分かりませんが、29年4月に一貫校が導入されるんじゃないかという噂が結構出ているんですね。これ学校のなかでもそうですし、先生方や保護者の間でもちょっとそういった認識の違いでお互いにちょっとずれがあって、問題とは言いませんが、スムーズに流れるはずの流れが流れなかったような実情も実際ありました。教育長、これ、29年4月の導入というのはお考えですか。お伺いいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 いまほども何回か答弁させていただきましたけれども、いま一貫教育推進審議

会のなかで、本当に真剣にご議論をいただいておりますので、その答申を経て進めていきたいというふうに思っています。進捗状況をお分かりだと思っておりますけれども、まだ、制度についての説明を申し上げた段階ですので、これから先、かなり何回か進めていく必要があるというふうに思っていますので、期日をいつまでというふうには、なかなか難しい状況であるというふうに思いますが、ただ、一体感を持って先生方に子ども達の指導にあたっていただくという、これは揺るぎないことでもありますので、そういう方向に制度がどうこうであれですね、進めていきたいなというふうに思います。連携教育を今年、さらに二年目進める訳ですけども、そういう方向で進めていきたいと思っています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私もちよっと難しいと思うんですが、結局そういう話が流れちゃっているのは事実なんです。そういうことも含め、保護者もやはり、不安に思っているところが多々、私はあると思っています。それは教育現場の先生がも不安に思っているところもあると思います。そういった先生方や保護者に対してもそうですが、先ほど進め方も含め、信頼回復の意味も含めてですね、説明会の準備も再度見直して、ゼロからスタートくらい、もう一回説明して、皆さんにこういう、いい制度ですよということを、ゼロからスタートするくらいの考えで進めた方が、私は逆に近道のような気がするんです。その進め方にしても漠然と、例えば、皆さんがいいと言ったらやりますよじゃなくて、ある程度、3年なり4年なり5年なりというスパンを決めて、そのなかで周知徹底を図り、意見を吸い上げ、お互いに、要は町側もこういうふうな考えを持っていますと、保護者や先生方、子ども達もこういう考えを持っていますと、意見をやっぱり、ある程度時間を置いて、話し合っ、よく審議して、審議会は勿論ですが、よくお互いの意思疎通を図ったうえで進めた方がいいと思います。もう一つ、私これ、学校の先生、ある福島県以外の先生から聞いたお話なんですけど、いま文部科学省もゆとり教育に関しては、脱ゆとりということで発表もされていますが、このゆとり教育に関してもいろいろ問題点があったと、反省するところもあったという話というのは、社会人になってから出てきているんですよ。

教育長、一貫教育もしくは義務教育学校もそうですが、一貫教育、義務教育学校を経て社会人になったお子さんがいらっしゃいますか、数とかもし把握していればお伺いいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 全国の状況についてですか。それは把握していません。ただ、連携教育を進めてきた全国のなかの市町村は、かなり早い時期から進めてきております。ですから相当な児童生徒がいるということは事実だと思っておりますが、具体的に何人というのは分かりませんのでお答えできません。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 聞き方を間違えました。すみません。人数とかというのは把握されていないのはよく分かりますが、たぶん私、その先生に言われたんですが、一貫教育もしくは義務教育学校を経て社会人になった人が確かいないはずなんです。私は、すみません、聞いた話なので、まだ制度として始まったばかりで、社会人になったという話、私、聞いていないんですが、私は確かに学力向上、その一貫教育によって学力が向上したり、中一ギャッ

プがなくなったという話は聞くんですが、我々も含めてですが、その当時の学力がもちろん基礎になっているのは分かりますが、子どもを人間として育てていくというのは学力だけじゃないし、体力だけでもないと思うんです。もっと大事なものがいっぱいあると思うんです。そういった意味も含めて、我々教育にも考える人間としては、やはり、子どもたちが社会に出てどれだけ社会に貢献できるか、また逆にいえば社会に貢献できる人間を育てるかということが、一番大事な目標だと私は思うんです。それを考えると、一貫教育というのは、まだ社会に出ている人もまだ少ないということであれば、県の動きや他市町村自治体の動き、もしくは他の学校等の動きも、もう少しよく見極めて、話も先ほど言ったスパンも含めて、スパンの設置も含めて進めていった方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えします。義務教育学校という制度が施行されたのは今年の4月1日からですよね。もちろん義務教育学校を卒業して社会に出ているという人はおりません。

ですが、その前から、一貫教育については、かなり試行的に全国各地で進められています。その成果も報告されております。ですから、社会人に出て活躍しておられる方もいると思います。いま手元にちょっと資料がないので正確にお答えはできませんけれども、かなり早い時期から進められております。それからあと、子どもたち、何を目指して先生方は毎日、日々教育活動を行っているのか。これは最終的には、子どもたちが自立して社会のなかで生きていくことができる。そういうふうな力をそれぞれの学校の段階でしっかりと身につけさせようと。そういうふうな思いで先生方は指導をされていると思います。

小学校と中学校が一体になれば、小学校、中学校一体になって9年間のなかで計画的にしっかりと基礎基本を身に付けて社会できちんと自立していく、そういうことができる子どもたちを育てていくという大きな目標を持ってですね、先生方、小学校、中学校の先生方、本当に一体になって子どもたちの指導にあたる。そういうふうなことができるようになると思っています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。小中一貫教育、義務教育学校に関しては、私はメリットもありますが、デメリットも様々だと思います。これからいっぱい出てくると思います。

そういった意味も含めて、子どもたちの未来に関わることですので、教育委員会の方には慎重に、審議会もそうですが、慎重に方向性を考えて進めていただきたいと期待して、こちらの質問は終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

有害鳥獣対策についてお伺いいたしますが、まずは、私この質問を出したときにですね、いろいろと調べていて思ったのは、危険な有害鳥獣対策、駆除、捕獲等にあたってもらっている猟友会の皆さんには、結構年配の方が多いうふうにお聞きしましたが、本当にありがたいと私も思いました。あの活動を見ていて本当に大変だなと思いましたし、自分だったら出来るのかなと思ったら、クマを鉄砲持って行って、例えば冬でも何でもそうですが、狩猟時期に捕まえるといっても、これは相当の勇気がいるものだなと思いました。まず、一生懸命、町のため、農作物を守るために頑張っていらっしゃる方々に本当に深く

敬意と感謝を表したいと思います。先ほどの被害情報に関してなんですが、被害情報というのは届け出があっただけなんですか。例えば、把握は難しいとは思いますが、個人で例えば、自分の家の前の畑や、そういうところで作っているものに関しての、被害に関してなんていうのは、町側では把握されていますでしょうか、お聞きいたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 有害鳥獣に関します被害額についてのご質問にお答えいたしますが、この、被害の見込み額につきましては、基本的に町で毎年、町民の方々に対しましてアンケート調査を実施しております。これは、例えばニホンザルにつきましては、ニホンザルの被害を受けている地区の区長さんを通じまして全戸配布というような形で実施しておりますし、そのほかツキノワグマ、イノシシ、最近ではニホンジカだったり、そういったところの部分についても町民の方々にアンケートをお願いしまして、そのなかで被害を受けたというような面積が報告されますと、そこに基準の単価を掛けて被害額というのを算出しているところでありますので、基本的に町内の被害額は大体把握しているというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 この被害額というのは地区別には調べていらっしゃいますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 いまほどのアンケート調査につきましては、全地区で実施しております。ただ、例えばニホンザルの被害のないところについては、全戸配布しないで、区長さん方だけに、見たか、見ないかというようなところもありますし、例えばニホンジカのように、最近出てきたところなんかは、本当に全戸配布なんていう形では実施しておりませんが、基本的に全地区で実施しておりますので、地区別の被害額は把握しております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 こちらの答弁書にもありますが、野菜類 289 万円の被害と、そのほとんどが 98%がニホンザルというふうに出ておりますが、私も自分の足であちこち歩ってお話を聞いてきたんですが、クマやイノシシ、タヌキに比べて非常に頭が良くてですね、本当に、この質問をしようかなと思ったきっかけというのは、書いてありますとおり、地区住民の人たちがせっかく作っているものを、そういう有害鳥獣に食べられちゃって自分の生きがいなくなってしまうたり、自分の家に例えば農作物として被害が出ていると、私は一番心を打たれたのは年配の人たちが生きがいをなくすと言われたときに、一番ぐさっときまして、それに関してクマとかイノシシに関してはまだ、まだというとおかしいですけども、ただ、このサルの被害に関しては、本当にひどいんですね。あの、地区によっては電気柵を作っていたんですが、電気柵にもだんだん慣れてきちゃって、一回痛い思いをすれば大丈夫だと分かたら最初飛び越えて入って、出るときは思い切って外に出て行くから、結構、場所をそこ見てきたのですが、ネギを掘ったり返したりですね、本当にひどい状況が見受けられましたが、被害額に関してはこれ、減少しているですか増加しているんですか、そこをお聞きいたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 ただいま手元の方に過去4か年の集計額を持ってきておりますが、正直

言いまして被害額には増減がございます。といいますのは、その年の、その山のものの生りとかにもよります、出没が多かったり、少なかったり、また、個体数が増えたり、減ったりというのがございますので、様に増えている、減っているということはいえないところではございますが、少なくとも平成 27 年、昨年度は 298 万円に対しまして、平成 26 年度、その前の年、一昨年は 400 万円を超えているということでありまして、その前の年はまた、300 万円、289 万円ということで、デコボコをこう繰り返しているような状況にはなっております。ただ、ご指摘ありましたように、被害対策の方も、町では積極的に進めておりまして、昔はネットを掛けるというような被害対策が主だったんですけども、最近、先ほど議員ご指摘のように、電気柵というのを町の方で積極的に補助しておりまして、これにつきましてはやはり、お話しはあったんですけども、一定程度の効果は期待できますし、実績としては出ております。あとは、その電気柵の掛け方の問題でして、下から潜りこまない、または上から飛び越えられないように、ある程度の高さ、段数をやる、またはその付近の樹木を伐採して、上から飛び越えられない、そういった部分の対策も併せてやらないと、効果が薄れてしまうところでありまして、町といたしましては、その辺の設置に関する指導、支援なども併せて実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 西会津町のホームページに出ている西会津町鳥獣被害防止計画というのを見て、私も調べたんですが、一応、28 年も目標を持ってやってらっしゃるんですね。それで、増減があるとありましたが、山の物が多い分にはいいんですけども、要は被害額が出るということは、人里に出てきたものに対する被害だと思っておりますので、やはり目標に向かって、大変だと思いますが、猟友会の方々を含め本当に頑張ってくださいたいと、それがやっぱり、町民の皆さんが安心安全に暮らす町につながるんじゃないかなと、私は思います。

それで、クマの捕獲に関しては、農作物及び人的被害がある場合に関しては、人的被害の場合に関しては町が、農作物に関しては対処したうえで、だめであれば県というふうなお話でしたが、一つお訊きたいのですが、被害の概念というのはどこら辺で線引きをしていらっしゃいますか、教えてもらってもよろしいですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

クマの被害等につきましては、一番は何と言っても農作物被害という部分になりますが、農作物被害の場合は、本当にあの、中を踏み荒らされた、食害があった。その現場の写真を撮って被害額を算定して、それが被害というような形で受け入れられる、県の許可の対象になるというようなことでございます。また、先ほどありました町の許可の部分で、危険の防止対策の部分につきましては、集落近辺に出没しているというようなことが、事実があれば、もうそれが既に脅威ということになりますので、町長の判断による捕獲許可が出せることになっております。以上であります。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。これあの、昨日ですが秋田で 3 人亡くなって、さらにもう一人

山に入っていった人が亡くなって、その後、岐阜だと思いましたが、林道を歩っていたらクマに襲われたとか。このところテレビでもそうですが、結構、人の命や怪我にかかわる事件というか、要は被害が非常に聞かれております。やはり、絶対という対策はないと思いますし、西会津町、これだけ多くの森林に囲まれて、我々も生活していますが、そのなかでやっぱり鳥獣と全く向き合わずというのは不可能なのは分かりますが、一步間違うとこれ人の命にもかかわりかねない、クマに関しては、被害だと思いますので、やっぱり今後もそうですが、猟友会の人をお願いするしかないんだと思いますが、迅速な対応が不可欠となりますので、その辺も踏まえて、まあ体制は常に、日頃から準備万端にさせていただきたいなと思います。

それで、ニホンザルに関してですけれども、ここにもありますが、鳥獣被害対策計画のなかにもありましたが、一部の地域に関してはもう、これだけやられちゃってもう、我々も、もうどうしようもないと、サルにやられちゃうからもう作ってもどうしようもないんだと、そういう人たちもいるんですね。電柵に関してもそうですが、電柵の補助の多い少ないというのはあると思うんですが、パーセントでこの間、私調べて、教えていただいた数字でも言っていたいただきましたが、年配の、例えば年金をもらっている人とかですね、この町に多いと思います。年金をもらっていて、少しでも自分の生活の足しと思って農作物を作っている方々に関しては、やっぱり高額な電気柵に関しては、なかなかいくら町の補助 35 パーセントでしたっけ、45 パーセント、まあ、ありますが、もらってもなかなか手が出ないんですね。インターネット等で見れば、調べたら2万、3万、4万、5万というのも確かにありましたが、なかなか年配の人たちというのは手が出ないというのも声として聞きました。町としてはこの電気柵の補助に対して、もう少し上乗せをするとういような方向性というのをお考えないでしょうか、お伺いいたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 電気柵の補助につきましてのご質問にお答えいたします。

電気柵は、個人で、基本的には多くの町民の方が個人で設置されているところでございますが、電気柵を設置した畑は守られて、その脇にある電気柵を設置されていない畑がやられてしまうというような実態がございます。町といたしましては、そういった部分も考慮しまして、共同で電気柵を設置する場合には、補助率を嵩上げしております。なおかつ5アール以上ですね、5畝以上の設置する場合には更に補助率を嵩上げするというような制度を使っておりまして、最高で45パーセントの補助率になる訳でございます。冒頭申しあげましたように、こういったことで、個人で自分の畑を守るだけでなくでですね、共同で、より広い範囲を守るような指導、電気柵の設置の補助の指導というのをしております。それによりまして補助率が上がってくるというふうなこともございますので、今後ともそういった形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 あの、とにかくお金持ちの人はいいんですが、やっぱり年金で暮らしている方というのは、1万円、2万円でも惜しいというのが本当だと思います。そういう意味でも確かに先ほど言ったとおり単体じゃなく、近所の人と一緒に申し込めば45パーセントになると言いましたが、このパーセンテージのアップにしても今後検討いただければ、例え

ばそれを導入しやすくなって、住んでいる方々がどんどん電気柵を作っていけばそれだけサルも諦めて被害も少なくなってくると思いますので、これ 298 万円という大きな被害額の出ていますので、そういった面も含めて今後、対応等を考えていただきたいなと思います。

またあの、1 頭捕獲した猟友会の方々が、クマ、サル、イノシシ 1 頭、確かクマ 1 万円で、サル、イノシシは 8 千円でしたよね。これ、たぶん県から出ている補助の金額ですよ。

それで、県北、県中の市町村のほとんどというのはその、県から出ている補助にプラスアルファ、1 万 2 千円から 2 万円くらい足して、猟友会の方々が捕獲しやすいように対応しているそうです。西会津町もまあ、近隣市町村とのバランスもありますので、なかなかそういったことに踏み込み難いのは分かりますが、今後もそうですがやっぱり一步踏み込んだ対策を考えてみてはいかがでしょうか。お訊きいたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興長 有害捕獲の報償金等につきましてお答えいたしたいと思いますが、確かにイノシシですとか、中通り、浜通りが、被害が相当多い地域については、そういった自治体があるやにも聞いております。

議員もお話いただきましたとおり、町におきましては、猟友会の喜多方支部ということで、喜多方市の分会とそれから西会津町ということで、クマとニホンザルとイノシシと、それぞれの単価が同じような形で設定しております。町は、このほかにもですね、1 頭いくらの他にもいわゆる有害捕獲の活動の出役料、委託料という形で、檻を設置したり撤去したり、また、見回りしたり捕獲したりということで、それはそれでまた別に 70 万円という予算で猟友会さんのほうにお支払をしております。また、そのほかにも、狩猟免許の取得の補助金だったり、そういった部分で、1 頭いくらに見えない部分の支援をしっかりとやっておりますし、この金額につきましても、過去 3 か年でどんどん上げているというようなことございます。単価につきましては、喜多方支部の皆さんとの議論を踏まえながらやっていくことになっておりますが、それ以外の部分で町としてできる支援はしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 最後になります。3 番、秦貞継君。

○秦貞継 あの、近隣市町村のバランスというのも確かにありますが、やはり横並びではなく、やっぱりこれだけ多くの森林を抱える西会津ですから、他市町村もそうですけれども、やはり一步踏み込んだ、先駆的な対応を私は、例えば組合でも主張してもいいと思います。あとは、その町側がね、新しい猟友会に人が入るための補助を一生懸命やっというらっしゃることもお伺いして本当にありがたいなと思うところもありました。ですので今後はですね、地域住民が安心して生活できてですね、生きがいを感じられるよう、町側の対応を望みます。

最後に、学校の先生方に対して、子どもが通学路に出たときに、先生よろしくお願いますと言うんですが、丸腰で先生行ったら、これ私でも、いまクマ出てるというその林のところを、子どもたちのためとはいえ、地域のボランティアの人たちも相当怖いと思いますよ。何も、まあクマ鈴一つつけてチリンチリン鳴らしながら歩いていきますが、そういったことも今後、例えば最低限、何ていうんですかね、棒でも何でもいいんですけど、

追い払えとか、そういったもの、棒じゃだめですねクマじゃ。フォークも刺さらないという話なので、そういった意味も含めて今後やっぱり、いざというときに大丈夫な体制を作っていたきたいなということをお願いして、すみませんが私の答弁（質問）に代えさせていただきます。あるのであれば最後に質問（答弁）を。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 確かに、まずはクマと遭遇しないと。この取り組みを進めてまいりたいと思いますが、万が一クマと出遭った場合を想定いたしまして、現在町では、引率されている方々に対して、クマ撃退スプレーの配備を進めております。このスプレーは、殺虫剤のような形で、中にトウガラシの非常に濃い液体を入れて、それでクマに吹き付け、撃退するというもので、携帯できる、そういったクマの撃退用の道具といたしましては現在最も有効だといわれております。射程距離も5メートルほどあるということです。ただ、このスプレーも万全ではございませんので、先ほども何回も申しあげているように、とにかくクマと出遭わない、出没させないような、その取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 6番、猪俣常三です。今次の6月定例議会の一般質問に2点ほど通告をしておりますので、随時質問をしてまいりたいと思っております。

質問に入る前に、平成28年4月14日に熊本県に発生した、かつてない大規模地震により、震度7をはじめといたしまして、5月中旬には震度3以上の余震が1,400回を超えると。これらの地震によって、死者49名、不明者1名、けが人、見舞われた方々が1,800名を超えると。いまもなお数万名の方々が避難をされております。被災に遭われた方々に対してお見舞いを申し上げます。亡くなられた方々につきましては、心から哀悼を意を捧げ、ご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

さて、本町では、県代行事業により進められている新橋屋橋の橋梁上部工事が進められようとしております。また同時に、県道樟山バイパスに橋が架けられ、上部工事が進められております。重要路線として位置づけられている町道野沢柴崎線の西会津町縦貫道路の橋立3号の橋の橋梁上部工事も進められております。野沢駅前通りの公園整備事業も動き始めております。さらには認定こども保育所の本体工事も動き出そうとしております。地域販売力強化施設が、道の駅よりっせの隣に8月初旬のオープンの運びとなっております。

このようにハードな事業が進められることから、本町の町づくりが着々と進められているところでございます。

さて、衛生環境問題についてであります。このことに町が直接的に関わる事業ではありませんけれども、質問に入ってまいりたいと思っております。

平成28年4月13日の新聞報道によりますと、新潟県を流れる阿賀野川、徳沢地区のところまでは阿賀川ということでございまして、その水から異臭が確認され、調査の結果、喜多方市を流れる支流、濁川、田付川まで遡り、異臭が確認されたことを受けてお伺いをしてまいりたいと思っております。

1点目は、阿賀川は、本町を流れる河川でございまして、町は異臭に気付いていたのかどうか。

2点目は、農業用水として利用している水田や魚等に影響はあるのかどうか。

3点目は、衛生・環境に影響がある水質汚染があった場合、町の対応についてお伺いをいたします。

次に、危険箇所の防護対策についてであります。一部、同僚議員の質問と重なるかもしれませんが、町全体な見地からお尋ねをしてみたいと思います。

女子大生の身に痛ましい出来事が起きたのが5月初旬のテレビ報道によりまして、島根県の県道において、走行していた軽自動車に石が転げ落ちて助手席に乗っていた方が死亡する事故が発生しました。人の生命や財産を守ることが大切なことから、お伺いをいたします。

1点目は、町道、農道、林道等に対し、危険箇所がないのかどうか調査をされたことがありますか。

2点目は、本町において、危険と思われた箇所に対して防護対策は、どのようにされておりますか。また国道や県道の危険箇所と思われるところに対し、どのように対処されているのかお伺いいたします。

3点目、河川においても危険箇所が見受けられますが、管理者に対してどのように対応されていますか、お尋ねをいたします。

以上をもって私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、私からは、衛生、環境問題についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、4月に、町を流れる阿賀川の異臭についてであります。町は異臭について気付いていたのかとのご質問でございますけれども、阿賀野川水系の河川及び水路など、公共用水域等に係る水質に影響のある事故が発生した場合は、福島県会津地方振興局から連絡が入ることになっております。

しかし、今回の異臭の件につきましては、特に振興局からの連絡はなく、町民の皆さんからも特段連絡等がなかったことから、町としては、全く把握しておりませんでした。

このため、今般、会津振興局へ確認したところ、今回の異臭の関係については、原因とされる物質が、食品添加物の香料リストにあるピラジン類の化合物の可能性が高く、環境基準に違反するものではなかったことから、町に対して連絡をしなかったということでありました。

また、農業用水や魚等、環境面での影響について確認をいたしましたところ、影響はないという回答でありましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、水質汚染があった場合の町の対応についてであります。町内の河川及び水路など、公共用水域等に係る水質汚濁が発生した場合は、先ず、会津地方振興局へ連絡し、被害の拡大化を防ぐ対策を県と協議しながら進めることとなります。

なお、工場からの排水が公共用水域等に流出の場合は、予め自主的に測定し、適正な処理をすることが義務づけられております。また、特殊な排水を排出する工場などは公害防止協定を結び、その安全を確認することとなっております。

町といたしましては、今回のような問題が発生した場合は、関係機関との連絡を密にし、

事故防止に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、危険箇所の防護対策についてお答えをいたします。

町が管理する道路の危険箇所の調査や修繕等は、定期的な道路パトロールを実施し、随時、対応をしております。危険と判断される箇所があれば、バリケードによる注意喚起や応急補修をただちに実施し、後日、緊急度に応じ補修や経過観察等により、対応をしております。

また、規模の大きな箇所は、改良舗装などの補助事業の活用を視野に入れ、計画的に対応をしております。

次に、国道や県道において危険箇所を発見した場合の対応については、道路を管理する国土交通省郡山国道事務所や福島県喜多方建設事務所へ速やかに情報提供をし、規模が大きなものは機会を捉え要望したり、直接に要望書を提出するなど対応をしているところでございます。

一方、河川につきましても道路と同様に、危険箇所を発見した場合、河川を管理する福島県喜多方建設事務所へ速やかに情報の提供を行い、随時、対応をしておりますので、ご理解をいただきたく思います。

○議長 暫時、休議します。(11時42分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほどの町長からの答弁をいただきました。

いよいよ再質問をさせていただきます。

その前に、答弁のなかに振興局からの連絡はなかったとされている部分と、町としては全く把握はしていなかったというご回答でございますので、なぜ、この振興局からの連絡はなかったことなど、また町として全く把握はしていなかったということについての見解をお尋ねしておきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

町長が先ほどご答弁申しあげたとおり、今回の異臭につきましては、振興局からの連絡はございませんでした。振興局に確認したところ、今回の異臭につきましては、原因とされる物質が食品添加物の香料リストにありますピラジン類の化合物ということで、環境基準には違反しない物質、香料リストであるということから、連絡をしなかったということでございますので、よろしく願いいたします。

それと、町でも特段、住民の皆様から等もですね、ご報告と申しますか無くて、特に町でも把握はしてございませんでした。以上でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 じゃあ、町民からの連絡があったとすると、行政は動くという解釈でいいかどうか。そこら辺を交えてお答えください。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

町民からの情報ということもございましたけれども、まず町で確認するのが第一段でございますけれども、今回の件につきましては、異臭も、冬期間ということもあって感じられなかった部分もありますけれども、町としても異臭については把握をしていなかったというのが実状でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 この答弁のなかに実際把握はしなかったと書いてはありますけど、いま現在どんな状況になっているのかを含めてお答えいただきますということと、実際はその後どのようなかたちで喜多方の濁川かまたは田附川の、そこら辺の近辺まで遡ってみましたときに、いま現在どのようになっているのか、そこら辺のところも含めてお答えいただきたいんですが、お尋ねします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えを申し上げます。

まずこの発生といいますか、原因でございますけれども、2月ごろになりますが、飲用水として使用されております新潟県新潟市、新潟県側では、ほとんどの市町村で飲料水として阿賀野川の水を利用されている訳ですけれども、住民の方から、ちょっと臭いがするというような情報が新潟県の方に寄せられまして、新潟県では阿賀野川の上流の方まで調査をしたところ、どうも福島県域の方から続いているということで、福島県も一緒に調査をいたしまして、原因につきましては、議員おっしゃったように喜多方市の田附川、濁川ですか、の方まで遡られたということでございます。その後の調査におきまして、喜多方の電気機械器具製造工場のほうから、その物質が排出されているということが特定されました。この原因につきましては、電気機械器具製造メーカーでございますので、そこから意図的に出るような物質ではないということでございまして、何らかの製造過程において、化学反応とかいろいろございますけれども、それを起こして、香料リストのピラジン類のものが生成され、排出されたのではないかとということで、いま現在、福島県の方で、その生成過程と申しますか、その原因をですね、調査をしているというような状況でございます。それで、申しあげましたように香料リストの一部でございまして、人体あと河川等への影響、臭いは別としまして影響はないというような状況でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 というと、いま現在は、臭いは取れているのかどうか。お尋ねします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○五十嵐博文 お答えいたします。

現時点ではですね、臭いにつきましては、臭気につきましては、ほとんど確認することができないほど、大幅に弱まっているというような状況でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 じゃあ、流れているということですね。そのように解釈してよろしいですね。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

現在、流れてはおりませんので、流れてないというか、そこから排出はされてないということでございます。ただ、いま原因の調査をしていると、どうしてそのような物質がですね、排出されたのかというのを調べているというような状況でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 じゃあ、少しは弱まったというその表現は、実際は流れているということで受け止めているんですけど、そこのところなんですよ。何も私が言っているのは、流れているかどうかが一番ポイントなのよ。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ちょっと舌足らずな部分がありまして、申し訳ございませんでした。

現在は流れてございません。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 じゃあ、いままでのそのデータのものが振興局の方から流れているということであるとすれば、データは保管されていますか。お答えください。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

臭気のデータにつきましては、調査主体であります県のほうで保管されているということだというふうに感じてございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町の直接関わる事業でないということで私は申しあげてはおいた訳ですけども、そのとおりだと私は思います。ただ、当然この町を通る河川なので、どのようなことがあったのか、そういったところを含めまして、データが示されているのであったら、それは町から、行政から請求されて、安全安心なまちの、町民の皆さんにお示し申し上げていただいたほうがいいのではないかということの観点から、お尋ねをした訳であります。

だから、いまその中身を申しあげると、県のほうで保管しているということの、お聞きして、じゃあ、町としては、データがあったことに対しての請求はするのもしないのか、お尋ねします。お答えください。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

データに対しての請求ということでございますけれども、ご答弁申しあげましたとおり、人体に影響のあるような物質ではないということもございまして、環境的な部分におきましても、それですので、特段請求するつもりはございませんけれども、資料としまして、町民税務課のほうです、請求といいますか、内容についてもちょっと聞いてみたいとは思っています。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なぜ私がこれを聞いたかということ、町長が答弁するについても、そのデータが無かったら、これ絶対流れてませんよということは言い切れないから、データはきっちり求めておくことはできないのかということをお願いした訳であって、そうでなかったら、誰がどういう形で信用していったらいいか分からない訳ですよ。だから私がそこを聞

いたわけ。だからデータがあるんだったらお示し願ったほうがいいのではないのか。こういう訳だと。だからそれについて再度お考えを求めます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

現在、流出については止まっているということでございまして、県のほうでもその生成に関する部分について調査をしているということでございますので、調査、最終的な結果が出ましたら、人体に影響はない物質ではございますけれども、報告について県のほうからご報告をいただきたいと考えてございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのようにお願いしておきたいと思います。

実際は、ここを通っていった際に、現在どういうふうになっているか分からないけれども、農業用水というのがある訳ですね。現在、使っているとは思いますが。実際は西会津町に飲料用水として使っている箇所があるのかないのかだけちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 飲用水ということでございましたので、私のほうからお答えしたいと思います。

阿賀川の水を直接飲用水ということで利用しているところはございません。

○議長 6番、猪俣常三君

○猪俣常三 ないということで受けていけばよろしいですね。

もちろん水田もかなりこの阿賀川の水利を使っているところもあると思うんですが、参考的にはなるかと思えますけれども、集落とか、あるいは戸数とか、あるいは面積等が参考に分ければ、後で教えていただければありがたいと思えます。

それで、実際は、魚の件については異常ないというふうになっているんですけども、実際はなんかこう、答弁のなかには香料とかというふうには聞いた中身だったかなとは思いますが、香料の内容ではありますが、いずれにせよ魚そのものには本当に影響がないかどうか、そういったところをお尋ねだけ、再度確認だけしたいと思えます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

この香料リストにありますピラジン類というものでございまして、ご答弁申しあげましたとおり、人体、生態系には、臭いはありますが影響ないということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君

○猪俣常三 影響はないということで受け止めておけばよろしいですね。はい。

そうしますとじゃあ、今後、この阿賀川が水質汚染というものが出てきた際に、すべて振興局のほうからデータが、連絡とかそういうのが入ってくる訳ですけども、いかに情報を掴むか掴まないかなんですけれど、どのようにお考えになっているかお尋ねします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

阿賀野川、阿賀川には福島県から新潟県まで流れる河川でございまして、その支流も数

多くございます。もちろん県からの情報、逆に市町村からですね、例えばオイルが混じっているとかいう情報もございます。そうした場合に広域的な取り組みも必要でございますので、まずはその市町村と県と協議をし、それで、なおかつ広範囲にわたることですから、阿賀野川水系の水質全般にも及ぶと思われまますので、阿賀野川水系水質汚濁対策連絡協議会というのもございまして、関係市町村、福島県内、新潟県内数多くございますので、そういう協議会のなかでも対策を講じるというようなことになってございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それは年何回ありますか。その審議会というのが。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

この協議会につきましては年一度の総会ということでやっております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 じゃあ、そこでどのような要望などされてきた経緯など、お話をされてきた内容などがあつたら具体的に話していただけますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

特段うちの町からですね、出しているような議題などはございませんけども、水系、数多くの市町村がございまして、例えば美化への取り組みですとか、環境、こういったことがあつたというような例えば問題があつた場合にですね、ご報告があつたりとか、そういった議題もございまして。それで、主にはやはり環境に対する美化の取り組みですとか、そういったものも議題となっているような状況でございまして。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 じゃあ、今回このようなことがあつた際に、この協議会というのが開かれると思いますけど、どんなことを要望されますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今回の件につきましては、人体に影響を与えるような被害では、被害と申しますか、物質が特定された訳ではございませんので、臨時的な協議会を開くまでにはならないのかなと。ただ、議員おっしゃいましたように、こういった事例のご報告というのは、こういったものが流れ出ていうふうなご報告はされると思われまます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 この課題が大きくクローズアップしてきたということは、先ほど申し上げましたように、新潟市がたまたま飲用水を使ったことから、泥臭いような臭いをしたということで、遡られて喜多方市の田附川、濁川が浮かび上がってきたというのが判明した経路なんですけれども、こういうことになったときに、やっぱり一番大事なことというのは、確かに町には直接関わるものではない事業ではあるけれども、どういうふうにかつた一番難しい衛生と環境の問題を、情報の掴み方、素早い情報の掴み方、どのような考え方が町として持つておられるのか、お尋ねしたいと思ひますので、お答えください。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　お答えをいたします。

いろいろな環境問題、様々ございますけれども、そういった部分につきましては、本当に安全安心に関わる部分でございますので、町と県、そして広域的な取り組み、迅速な取り組みが必要になろうかと思っておりますので、発見した場合、また、分かった場合はですね、速やかに関係機関と協議のうえ、対策を講じるというふうにしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　なぜお話をしたかという、これ、公害防止協定みたいな、公害防止協定というのが出てきているのですね。特にこの問題が出てきているということは、すごくあの、いいことだと思ってます。だから、これとの絡みが出てきている限りは、県、もちろん町もそうでしょうし、さらに一步進めた場合ですと、どういうその歯止めがつくのかということですよ。他の県が分かっている、西会津町が分からなかったというのが私としてはどうしても知りたいとこだったので、お尋ねしてるんですけど。

○議長　　副町長、伊藤要一郎君。

○副町長　今回の異臭に関するこの環境衛生の問題につきましては、いまほど町長、それから担当課長からそれぞれお答えしたとおりでございますけれども、非常に環境問題、重要な課題でございます。議員がいろいろとおただしのよう、こういった問題がですね、起きた場合のいち早い対応というのがまず大事なのかなというふうに感じております。

そういったなかにおきまして、今回の場合でありますけれども、先ほど来お話し申し上げておりますけれども、新潟の方でそういった事例が確認されまして、それを遡ってみたら、喜多方のある会社がある原因であったということでございます。そこで、西会津町が確認できなかったのかということでもありますけれども、当時、気象的にも冬期間ということもあって、臭いがあまり発生するような、確認できるような状況でもなかった。あるいは、臭いがありますのでそういった確認はできない。油なんかであります、川の表面にそういったものが浮かんでくるということで確認できますけれども、今回はこういったところで、なかなか西会津町の中では確認できるような状況ではなかったということで、そこはまずご理解いただきたいというふうに思います。それで、先ほど町長が答弁申し上げましたけれども、こういった排水関係の問題のなかです、予めこういった大きな河川なり、小さな河川も含めてでありますけれども、そういったところに工業用排水等を排出する際はですね、まず、自分みずからの、工場がですね、きちっとその排出の状況を確認しておく、それから、特殊な排水を排出する場合には、先ほどおっしゃられましたけれども、公害防止協定だとか、そういったものをきちんと締結して、こういったものは絶対に流してはいけませんよという取り決めを決めてやるということになっておりますので、そういったところもですね、二重三重のチェックをかけながら、その対応を現在しているということでございます。これからはですね、そういった排水関係、確認できる部分、なかなか確認できない部分もあろうかと思っておりますけれども、万が一そういったものがですね、確認できましたならば、即座に対応して、その被害が拡大しないように対処してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よく分かりました。

私のもう一つお尋ねしたいところは、やっぱり町民の皆さんが安心安全に暮らせるやっぱり本町の町なんだと考えている関係上、どうしてもこういう衛生、環境問題については神経をとがらさず部分があるわけです。そういう観点でお尋ねをしているわけであって、そこでもう一つお尋ねしたいのは、たまたまこの問題が、物質的な部分はちょっと分かりませんが、ピラジン類という化合物だということでありまして、実際このことが関係する範囲内の町民、住民の皆さんといたしまししょうか、そういったところの周知、これは大丈夫ですからというようなことを考えたことはなかったでしょうか。周知的な部分はされたのか、されないのかを聞く前に、当然大丈夫だよということの周知はされたかどうかとお尋ねしたほうがいいのか。

○議長 ちょっとまとめて。周知とはそれは誰に対する周知ですか。

○猪俣常三 あの、先ほど申し上げましたように、集落あるいは戸数、面積等に関するような方々が分かったとすれば、そういうふうなところか、あるいは河川の近隣の皆さんとか。

○議長 範囲が凄く広くなる。喜多方から新潟までになる。

○猪俣常三 本町、本町ですから。本町の範囲内の方に周知は考えたことはありましたか。されたのかどうか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 先ほども担当課長のほうからもお話申しあげましたけれども、今回の物質につきましては、いまほど申しあげましたように、香料リストにございますピラジン類の化合物の一種だろうということで特定された訳であります。この物質につきましては、先ほど来、何回も申しあげておりますように、人体あるいは環境面においても影響はないという県からの報告でございますので、これを殊更にですね、町民の皆さんに敢えて周知することによって、何て言いますか、その、ちょっと言葉が出てまいりませんが、かえって話に変なふうに大きくなるよりは、全く問題ないという県からの話をいただいておりますので、今回はそういった意味では、町民の皆さんには敢えて周知とかそういった作業はしていないということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よくわかりました。

今後、十分なあの、汚染に対するところの、この河川、一級河川なので行政に頼らざるを得ないわけですから、そこら辺のところ、さらに一歩進めていただいて情報の収集に努めていただければありがたいと、こんなふうに思います。ただこの、異臭の原因であった物質がはっきり分かったものだから、それはそれで私も理解します。これ以上のことは申し上げませんので、十分対応していただきたいと思います。

次、テーマを変えまして、まずあの、危険箇所の防護対策の方へと移りたいと思います。

そのなかで、定期的な道路パトロールを実施して、随時対応しておりますということなので、まず、ここら辺のところは具体的に町道、それから農道、林道、まずあの、件数くらい分かる範囲内でお答えいただけるかどうか、いただけたらお答えください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　それではお答えいたします。

この道路のパトロールにつきましては、定期的というのは、一週間に一回、定期的にはパトロールを行っております。ただ、それ以外にも随時必要があれば、パトロールは行っているところでございます。それで、パトロールの主要な箇所は、一般的に生活で使っている道路、これをやはり重点的にパトロールをしているところでございます。即ち町道だけでなく、林道、あとは一部農道も行っているところでございます。そういった際に、やはり、危険なところがあればすぐに対処をするようなことで処置をしているところでございます。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　当初、質問では危険箇所がないか調査をされたことがありますかという質問をした訳でありまして、実際したのかどうかを伺っておきます。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　危険箇所の調査ということで、それ独自に行ったことではないんですが、先ほど申しましたように、実際に道路をパトロールをしております。その際に危険な箇所はないか、それを調査をし、危険であれば対処をしているということでございます。

その中で危険な場所があつて、すぐに対処できるものは対処して、そうでないものは、パトロールの台帳というものがある訳でございますけれども、どこどこを廻って、ここにこういうのがあつたと、それを見て後日、補修をするというような形でやっております。

ですので、その都度、箇所数、今日は2、3箇所あつたとか、あと今回はなかったとか、そういうのでございますけれども、箇所数というよりもむしろそういう形で順次廻りながらやっているということです。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　私の質問がまずいのかどうか、仕方がまずかったのかどうかの問題なのかなと感じておるんですけども、要はこの出来事は、島根県で起きた内容なので、事細かく申し上げれば、思ってもいなかったところに石が転がり込んで、女の方の命が、尊い命が、死亡事故につながつたと。ところが県は分かつてたと、こういう話なのね。そうすると、危険箇所な訳ですよ。早い話が、分かつててなんでやっておかなかつたのっていうことからすれば、西会津町にもこれだけの、8割方の山を持っていて、2割くらいの箇所が町道、農道、あるいは林道があるんだけれども、それだけパトロールをしていたら分かるでしょと、こう思うからこそ件数発表してくれませんか、こう申し上げた訳です。

だから、それが出来ていないということになると、じゃあ何やってんのよってなっちゃうから、発表してくれませんか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　あの、町には様々な先ほど言った道路があります。農道、林道、町道。町道のなかにも一級町道、二級町道、相当数な路線がある訳です。その危険度を全部提出しなさいということになってくると、これ膨大になってくるわけでありまして。ですから、いま町として仮にそうした危険的と思われるような箇所については、これ、把握していないわけでは決してありません。先ほど1番議員から質問も出されましたけれども、泥浮山線のこういった箇所についてはどう対処するんだという話も出ました。これは確かにこの、もし落

石があったり、雪崩があった場合に、大きな事故つながった場合、それはどうするんだと、こう聞かれてしまいますと、これはもう町としてですね、そうならないように対処せざるを得ないというしか答えようがないわけです。ですから、いろんな道路については、それぞれの路肩の問題とかあるいは落石、さらには雪崩の危険度があるとか、そういったことも含めてですね、対応しているわけでありますから、例えば、そのなかでも特にこういう箇所については町として対応せざるを得ないんじゃないんですかとか、こういったことであればですね、すぐその措置や判断というものを基づいて対応するわけですが、全部の道路について危険度を、件数を今すぐ出せといっても、持ち合わせている資料はないわけがあります。

ただ、これは、いままで工事を必要とするところ、あるいは補修を必要とするところについては把握はしているというふうに思っております。ですから、そういったことについては、ある意味では絞りながら、的を絞りながらですね、対応していただければありがたいなというふうに思います。ただ全体を括って道路状況のなかで、雪崩と落石がいつ起きるか分からないから、その危険のある場所を全部出せということになると非常にこの、答弁にも今すぐ出せる資料というものは限られてくる訳です。その点は理解をしながらですね質問をしていただければと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長からのご答弁をいただいて、まあ非常にあの、難しい問題の範囲内まで質問をさせていただいた訳ですが、そのご苦勞はよく理解しているつもりでございます。ただ、泥浮山につきましての道路箇所でございますけれども、こういったところは危険箇所の一番危険度が高いところではなかろうかなと、こんなふうには思いますが、同僚議員が質問のなかに折り合わされておりましたので、私もそこら辺の範囲内の話も含めまして考えていた訳ですけど、私は町全体を考えての内容でまだまだあるはずだと、こう切り出してきた訳ですが、極端なことをいえば、国道や県道でも一つの地区をいうのは失礼だかもしれません、上小島から、下小島からでしょうかね、あそこから入っていく八重窪、井谷方面に入っていく道路などは、ご承知のとおり、あの道路の姿なもんですから、ああいったところなどは、私は想定している訳であって、そういったところの部分とか、もっともっとある訳です。だからそういったところの、難度の高いところ、こういう危険箇所はどうだということをお尋ねしている訳であって、全部出しなさいというふうになりましたら、これはなかなか提示のしようがないんだろうと、こんなふうには思います。

そういった面を一つひとつ精査し、一歩前進させていきたいということがありまして、私は質問に立たせていただいている訳です。ですから、極端に言えば、八重窪や井谷方面に上がってくるところのああいいう危険箇所だといわんとするところの箇所を照らし合わせて、どの程度の件数がありますかと、もしあそこから石が転げ落ちて、スノーシェッドとかそういうのがあるかもしれませんけど、そうでないところで石が転げ落ちたとか、そういう場合が予測できる箇所がありませんかとお尋ねしている訳で、そういう箇所があったら何箇所かお答えいただけないかと。

○議長 質問を絞って。

○猪俣常三 町長の答弁は十分理解はできます。それ以上の広くは考えないで絞っていく

ようにはしていきたいと、こんなふうに考えますが、いま当面として、町として、どのようにこれからの危険箇所、何箇所か絞っていきやっていますよという箇所がありましたらお答えください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 本町の道路は、先ほど議員おっしゃったように、かなり法がきつかったり、急峻な地形を通っている路線がかなりございます。また、かたや片側が川といったところがあって、やはり特に林道関係を使っているところでは、かなり厳しいところがあるなというふうに町としては認識をしております。

それで、具体的な対策をしている箇所というようなことでしたので、そうであればお話ができるということで、林道の青坂線につきまして、あそこは今すぐ落ちてくるという状態ではないんですが、大きい石がやはり、かなりあります。あそこについては林業事務所（農林事務所）と話をしながら、その石について除去をするというようなこと、いま手筈を整えているところです。

そのようなことで、パトロールを通しながら、これが落ちてきたら、小さな石であればそれほど聞かないですが、島根であったように1メートル大というような大きな石が落ちてきて、それで起きた事故のようですので、大きなものについては除去をするなどの適宜対策をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 時間もなくなってきましたから、とにかくその考え方で、いち早く進めていってほしいと、こんなふうには思います。

もう一つは、河川の方に移りますが、河川でもいま現在、奥川にも大きな河川がございます。それからまた小川みたいなところの河川もあるんですけども、その中だって大きな石が落ちて小川が塞ぎ止められているという現状もあります。そういったところが、もしお気づきのところがあって、町がいま対応していますよということがありましたらお答えください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 河川ということでございまして、うちの河川、ほかに比べますとかなり急流、また先ほど議員がおっしゃったように、結構石が落ちてくるような川がございます。

こういった際には、特に人家があるところについては砂防という事業がございまして、砂防のダムを作ったり、そういう施設を作りながら実際にやっている箇所がございます。奥川のほうでいきますと高陽根のほうですね、あちらのほうかなりそういう石ころとか出ているという地元からの要望もございましたし、そういうことがあって、昨年からは県のほうで砂防事業を取り組めないかということで調査をしているというようなことで、県が管理している川については町のほうから県のほうに要望をして、それに応えていただきながら県のほうで事業をさせていただいているというような状況でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのとおりだと思います。私は見たところでは、かなりこの地区は危険箇所が出てきているんだなというふうに思っています。いま現在も起きてます。それでまた、河川の部分でも奥川河川というところもありまして、石垣が崩れ落ちている箇所もありま

す。そういったところも、一応お答え要りませんけども現在起きています。そういったところも何らかの情報が得られるように、その仕組みを、また、区長さんばかりでなくて、いろんな角度から町にあげてくれというようなことの情報網の整備なども含めて考えておいていただきたいなど、こんなふうに思います。

時間もなくなりましたことから、この一般質問を終わりたいと、こんなふうに思います。長時間ありがとうございました。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 議場の皆さん、4番、小柴敬であります。

今次、二つの項目につきまして一般質問をさせていただきます。

それでは第1項目めでございます。

ふるさと応援寄附金について質問をさせていただきます。平成28年度一般会計における、ふるさと応援寄附金の予算金額は500万円を予定しております。今議会まで2か月を経過し、目標達成に向けた次の項目についての町のお考えをお伺いいたします。

まず1番目、5月20日、在京西会津会にて、ふるさと応援寄附金のPR等を実施し、その後の経過、寄附金の金額等は、この議会開始までにどのような状況でありますでしょうか。

2番目、現在の寄附金の返礼品に対する記念品の見直しはお考えしているかどうか。

3番目、ふるさと応援サイトのふるさとチョイスですね、こういったインターネット等への掲載について町はどうお考えなのか。

これを1項目めとしてお伺いいたします。

2項目目は、認定こども園についてであります。

去る5月16日の全員協議会において、認定こども園整備事業についての説明を受けました。また、17日開催の臨時議会にて、平成27年度から平成28年度への単価の入れ替えや、床暖房の追加等を含めた総額5,680万円の増額となる一般会計補正予算を可決いたしました。

今後に向けた次の項目についてお伺いします。

1番目、県からの補助金指令交付及び建設工事の請負契約の進捗状況について。

2番目、請負契約の成否によっては開園までの計画に相当な遅れが考えられると思いますが、建設計画のゆとりはどのくらい取ってあるのでしょうか。

3番目、保育士の配置基準による現在の充足数及び年齢構成についてをお伺いいたします。

4番目、平成29年4月1日開園予定後の園児の推移についてもお伺いをいたします。

5番目、今後の保育士の退職等による人員確保についてお伺いをいたします。

最後になりますが6項目目、園児の送迎は基本的に町のマイクロバスでの送迎とお伺いをいたしておりますが、予算措置あるいは時間配分についてのどの様なお考えで対応していくのかお伺いをいたします。

以上、2つの項目について町の回答をよろしくお願ひします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 4番 小柴敬議員のご質問のうち、ふるさと応援寄附金についてお答え

いたします。

ふるさと応援寄附金についての方針等につきましては、3月議会定例会で答弁したとおりですが、改めて申し上げたいと思います。

ふるさと納税制度は、町のPR、そして町財政におきましても大きな効果が得られる制度と考えております。ご承知のとおり、本町の「西会津町ふるさと応援寄附金」につきましては、昨年度制度の見直しを行い、返礼品についても、町の特産品や伝統工芸品など寄附金の金額に応じた内容としたところでございます。

また、新たなパンフレットを作成し、町内各世帯や町の主な施設へ配置したところであり、来町された方々への周知を図るとともに、各種物産展等のイベントや在京西会津会等での情報発信に努め、全庁・全職員でふるさと応援寄附金の推進に取り組んでいるところであります。

平成27年度は、121万5,406円、平成28年度は、5月31日現在、46万5,000円のご寄附をいただいております。このうち在京西会津会後では、32万円のご寄附をいただいたところであります。さらに先日は、在京西会津会に出席いただいた方から寄附の手続きについてのお問い合わせもいただきました。

返礼品につきましては、全国的に内容が豪華となり、自治体間の競争がエスカレートしておりますことから、国から適正な返礼品とする旨の指導がなされております。なお、返礼品の見直しにつきましては、昨年度見直したばかりであることから、今後は寄附者のニーズ等により必要に応じて、その都度見直しを検討していく考えでありますのでご理解願います。

次に、ふるさとチョイスなどネットへの掲載についてであります。ふるさと納税の代表的なサイトでありますふるさとチョイスの利用料につきましては、無料掲載部分を除きますと、特集紹介等の企画料でありまうけれども、1回30万円から45万円、月額の利用料が65,000円からとのことであり、年額で税込みで130万円程度の経費となります。ネットによる申し込み・支払い等につきましては、今後十分に検討させていただきたいと思っております。

なお、現在町で進めております、ふるさと町民制度とマッチングしながらの取り組みや、5名の地域おこし協力隊の意見等を参考に推進することも大変有効であると考えておりますことから、随時改善を図ってまいりたいと思っておりますのでご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 4番小柴敬議員のご質問のうち、認定こども園についてのご質問にお答えします。

少子高齢化が急速に進む本町において、町の将来を担う子ども達が、健やかに成長できる環境をつくることは大変重要な課題であります。

そのため、乳幼児保育や延長保育・病後児保育などの多様化するニーズに対応した保育サービスの充実と老朽化する保育施設へ対応するため、平成29年4月開園に向けて認定こども園の整備を進めております。

始めに、施設建築に関する質問ですが、補助金につきましては、森林整備加速化・林業再生基金事業を活用することとしております。

本年4月15日に県から補助金配分予定と計画書提出の通知があり、その後実施計画承認申請など各種手続きを進めてきたところ、6月6日付で木質バイオマス利用施設等整備

事業の交付決定がなされ、木造公共施設等整備事業につきましては6月8日付で交付決定がなされるとの連絡が入っております。

建築工事につきましては、喜多方建設事務所の設計審査終了後、5月18日に条件付一般競争入札の公告をし、6月10日に開札を行なったところであります。

工期につきましては、契約締結の翌日から平成29年2月28日としており、大変厳しい日程となっておりますが、使用する材料を町が調達することで請負業者の負担の軽減を図るほか、工期内完成にむけ、設計業者、請負業者等の調整がスムーズに行えるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、保育士の配置や今後の対応についてであります。本年度の保育所入所児童数は4月現在全体で137名であり、保育士は28名配置しており、それぞれの保育所において職員配置基準を上回っております。

また、平成29年4月の入所児童数を160人程度と見込んでおり、今年度末に退職する保育士の方もいることから、それも見越した保育士の採用について、指定管理者でありますにしあいづ福祉会とともに進めているところであります。

なお、保育士の年齢構成であります。50代が17人、40代が5人、30代が6人、20代が1名となっておりますので、今後計画的に採用をしていく必要があります。

次に、入所児童の送迎についてのご質問にお答えします。

現在、入所児童のスクールバスでの送迎につきましては、尾野本・群岡保育所で実施しており、併せて20名の児童が利用しております。また、片道2Km以上でスクールバスが運行していない地域から通所する児童を対象に遠距離通所費の補助をしております。

来年度のスクールバスでの送迎計画につきましては、現在、来年の入所児童を想定したスクールバスの路線や運行時間を検討しているところであり、遠距離通所費補助の対象地区を含めて早急に決定してまいりますのでご理解願います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは随時再質問をさせていただきます。

6月10日現在で46万5,000円、これに関しては、町側としては多いと考えていらっしゃるのか、それとも500万円に対してはまだまだ少ないと、どうお考えですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今年度の予算額500万円を計上させていただきました。いま現在46万5,000円ということでございますけれども、在京西会津会等でもPRをさせていただき、その後に先ほどご説明申しあげましたように32万円ほどのご寄附をいただいております。今後もますますPR等はしていきたいと思っておりますけれども、やはりPR等でですね、500万円に近づけるように、超すようにですね、頑張っていきたいというふうに考えてはございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 いまPR方法ということで、課長のほうから提案がありましたが、どのようなPR方法をお考えですか。具体的に提案をお願いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

PR方法につきましては、先ほどご答弁申しあげましたように、物産展等ですね、イベント、町内町外での物産もごございますし、あと町内での各種イベントもごございます。そういったもののPR。あとそして、インターネットといいますかホームページ、町のホームページにも載せておりますので、そういった部分、あとはケーブルテレビ等ですね、あとは町内の訪れた方が立ち寄られるであろう主な商店とかですね、ご協力をお願いしまして、パンフレットを置かせていただいておりますので、その辺を有効に活用しながらPRをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 以前、私もちょっと質問というか、町のほうに提案したことがあると思うんですが、例えば42の厄年の時とか、あるいは還暦、あるいは喜寿、そういったときにですね、予め町としてはおそらくデータの年齢構成、どの人がある程度責任者なんだというようなことであるのはご存じかと思うんですよね。それでまたあの、町の職員の皆さんもそれに該当する。自分が今年42の厄払いなんだと、来年還暦だというようなことであれば、その方々にぜひそういったパンフレットをPRして、そしてふるさと納税に協力していただくというようなことであるかと思いますが、その辺いかがですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

前回ですね、小柴議員からもご提案をいただきまして、昨年度1名の方から還暦の同級会をされるということでパンフレットをですね、配布をいただいたところでございます。

また、今年度につきましても、また1名の方から申し出をいただきまして、同級会をするのでパンフレットを数十部いただきたいというようなありがたい申し出もいただいております。

あの、個人情報的な部分もございますので、なかなかこちらから働きかけるという部分も失礼な部分というか個人情報の部分もありますので、やはりその辺につきましては周知を図ってですね、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 まああの、職員の方々の年齢構成、それに該当するというのであれば積極的にこの町の応援寄附金、これに参画していただきたいというふうなことを思います。

それでは次に移りますが、この寄附金に対する記念品の見直し、これはいまのところ考えてないということではありますが、私ときどきネットで拝見するんですが、非常にパンフレットをみてもちょっとぼやけているし、なかなか分かりづらい、それで多岐にわたっている。つまり金額1万円の寄附に対してミネラル野菜であったり、米2キロであったり、民芸品であったりと、逆にいうとお隣の湯川村は、おらのところは3万円納めれば60キロの米だというようなことでありまして、3万円に対しておおむね1万2千円くらいな米ですよ。金額的には。西会津はまあ、1万円に対して大体6千円くらいかかっているのだというようなことでありましたが、そういうことを考えれば、もうちょっとこうスマートな形でもって考えるというような見直しの余地が、今まさに始まったばかりであるかもしれないけれども、やる時期ではないでしょうか。それに対してはいかがですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ご答弁のなかで申しあげましたとおり、昨年度見直しをさせていただきまして、寄附金額4区分によりまして返礼品を決めさせていただきました。この返礼品につきましては、議員もおただしのように、本町の特産品であります米から野菜、あとお酒、あとは桐製品というふうにも多種になってございます。

これにつきましては、ご答弁のなかで申しあげましたが、今後ニーズ等もですね、寄附していただいた方のニーズ等も把握しながら見直しについては考えていきたいというふうにも考えてございます。また、昨年度いただいた方のなかでもですね、ちょっとお米はこんなにいっぱいいらぬから、そのぶん、別なものに野菜等にしてくれというような方もいらっしやいましたし、その辺はニーズに合わせながらですね調整もしていきたいというふうにも考えてございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今回、西会津の場合ですね、寄附金総額500万円予算、その返礼品の記念品として300万円、これを計上しておりますけれども、そのなかで大体どのぐらい農家さんにお支払するんだというような支払予定、それについての計画はいまのところいかがですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

返礼品につきましては西会津町観光交流協会を通じまして手配をいただいているところでもございまして、観光交流協会さんのほうで道の駅よりっせ等ですね、あとはミネラル野菜の販売の方とかというふうにも調整をしていただきながら、一括でやっただいているところでもございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 分かりました。

見直しをするにしてもなるべく早い時期、そういったことを考えていっていただきたいなというふうには思います。

また三番目、ふるさと応援チョイス、これに対して約130万円かかるということでもあります。今回の寄附金の予定総額500万円、返礼品300万円、その差予定でありますが200万円あると。最近自治体経営という言葉がよく聞かれるようになってまいりました。経営といえば思い切った投資、あるいは戦略、そういったものが必要となってまいります。今回のふるさと応援寄附金の収支を考えれば、収入500万円、支出300万円、町として200万円くらい利用させていただきたいと。であれば町長、130万円、ちょっと先行投資かもしれないが、来年の、来年というか今年の後半、あるいは来年を見越してちょっと思い切った決断をしていただきましてですね、この投資という、先行投資、そういった形でこの思い切ったふるさとチョイス等への投資、そういったものはお考えありませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 このふるさと納税、いわゆるふるさと応援寄附金については以前から西会津町の取り組みについて、いろんなご意見をいただいているところであります。

ですから、このふるさと納税のいわゆるこの利点といいますか、そういったことは、いまさら申しあげるまでもありませんけれども、広く一般の国民から自分の選んだ自

治体に対して、ぜひ応援していこうということの意味合いが強い訳であります。

それで、受ける側としては、やっぱりそれに対する返礼品というものについて、これを考えていく訳であります。最近では段々だんだんとエスカレートしていきま、あるいは、その事業そのものがその自治体の大きな収入源となるような取り組みにまでなされている。なかでは億単位でこの応援金を集めて、まあ自主財源の確保といえは聞き場がいい訳でありますけれども、臨時的収益につながっているというのは承知のとおりであります。

そこで、これまで西会津町のなかで私が申し上げてまいりましたのは、もう少しこの町として、できる範囲内のものと考えてみたらはどうかということで、現在パンフレット等が作成され、これはあくまでもですね、いわゆるあの職員のなかでいろいろ知恵を出し合って作ったものであります。

それで、この応援金を、これからいろんなかたちがある訳ですけれども、例えば役場の中だけで取り組む場合と、団体と一緒にやって取り組む場合と、それからもう一つは先ほど議員が申しましたけれども、このサイトによるチョイス等々による、そういったところに投げかけてですね、そして収益を上げるという方法、こういった三つの方法が実はあるわけです。それで、いま西会津町が取り組んでいるのは、まさに身の丈に合った町独自の方法についていま取り組んでいるわけでありますから、そこから非常に大きな収益を得るといふものは、やっぱり根本的変えていかないとなかなか無理な面もあるのかなというふうに思っております。

ですから、いまはそうした西会津町のふるさとを純然に応援していただくという方々に対するこの取り組みの一つのPR方法を行っている段階でありましてですね、これが今年一年間もし行って、そして今後枠の拡大ということに意味合いすれば、先ほど言いましたように私は同級会とか、西会津町のふるさとに戻ってきていろいろな催事に対応していこうとする方についてはですね、町としても、じゃあ西会津町でやっていただけるならば、そういう団体に対して逆にその一つの団体の補助をしてもいいんじゃないかと、それで補助すればですねその代りですよ、その見返りということは何でありますけれども、ふるさと納税に対して対応していただくというような手もこれはあるんでないかなというふうに実は思ってます。これは方法の一つではありますが、西会津町に団体と来ていただける、そしてこのなか中でいろいろと対応していただける。そこには若干の補助をしてもいいからどうぞ西会津へ来てください、その代わりふるさと納税に対してこういう協力をしていただけませんかとかという方法もですね、やっぱりこれからいろんな方法をこれから考えていくということも私はあるのではないかなというふうに思いますので、いま朝令暮改と同じように、これやってみたらどうも多目的になってしょうがないから、もう少しこっちのほうに変えましょうとか、一年間のなかで品目をころころ変えるということについてもいかがなものかと思っておりますので、現在見直すべきところは見直しますけれども、こういったことも含めながらですね、現在のなかで若干取り組ませていただきたいと思います。

それから、例えば今年500万円をあげるんだという意気込みのなかでやるには、それなりの投資ということは必要です。これはやっぱりそれなりの還元をしていかなければ

ばなりませんので、そういった初期投資はですね、私は惜しむべき問題ではないというふうには思っておりますので、そういうことに対する投資をしながら、回収とってはなんでありませけれども、それで収益を得るならば、それは私は先行投資であってもいいんじゃないかなと思っています。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 いまあの、町長のほうから、いい答えが導き出せたんじゃないかのとふと思ったんですが、担当課の五十嵐課長、ぜひですね、いま町長が投資という言葉をお使いになりました。ですから、それから、そうした団体に対する補助とおいう言葉もお使いになりました。その二つをヒントとしてですね、今後、新たな見直し、PR、そういった方法について、なんとか年度内しっかりとした予算が、寄附総額500万円、これ達成するようにしっかりと各課協力していただきまして、達成できるよう頑張っていたきたいと、そう思います。

それでは質問を変えさせていただきます。

6月8日の日に県からの補助指定、これが決定したということでありましたが、2億3千万円交付決定、これで確認よろしいでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 県からの補助指令の金額でございますが、当初予算には今ほど申しました2億3千万円というところで計上しておりますが、その後、設計審査等を通じまして変更になった部分、それから木造ではありますが備品の部分がちょっと補助対象から外れたということがございまして、金額にはちょっと若干変更がございます。バイオマスの補助、それから木造施設の補助あわせて2億2,256万5千円ということでの交付決定になるということでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それではあの、10日に予定していました請負契約、これらについてはおそらく締結したというようなことで、今議会中にまた新たに議案が発生するというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長 暫時休議します。(14時16分)

○議長 再開します。(14時19分)

4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは質問を変えます。

3番目の保育士の配置基準、これについてですが、いま現在、野沢、尾野本、群岡3人の所長さんがいらっしゃいますが、今後一つにまとまるということで、町としてはどのような考えで、それに対して町は意見参加というか、向こうに任せきりという形でしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

保育所、認定こども園が完成しまして、4月に開所した場合の所長等の考え方ということでございますが、当然これは、町の方で考え方としてはきちっとしたものをお示しして、福祉会のほうと相談していくというふうにご覧しております。

○議長 4番、小柴敬君。

- 小柴敬　それでは、第四番目の質問であります。開園後の児童の推移ということで、160名見込まれております。このなかで設計図を見ますと放課後児童クラブ、こういったものも設置されておりますが、放課後児童クラブの定員はどのくらい考えておりますか。
- 議長　健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長　放課後児童クラブの定員でございますが、これについては現在50名程度を考えております。
- 議長　4番、小柴敬君。
- 小柴敬　その指導する先生の人数、それからあの、有資格というような形なんでしょうか。その辺ちよとお聞かせください。
- 議長　健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長　放課後児童クラブの指導員でございますが、基本的には有資格でなくても、ある程度の指導的な知識のある人であればいいとことになっておりますが、西会津の場合は保育士の資格を持っている人をあてるということで考えております。
- 議長　4番、小柴敬君。
- 小柴敬　では次に移ります。今後の保育士の退職等による人員確保という点であります。先日の新聞で、福島民報6月1日の記事に掲載がありましたが、今年4月の保育士の県内の有効求人倍率、これが1.93倍、なかなか求人に対して応募が少ないというような状況ではあります。今後、町としてその求人状況、それから応募状況について、いま現在のところをちょっとお伺いしたいと思います。来年の4月1日の時点でおそらく退職者がいるのか、それから、それに対する人員確保どれくらい見込んでいるのか、それも含めてお願いします。
- 議長　健康福祉課長、渡部英樹君。
- 健康福祉課長　来年度に向けた保育士の確保ということでございます。まああの、議員おただしのとおり、最近、保育士それから介護士等の職員不足というのは全国的に言われているところであります。本町におきましても、介護士、保育士等についてもなかなか募集をしてもという状況がございます。それで今年度につきましては早期に対応したいということで、先日、にしあいつ福祉会の担当のほうと、常務のほうと話し合いをしながら早期対応としていこうということで考えております。特に、来年度につきましては4名の退職者がおるといことがございます。そんなこともありまして、ただあの、認定こども園が開所になるという部分がございますので、それでその、いままで何か所かに分かれていたのが一か所、群岡についてはまだ最終的な決定はされておられません。そうした場合、人数の少し整理、整理というか少なくともいままでよりも少なくて済むというような部分がございますので、そういったことも勘案しながら計画についていま進めておりますし、特に去年、今年と、教育実習等で来ている西会津出身の方もおられますので、そういった方に声をかけたり、あるいは保育の専門学校であります新潟ですとか郡山等にある学校等にも声をかけたり、出向いて行ったりというかたちで、保育士の確保については努めていきたいというふうに考えております。
- 議長　4番、小柴敬君。
- 小柴敬　大事な子どもさんの教育、また預かり保育であります。しっかりと対応をして

いただきたいなというふうに思います。

最後の第六番目の質問であります、マイクロバス送迎ということですが、西会津小学校、中学校、これらの子どもさんたちの送迎もございます。送迎回数によっては、運転者、相当な負担が生じられるんじゃないかと思うんですが、いま現在計画中とありますが、どのぐらいのところまで計画が進んでいますでしょうか、またあの、例えばバスの台数を増やす、運転者の人数を増やす。そういったことも含めてお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 園児の送迎についてのご質問でございますが、いま現在、先ほど申しましたとおり2保育所で送迎をしております、車は2台使ってやっております。それで来年度につきましては、今年度予算で1台バスの購入を予算化しておりますので、もう1台購入する予定でございます。そういったものを利用しながら計画をしていきたいと思いますが、なお西会津、本当に面積が広くて、各地区から集まってくるということで、経路等についてはなかなかこう難しいこともありますし、またあの、来年度の入所状況、今年状況でいまちょっと計画をしているところではありますが、また来年になるとまた変わるという部分がございますので、そういった来年の入所予想も含めながらこれから十分に検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 認定こども園のことにしまして、かなり詳細に立ち入って質問をさせていただきました。来年4月1日の開所、これが子どもたちが非常に楽しみにしております。

町長が今年の入園式に、来年は君たち新しい認定こども園で生活するんだよということでありました。ぜひ、それが子どもたちに対する嘘でないように、しっかりと仕事をしていていただきたい。子どもたちを裏切るようなことのないように、ぜひいい仕事をしていていただきたいと思います。今日はありがとうございました。以上で終わります。

○議長 暫時休議します。(14時28分)

○議長 再開します。(15時14分)

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さんこんにちは。7番、伊藤一男であります。

私は、今次議会定例会におきまして2項目にわたって一般質問の通告をしておりますので、これから順次質問をいたします。

まず最初に、人口減少に伴う集落の機能維持について質問をいたします。

人口減少や集落の機能維持の低下をめぐる諸問題は、いまや本町だけではなく、全国の自治体が直面する重大な行政問題となっております。本町の現状をみると、かつては農林業を生業とし、集落運営に必要な様々な機能を充実させ、それぞれ独自の歴史文化を培い繁栄をしてきたところでもあります。それが町全体の繁栄につながってきたことはいうまでもありません。このような山間地域の小規模集落は現在、人口減少と高齢化によって集落の機能維持が容易でない状況にあります。この状況に適切に対処し、活力ある集落の機能維持が町行政にとって重要な課題であると考えられます。このようなこ

とから、次の諸点について町の取り組みをお伺いするものであります。

まず1つ目は、集落の機能維持のため、町の現在の取り組みと、今後の対応についてお尋ねをいたします。

2つ目は、町の今後の重要課題として、集落の維持機能の取り組みを持続的なものとするため、計画書を作成し、集落支援を行う必要があるのではないかとと思うが、町の考えについてはどのようなものかお伺いをしたいと思います。

次に、地域連携販売力強化施設について質問をいたします。

にしあいづ道の駅のよりっせの隣接地に地域連携販売力強化施設が完成し、8月2日にオープンする予定になっております。この施設ができることによって、道の駅の魅力をより高め、地域経済の活性化と、ミネラル野菜や農林産物の6次産業化の拠点施設として、また、誘客の拡大により、新たなまちなかへの誘客も期待できる施設であろうと思っております。

このことから、施設のオープンにあたり、次の諸点についてお伺いをいたします。

1つ目として、施設が新しくなり、売り場面積が拡大されると思いますが、ミネラル野菜などの生産体制の指導は十分なされているのかどうかお伺いをしたいと思います。

2つ目は、この施設がオープンすることにより、道の駅の入込客数の増加や波及効果については、町ではどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 7番、伊藤一男議員のご質問のうち、私からは人口減少に伴う集落の機能維持についてお答えをいたします。

はじめに、集落の機能維持にかかる町の取り組みであります。本町において、15戸以下の小規模と思われる集落のうち、70歳以上の割合が50パーセントを超える集落は、本年4月1日現在で11集落となっております。

こうした高齢化率の高い集落においては、これまで集落が自ら行ってきた農道や水路の管理作業、冠婚葬祭や祭礼、伝統行事等の伝承など、集落としての機能を維持することが年々困難となってきたところであります。

このため、町では平成23年度に集落支援員を配置して、集落機能の維持が特に困難で、集落からの支援要望のあった当時4集落、弥平四郎、弥生、大舟沢、荒木を中心として、集落を巡回し、訪問して課題の把握、高齢者や一人暮らし世帯への相談や支援、共同活動や地域づくり活動への支援等を行ってきております。

また、農村地域の高齢化、人口減少によって、水路、農道等の維持管理が困難な地域に対しては、多面的機能支払交付金事業を活用した、基礎的な保全についての共同活動を支援しているところであります。

さらに、高齢者の健康づくりや安全安心については、集落単位とするサロン活動などを通して、集落のコミュニティ機能の維持を図っているところであります。

今後についても、引き続き集落支援員の配置や集落機能の維持に向けた各種支援対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、集落の機能維持を持続的なものとするため、計画書を作成して集落支援を行う必要があるのではないかとという質問でございますが、町としては、集落機能の低下は大

きな課題であると考えております。今後は町政懇談会など、直接集落に出向き、現状や課題、要望など、集落機能の維持管理についての状況把握を行い、それぞれの集落で最も必要な措置について、計画的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他の質問等については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 7番、伊藤一男議員のご質問のうち、地域連携販売力強化施設オープンにあたって、ミネラル野菜などの生産体制の指導についてお答えいたします。

本施設の新設にあたっては、昨年4月より町販売指導専門員を配置し、農林産物の生産、販売指導を進めており、また昨年8月に出荷者約95名により道の駅にしあいづ農林産物等出荷者協議会が設立され、ミネラル野菜普及会、会津きのこ工房、加工ネットワークの構成員や山菜、果樹等の個人が会員となり、生産者と販売者が一体となった販売体制が確立されたところであります。

ミネラル野菜の生産につきましては、本年3月28日にミネラル農産物振興協議会を開催し、今年度のミネラル農産物の振興策について、認定農業者や施設園芸生産組合、ミネラル普及会の役員と、JAやスーパーなどの流通販売担当者や市場関係者等と一緒に協議しました。出席者からは道の駅への出荷は、多品目に対応できる普及会を主体として進めるべきとの意見が出され、確認されるとともに、新規作物の取り組みについて話し合われたところであります。また、生産者を中心として4月11日開催のミネラル栽培連絡協議会、5月30日の奥川地区生産者連絡会、毎月の普及会役員会でも、新施設オープンに向けたミネラル栽培推進について、多品目の生産、栽培時期の調整、延長、冬期間の雪下野菜や越冬野菜の更なる推進をお願いしているところであります。普及会としましても、独自に新規作物の作付勉強会や栽培時期の調整、延長、奥川地区での出荷体制の強化など準備を進めております。

また、平成26年度から実施している出荷野菜等が少ない冬期間の販売対策としての集荷事業につきましても、その効果が販売実績に現れていることから、引き続き実施していく予定であります。

このように新施設のオープンに向け、またその後につきましても引き続き生産指導、販路調整、集荷支援などを複合的に進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 7番、伊藤一男議員の地域連携販売力強化施設についてのご質問のうち、オープンによる道の駅への入込客数と波及効果についてお答えいたします。

地域連携販売力強化施設は、町の情報発信機能や交流人口の拡大、農林産物の6次産業化、ブランド化を推進する拠点として整備を進め、平成28年3月31日に施設建屋が完成したところであります。

現在、8月2日のオープンに向けて、テナント出店者による店舗内の内装工事及び農林産物直売施設の野菜展示台を始めとした備品の整備を進めているところであります。

地域連携販売力強化施設のオープンによりまして、現在40万人を超える利用者がある道の駅にしあいづは、さらに利用者が増加するものと考えており、今後の利用者の目標

を年間 80 万人としたところであります。また、その波及効果につきましては、町内の農林産物生産者をはじめ、テナント出店者、及び農林産物加工品製造者など各分野に経済的な効果が及ぶものと考えております。さらには、商業関係者との連携によりまして、道の駅から野沢まちなかへの誘客を図るとともに、観光、交流人口の拡大による地域活性化が図られるものと期待しているところでありますので、ご理解願います。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま、町長、各課長から答弁をもらいましたので、これから再質問をしたいと思えます。

まず、人口減少に伴う集落の機能維持についての再質問であります。まず集落支援員の仕事をちょっとここで触れられていたわけですが、役場からのですね、そういう区長さんを通じた、そういったところの事務的なそういう仕事もやるのかどうか。やってあげるといふか、そういうところについてはどうなっていますか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 集落支援員の業務についてのおただしであるわけですが、業務的に集落支援員さんについては先ほども申しましたように、集落で維持が困難と思われる 4 自治区、そちらを対応させていただいている訳ですが、内容的には集落への訪問などをしながらそれぞれの世帯を廻って、集落の方々の健康状況なり、いろいろな相談などの話に対応をしていただくというようなこと、また集落の中の状況点検、そういったこともしていただいています。また、今おっしゃったような事務手続き的なこともですね、例えばやっぱり行政になかなかこういうのをやるのにどうしたらいいのだというような、そういった相談事もある場合はですね、相談に乗って、それぞれの担当課にパイプ役としてつなぐというような、そんな業務もやっております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 分かりました。

それでは次にですね、西会津町ですね、各地区の 65 歳以上の高齢化率、これについてはどのように把握されておりますか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 高齢化率の、各地区の数字でございますけれども、28 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳によるものでありますけれども、野沢地区につきましては 39.7 パーセント、それから尾野本地区につきましては 35.1 パーセント、それから群岡地区につきましては 50.0 パーセント、それから新郷地区につきましては 48.7 パーセント、それから奥川地区については 58.5 パーセントというようなことで、全体で 42.9 パーセントということでございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 高齢化率については説明があったわけですが、やはりあの、奥川地区が 58.5 パーセントということで、やっぱり高い高齢化率となっているということですが、先ほど町長の答弁の中にですね、やはりあの、15 戸以下ですね、小規模集落のうち 70 歳以上の割合が 50 パーセントを超える集落は現在 11 集落となっている訳ですが、これについては普通まあ、65 歳というような高齢化率については基準があ

る訳ですが、この70歳以上、これは70歳と示されても悪くはないと思うのですが、普通65歳以上のあれということでやっている訳であります、そのなかで限界集落という言葉、今あまり使われていないんですが、限界的な集落というのは必ずしもその明確な定義は確立されていないというのが、実情である訳ですが、そういうなかで高齢化率が50パーセント以上で、やはり戸数が19戸以下の集落が福島県の調査によると限界的集落だというようなことで、こう位置付けされている訳ですが、そのなかでこういうふうな、いま西会津においても11集落がですね、15戸以下の集落が11集落となって、やはり、かなりこう集落維持が厳しい状況になっているというわけでありまして、そのなかでこれからですね、いま町としては集落支援員の配置や見守り隊とか、そういうようなことで対応してきてると思うんですが、これからその集落支援員、そういったことだけでこう十分対応ができるのか、その辺についてどうでしょうか。集落支援員の人数を増やせばそれでいいのか、その辺についての考え方について。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずあの、一般的に高齢化率をいう場合65歳という、ある意味では一つの定義があります。しかしあの、これをですね、そっくり当てはめると、いま65歳というのは一般的に言って働き盛り、さらには全てにわたって中心となって行っているという方々でありますから、この方を高齢者と位置付けていいのかどうかということも、これから全体的ないまの社会構造の仕組みのなかでやっぱり考えていかなくちやならないんではないかなと私自身はそう思っている訳です。

そこで西会津町の高い高齢化率のなかで、もっともこの約90集落、区長さんおりますけれども、厳密には89でありますけれども、こういったなかで小規模といわれるのは、これは西会津町のなかでの一つの国全体の基準を参考にした訳ではありません。ですから例えばの話でいま15戸以下、そして70歳といってもいま農家では、中心的に農作業を行っている方々というのは70歳なんですね。こういった方々もある意味では対象にしながら西会津町独自の小規模集落、高齢化というものを想定した場合、現在どの程度かという11集落該当するというふうにはここでは答弁させていただきました、

ですから、いま議員が申されましたように、集落支援員を増やせば、こういったところの全ての問題が解消できるかという、私はそうではないというふうに思っています。

したがって、あくまでも集落支援員という方々については、補助的な担い手として、そして諸々のいろいろな文書作成や、あるいは集落と町とのパイプ役としてですね、全体的な流れをこの方々にみていただくというようなことで配置をしている訳であります。

ですから、いってみれば相談とか、あるいはまた、集落支援員の方が独自でその集落のお手伝いをしているとかですね、そういった事例もある訳でありますけれども、そういった活動分野については、ある意味ではその集落支援員の方々にお任せをして、自由な発想のなかでいろいろ行っているということでもありますから、全てにわたって集落支援員の方にこれを投げかけるというものでは決してありません。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 分かりました。昨年ですね、町の人口状況といいますか、国勢調査の結果によりますと、町の人口は6,583人となっております。このままの状態が続けば25年

後の平成 52 年度には基本推計であります。人口が約半分の 3,440 になるだろうというふうに予想されている訳であります。そのなかで集落 89 ある訳ですが、これから 25 年後ということではなくても、25 年後でもいいんですが、どのぐらいの集落のその数といえますか、なるような、そういうことはちょっと考えてまだないですか。どうでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 今後、25 年後の集落数はどうなんだというお話ですけども、昨年、まち・ひと・しごと総合戦略を計画策定した段階です。将来の人口推計というような出ささせていただきます。いま議員ご指摘のとおり、いま現在 6,800 人程度が、何もしなければですね、3,400 人程度になってしまうということです。これに対して総合戦略を立てて、町として様々な事業を展開しながら、いわゆる人口減少対策、または若者の移住、さらには子育て支援とか、そういった事業をしながらですね、人口を何とか 3,800 人に維持しようというような、そういった目標を立てた訳ですけども、ただ、まだあの細かいですね、それぞれの集落数をどうなるんだ、または地区はどうなるんだという点につきましてはですね、まだちょっと具体的な分析などをしておりませんので、現在としては正確な数字等は答えられないのかなという状況でございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 まあそうですね。やはりいまの人口推計と集落数の減少というのはなかなかこう一致しない面もありますので、なかなか難しい面もあると思いますが、これからいろいろそういう集落支援に関する計画書、そういったものを作成する場合には、やはりそういうことも、やっぱりちゃんと出していかなければならないというふうに思いますが。

それでは次にですね、今後、各集落の人口減少や戸数の減少がやっぱり進行することによって、集落内の事業を展開する場合において、やっぱり年々人口が減少すると、やはり財政的な負担割合が大きくなってくると思うんですね。そういうなかでやはり財政的なそういう平準化というか、そういうことも考えてですね、小規模集落については財政的な支援を考えていかなければならないのではないかというふうには思いますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あの、今後の集落の維持管理のなかでは確かに、いま集落全体にとってそれぞれの集落がそれを維持管理するために、いわゆる区費とかですね、そうしたことで集落維持に充てている財政があるかと思うんです。今後そうしたことが非常に困難な状況になってくるということになりますと、やっぱり最低限度その集落ではどのぐらいの維持管理費が必要なのか、例えば電気料だとかですね、あるいは集落全体で持っている部分の固定資産税とだとか、こういったような部分が沢山あるかと思うんですけれども、そういったことをやっぱり精査しながら、本当にそれを捻出できないかどうかというようなことも含めながら今後、先ほど私が申し上げましたように、それぞれの集落においては、これはすべての集落を全部ことこまめに、これを調査するというのは難しいかもしれませんが、やっぱり将来的にわたって維持困難、あるいはいろんな課題を抱え

ているところについては、直接ですねその集落に入りながら、座談会等を行って、最も必要なものについては、どういうことが一番困っていらっしゃるのか、あるいはこれから二、三年後にどういうふうにして何をしてほしいのかというようなことも、その声をですね十分に把握していくということも必要だろうというふうに思っておりますから、今後できるだけそうした集落に入って座談会などを行いながら直接お話を聞き、そして町の方針を伝えていきたいなというふうに考えています。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま、そういう集落の小規模化によって、いまやはり集落水路とかそういうようなことで、かなり受益者負担というのがあるわけでありますので、そこら辺についてもですね、これからやっぱり、町としても考えていただかなければならないのではないかなというふうには私は思っておりますので、いま、そういうことも含めて質問したところであります。

次にですね、こういうやはり人口減少どんどん進行する。そういうなかでやはり、それに対応するような、やはり行政窓口、そういったこともこれからは考えていかなければならないだろうというふうに思います。それにはやっぱり集落支援室とまではいなくても、集落支援を、そういう体制ですね、支援体制の強化を図るために、やはり、そういうこともこれからは考えていかななくてはならない問題ではないかというふうに思いますので、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おっしゃるとおりだと思います。

その窓口をどういうふうにするかも含めてですね。どの課で、どういうふうな対応がいいのか、これは課内で検討していきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 次に、集落機能のですね、維持するための計画書の作成について、先ほど町長から答弁あった訳でありますので、やはりこれについてはですね、集落に入っただけの懇談会やら、そしてあとは全集落を対象にしたアンケート調査、そういったものを十分にやってですね、やはり、こういう集落支援の計画書をちゃんと作成して、やはり町民の皆さんにそういう計画を示すべきだと、そういうふうに思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 そのとおりだと思います。

今後、担当する課で必要なアンケートなどが必要であればアンケートを取り、あるいは全集落的に共通課題といえるものについても集約をしながらですね、最も適切と思われるような事業について取り組んでまいりたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いまいろいろと答弁いただきましたが、やはりこの人口減少と集落の問題というのは密接な問題でありますので、やはりこれ我々、私は群岡でありますので、ちょっとまだ平坦部といいますか、やっぱり街から離れているところについては、やはりこの深刻な問題であると、これ我々ちょっと、なかなか中心にいると分からないこと多いんですが、やはり山間部の小規模集落に行きますと、いま一番大きな問題というのはこ

の集落支援、機能維持の問題だと思うんですね。そういうことを踏まえて、ぜひ町のほうでも本腰を入れてこれからやっていただきたいと、そのように思います。

次に、地域連携販売力強化施設についての再質問ということでお尋ねをしたと思います。

まず、ミネラル野菜のですね、先ほど答弁のなかで生産者が 95 名であるというような説明がありましたが、実際によりっせにですね出荷されている生産者というのは何名いらっしゃるのですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

先ほど答弁で申しあげましたのが、いわゆるよりっせに登録をしております農産物出荷者協議会の生産者でありまして、95 名というふうに申し上げましたが、この方々が協議会に入って、よりっせに出荷をされている農家の数でございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 あの、出荷についてはよりっせのですね、あそこに写真が貼られている方々以外に、もっといるということですよ。あそこに生産者の写真が貼られてあるんですが、それ以外にも、まだいっぱい、95 名ですからいっぱいいるということですよ。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

あそこに写真がありますのは主にミネラルの生産者の方々の写真というかたちになるんですけども、先ほどの答弁でも申しあげましたとおり、ミネラル野菜普及会のほかにも会津きのこ工場のメンバーの方々、それから加工ネットワークのみなさん、それからそのほかにもですね、山菜とか果樹を個人で販売されている方々、これら皆さんが全部出荷者協議会のほうに入っておりますので、その合計で 95 名ということでございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると、ミネラル野菜そのものを生産しているという人はそんなにいないということですよ。おそらく、いつも二十何名というような話は聞いているんですが、それでいいですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 にしあいづ健康ミネラル野菜普及会ということで、普及会を組織しておりますが、この会員は 66 名と 2 つのグループということになっております。

ですから多くの方々はこの普及会に入って、なおかつ出荷者協議会にも入ってよりっせに出荷をしているということだと思われま。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 分かりました。この施設はですね、やっぱり愛称がミネラル野菜館というようにですね、やはりあの、ミネラル野菜がやっぱり目玉だと思うんですね。そういうなかでやはりミネラル野菜のですね通年の安定供給、そういった体制をどうやって構築していくか、それについては先ほど課長から答弁あった訳でありますけれども、やはりあの、野菜作りばかりじゃなくて、やはりみんな高齢化しているといいますが、そういうことでこれから、その販売力強化施設については恒久的にこうずっと続く訳で

ありますので、やはりそういう長い目でですね、生産体制、冬作も含めてですね、やはりその考えていかないと、目先だけだとやはりその目玉であるミネラル野菜というのが多く生産されないと、やはりそれは目玉にはならないであろうというふうに思いますので、これからやっぱり、もっとですね生産体制の、いまと違ったような考え方、それは集団化であったり、そういうことを考え合わせながらこれからの生産体制を考えていくことがやはり必要ではないかというふうに思いますが、そのような将来のそういうミネラル野菜の生産体制、そういったものについてはどのように考えていますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

先ほど第一回目の答弁のほうでもご答弁申しあげましたが、ミネラル野菜の普及会という団体で、まずもってよりっせへの出荷を進めたらどうかということでミネラルの振興協議会のなかでは話し合いがなされた訳であります。もう一方で冬作も含めまして施設園芸の生産組合というのがございます。こちらは40人の農家の方で組織されていて、町の耐雪型のパイプハウスリース事業を利用している方々であります。つまりこの方々は主に市場出荷をするような中核的大規模に行っている農家の方々でありまして、もちろんこの方々についても普及会に入っている方もいらっしゃいますし、また、よりっせの方に出荷されている方々もいらっしゃいます。いまのところですね、例えば市場出荷にするようなキュウリだったり、トマトだったり、アスパラだったりというのは、こういった専門的に農業経営に取り組んでいらっしゃる施設園芸のみなさんに大役を担っていただいて、そのほか、よりっせの品揃えに、華やかにするような多品目の野菜につきましては、普及会のみなさんに、野沢、尾野本、群岡、新郷、奥川、いろんなところから参加されておりますので、そういった多品目化のほうにはそちらの普及会の方々に担っていただくということで、それらを複合的にこう合わせながら、今後も推進してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま答弁いただいたわけですが、やはりあとはあの、通年といえますかね、やっぱり冬の野菜をどうするか、その辺についてはですね、やはりあの、例えば採算が合わないからミネラル野菜を作れないとか、そういうのではなくて、やはり町がある程度支援をして冬でも採算の合うようなやっぱり野菜作りというか、そういうものをこれから構築していかないと、やはり冬に行ったら品数が本当に少なかったとか、そういうことであっては困ると思うんで、その辺について冬についてのね、もっと対策、それについてもやはりあの、長い目でそういうことを考えていかないとだめではないかと、それについては今後どのようなことを考えていますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 冬作につきましてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、やはり冬作が、この会津地方の農業にとっては大変大きな課題になっております。そういったことで、先ほど申し上げました施設を使って農業をされる方々、施設園芸生産組合の皆さん方と、冬作の視察研修というのは毎年のように実施しております。そこで実際に会津管内であるとか、もっと遠くの市町村に出向きまして、

冬作どんなかたちで進めているかというのも勉強する機会なんかも作っております。

また一方で、よりっせの売上、年間の売上なんかを見ますと、やはり1月から2月につきましてはハウスの中でやりますハウレンソウだったり、それから軟白ネギであったりというのが、農産物の売上の3番目、4番目に上がってきております。これは従来から町が取り組んできました耐雪型パイプハウスによる成果というようなことで考えております。

一方で、先ほど答弁のなかでも申し上げましたとおり、雪下野菜や越冬野菜ということで、特に最近若い就農者が、この雪下野菜に取り組んでおりまして、これも、よりっせの売上のデータを見ますと、2月の3番目に入ってくるような、雪下キャベツになりますが、なっております。そういった若い農業者の新しい感覚による冬期間の野菜の推進、これを町としましても先ほど申し上げました研修会を開催するなどしまして、一緒になって推進していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番（7番）、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま答弁をいただきましたが、やはりミネラル野菜を作ってもう15年以上なっているんだと思いますね。そういうなか、やはり研修というのはもうだいぶ重ねてきていると思うんですよね。

あとは実行するというか、それを町がどういうふうに支援して、やっぱり生産者がどういうふうにやっていくか、その辺をやはりもう結論というか、もうやるという、そういうようなことをですね、やっていかないと、この新しい施設のミネラル館については、やはりこの、これが目玉なわけですから、やはりもう実行して、それを生産する、それを黒字にするような、やっぱりそう考えていく時期だというふうに私は思いますので、これから一つその辺はですね十分考慮しながらやっていただきたいなというふうに思います。

次にあの、この新しい施設の管理体制、そういうものについてちょっとお尋ねしたいんですが、組織といいますか管理体制についてまずお尋ねをしたいと思っております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 新しい施設の管理体制について、ご質問にお答えします。

この施設、昨年からですね、指定管理者として西会津町振興公社で管理運営していくというかたちになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると店長といいますか、いまあの、よりっせには店長いらっしゃるんですが、そちらの店長がですね、この新しい施設の店長になるのかなんか分かりませんが、そっちのほうもトップとして管理するのか、その辺についてはどうなんですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。いまあそこの施設すべてが道の駅にある施設として捉えておりますので、そこの新しい新館というか、ミネラル野菜の家というふうな愛称で呼ばれるものについてもあわせていまの駅長と申しますか、の方が兼務するというかたちを想定しております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 店長の問題につきましては分かりました。

あのですね、ミネラル野菜とか加工品も含めてですね、そういう店員とか店員の数とかそういったことが分かればですね、あとはあの、食のブースもできますので、やはりそういうミネラル野菜とか、そういったところの営業時間と、そういう食のブースの営業時間、そういったもののどういうふうになっているのか、その辺については決まっていたらお知らせください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 新しい施設のですね、営業時間ということで、まず基本的にはですね、営業時間につきましては、出店者募集要項ではですね、9時から21時までというような範囲でしておりますが、この時間帯につきましては、まずテナント部分についてはですね、指定管理者と協議のうえ時間を決定できるというふうな話にしておりまして、まだいま現在協議中でございます、近々営業時間は決まるかと思えます。

あと野菜売場につきましてもですね、現在の道の駅ではですね、9時から19時まで午後7時までが営業時間となっておりますので、それと合わせた形で営業していくというかたちになろうかと考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 分かりました。

それでは先ほどあの、道の駅に、道の駅でしょうねこれ、現在40万人を超える利用者がいるというようなことでありますが、今度の新しいこう施設ができることによって目標は80万人ということですので、80万人くればですね、これはもう大変なことだなというふうに思いますし、それがもっと少なくてもですね、まちなかへの波及効果というのはかなり出てくるのかなと、いまあの、この町の状況をみますと、やはりあの、食といいますか、食の店屋さんがですね、やはり最近になって2店舗ほどまた開店をしたというようなことで、これが新しい施設がオープンして、4つのブースにですね食の店が入るということになると、かなりまあ厳しいって言えば厳しいんですが、その、道の駅の新しい施設のなかにお客さんが増えることによって、やはりその、そちらの、まちなかへの人が行くのではないのかというふうには思うんですが、それにつけてもですね、やはりその、町のPRといいますか、そういう今までやったような越後街道であったり、いろんなそういうPRですね、そういうことをすることによって、やはり、まちなかのですねそういう食の店、それよりも既存の食の店というのはいっぱいあるわけですから、やはり、ひとつのそのグルメの町、そういったようなことでPR宣伝をしていったらいいのではないかと。またあの、お酒については、全国の鑑評会において栄川さんが金賞を受賞したと。そういう飲み物と食とで、そういうことで、もっと売り出すことによって、道の駅の利用客が多くなった分ですね、そういうふうに戻る可能性もありますので、そういう食についてのですね、宣伝もしっかりやっていけばいいのではないかと、そのように思いますがいかがですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 新しい新館のオープンによりましてですね、道の駅に來客される利用

者の方々を、新しい目標をですね 80 万人といたしました。確かに新しい施設、テナントに入る方が全部飲食スペースであるということと、あと、まちなかにですね新しいかたちで、区分でいえば洋食のお店がオープンしてきました。あと、既存のある食堂さんともですね連携しながらですね、道の駅に訪れたお客様を、いかにまちなかに誘導するかというのはやはり課題となっております。

それで、道の駅のお客様の 40 万人のうちですね、大体 7 割近くが新潟からのお客様だというふうなかたちでいわれておりますので、その方々にですね、道の駅からまちなかに足を運んでいただくような取り組みは十分必要だと考えております。

したがいまして、そのグルメマップのようなですね、まちなかを歩くようなチラシ等は作りましてですね、その PR は進めていって、お互いに相乗効果で目標が達成できるように頑張っていきたいと考えております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 あの、話ちょっと足りなかったのですが、やはりいま人口減少しているなかで、そういうやはりお店屋さんが、食の店が増えるということは、やはりそれだけいま西会津に、もしかして私が分からないだけで、いろんな意味でですね、町のふるさとまつりだったり、芸術村の若い人だったり、そういう地域おこし協力隊だったり、そういうフォルクスワーゲンのまちなかでの集合であったり、そういうことが、いま少しずつこうお客さんがそういうことで増えているのかなと、そういうことで、いま食の店も何軒かできて何かやっけていけるような状況にあるのかなと、そのように思いますので、これから、いま課長がおっしゃったようにですね、いろいろグルメマップ、そういったものを作りながらですね、ぜひあの、まちなかに人が溢れるようにしてもらいたいと、そういうふうに思います。

それではあの、ちょっと最後にですね、関連でひとつお聞きしたいんですが、いま国土交通省で情報館とかトイレの移設の話あるんですが、それについてはいまどのような計画になっているのか、最後にお尋ねをしたいと思いますんですが、いかがですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

国の情報提供施設の移設の部分についてでございますが、昨年度設計はですね完了したというお話は聞いております。それで現在、そちらのほうの発注状況をちょっとインターネットで確認できるものですから、今日の午前中にですね確認しましたところ、まだその入札公告はですね出ておりませんので、話によりますと、28 年度中には施設は完成して 29 年度からは供用を開始したいというのが当初の話でございましたが、今後ですね、国のほうからですね、町にそういうふうなスケジュールは示されるのかなと思っておりますが、まだ現在のところですね、入札情報についてはまだ入ってこないという状況でございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時07分)

平成28年第4回西会津町議会定例会会議録

平成28年6月14日（火）

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
2番	薄 幸 一	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
3番	秦 貞 継	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		
6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫		

欠席議員

4番 小 柴 敬

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 部 峰 明 議会事務局主査 物 永 毅

第4回議会定例会議事日程（第5号）

平成28年6月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

- |          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 1. 渡部 憲  | 2. 長谷川義雄 | 3. 多賀 剛 |
| 4. 青木 照夫 | 5. 清野 佐一 |         |

○議長 おはようございます。

平成 28 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲 みなさんおはようございます。8 番、渡部憲と申します。

昨日恵みの雨が降りました。本当に農家の方、そして畑、田んぼ、みんな喜んだと思います。私たちはやっぱり自然と一緒にあって、逆らわないで、共有していくべきだと私は思います。

余談はこれまでにしまして、ただいまより通告に従い一般質問を行います。

まず 1 つ、地域連携販売強化施設のオープンについてお伺いをいたします、

1 つ、オープンは 8 月 2 日とあるが、工事は 3 月 31 日に終わっております。なぜオープンがこの時期になったのかを説明願います。

2 つ目、我が町に、西会津町です、パークゴルフ場を作る考えはございませんか。交流人口増大により、町を活性化するためにもです、必要と思われませんが、町の考え方を問います。

3 番目、地域おこし協力隊についてでございます。

まず一つ、地域おこし協力隊の現況と実績を示してください。

以上、3 つが私の一般質問であります。明快なる答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。8 番、渡部憲議員のご質問のうち、私からは、地域おこし協力隊についてのご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊につきましては、過疎・高齢化が進んでいる地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活性化に繋げるため配置しているものであります。

本町におきましても、平成 25 年 6 月 1 日から、この国の制度を活用して、隊員の能力を活かした地域の活性化に取り組んできたところであります。

これまで、芸術・アート、観光振興、6 次化ならびに移住・定住の分野に 4 人の隊員を配置し、平成 28 年度には新たに歴史・文化の分野に 1 名を 4 月 1 日から配置いたしました。

また、芸術・アートの分野においては、前隊員が任期満了になったことから、4 月 15 日から新たな隊員 1 名を配置したところであります。

これまでの実績であります。まず芸術・アートでは、国際芸術村において様々な催事に取り組み、地域住民と連携しながら、チラシの作成や運営に携わり、交流人口の拡大に大きな成果を上げてまいりました。

観光振興では、ふくしま DC や極上の会津プロジェクトでの町の取り組みのなかで、観光資源のブラッシュアップ業務に携わり、新たな体験プログラムを創出する成果をあげて

おります。

6次化では、加工品開発に積極的に取り組み、地域の資源を活用した商品の開発ほか、加工品グループへの技術支援により、加工技術が向上しているところであります。

移住・定住では、定住・移住総合支援センターを設置している国際芸術村を拠点に、空き家の掘り起こしと移住希望者の相談に、休日を問わず対応しております。その結果、昨年10月からこれまでの移住者は4組6名となっており、成果は着実に上がってきております。

また4月から配置した歴史・文化、芸術・アートの新隊員は、活動の日数が浅いため、具体的な成果はこれからとなりますが、歴史・文化においては、6月下旬からイベントを企画・実施する予定であります。

このように各分野において、それぞれ隊員はしっかりと成果を上げておりました。また活動内容についても、新聞などメディアに数多く取り上げられていることから、本町の取り組みは他市町村のモデルとなっていると言っても過言ではないと思います。

町としては、地域おこし協力隊の町外からの視点や情報発信力を活かすとともに、それぞれの能力を活かした取り組みによって、地域の活性化、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 8番、渡部憲議員の地域連携販売力強化施設のオープンについてのご質問にお答えいたします。

昨日、7番、伊藤一男議員にもご答弁申し上げましたが、地域連携販売力強化施設は、町の情報発信機能の強化や交流人口の拡大、農林産物の6次産業化・ブランド化を推進する拠点として整備を進め、平成28年3月31日に施設建屋が完成したところであります。

現在、テナント部分の内装・設備工事をはじめ、野菜展示用の平台やイス・テーブル等の備品購入手続きを行っているところであります。

ご質問の、なぜ、オープンがこの時期になったかについてであります。これまでも幾度となくご説明申し上げてきたとおり、施設の完成後、テナントの出店者及び施工業者との協議をはじめ、テナント内の内装・設備工事、野菜販売用の平台、イス・テーブルなど各種備品の購入に一定の期間が必要であることを踏まえ、オープン日を8月2日としたところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、パークゴルフ場の建設についてのご質問にお答えいたします。

パークゴルフは、北海道幕別町で生まれ、道内の自治体でパークゴルフコースの造成を競ったことで全国に普及したニュースポーツであります。

県内では浜通り地方を中心に競技が盛んに行われており、特に公益財団法人日本パークゴルフ協会が認定している松川浦、相馬光陽パークゴルフ場が拠点となっており、平成27年度の利用者は、両施設で115,765名が利用したとのことであります。

会津地方においては、北塩原村と喜多方市高郷町に協会が認定したパークゴルフ場が設置されており、また下郷町では、今年度9ホール造成し、全18ホールとなる予定であります。

今後、多くの施設が整備されることにより、競技の普及と併せ愛好者も増加することが予想されます。本町においても、老朽化したパターゴルフ場をパークゴルフ場とすることは、今後の交流人口の拡大に大変有効な手段であると考えております。

しかしながら、周辺自治体と同じように、公益財団法人日本パークゴルフ協会の認定を受けるためにはホール数 18 ホール以上で、既設、いわゆる北塩原村ほかですね、県内の平均的な用地面積は 18 ホールで 2 ヘクタール前後となっております。これと同等程度の整備を進めるには、大規模な開発工事が伴い、事業費も多額になるものと考えております。

今後は、ふれあい広場等を都市公園として追加指定し、社会資本総合整備事業で活用できるかなどを調査してまいりますので、ご理解願います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 いま課長から答弁いただきました。このね、8月2日オープン、それは分かります。

しかしこれ、工事は3月31日に完了したと、この出店のオーナーの方たちとはこのことについて話し合われましたか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 オープン日のことを、テナントの方々と協議したかというようなことでございますが、協議のうえ決定したということでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私はね、3月から8月までということは、5か月間空くわけですよ。

つまり、私思うにはですね、このオーナーの方々とね、普通商売やっている方は、3月31日に完成するんだから、お宅たちも一緒にそこまで厨房設備もやってもらえないかというお話はできませんでしたか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

地域連携販売力強化施設につきましては、一旦、町が施設を整備して、テナント部分の工事はまた別でテナントの方がやるということになりますので、まず建設工事が終わった3月31日にですね、建物の引き渡しを受けまして、それ以降テナントの方々は工事をするという形になりますので、一緒にはできないというかたちになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私はね、確かにあそこは振興公社ですよ、管理はね、指定管理者おられます。

しかしやっぱね、やっぱお金儲けなきゃだめなんですよ。儲けるといってもね、それを財源にしてまたどんどんやっていく。

だから、普通商売をやる人は、店を3月に出来て8月までただ何もしないで、何もしないということはないですよ。ただそこまでねオープンできないとなると、それだけ損する、お金が、まあ損するということですかね、商売やっている人たちは。普通はそういうことはやらないですよ。私はそう思いますよ。

なんでというやっぱね、3月と4月、5月は連休ですよ。一年中で一番多く集まるじゃないですか、お客がね、観光客が。そうしたときに、あそこ空いてるといのはね、

やっぱり他から見ると何やってんだろうなと思うんですよ。ですから8月でなくてもいいから、できればね、連休に間に合わせて、それでお金を稼ぐんだと。オーナーの人たちが道楽でやるんだったらそれは構いませんよ。そうではなくて、これでお金儲けんだとか、飯食うんだと思ったら、やっぱりねオープン、まあ工事が出来たら最低2か月以内にはね、厨房設備も全部やってもらうんだと、そしてなるべく早くオープンしていくんだと、野菜の関係もね、いろんな山菜の関係もあると思いますよ。

だから私はね、そういうふうに指導すべきだったんじゃないのかと、8月じゃなくて、そう思いませんか課長。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ご質問のもう少しオープン日を早くできなかったかという部分でのご質問でございますが、まずですね、このテナントを募集するにあたりまして、まず募集説明会のなかです、まず、テナントのオープン日の予定は夏以降というような形で、その条件を付したなかで応募があったということで決定させていただきました。

ですので、そのほか早めていただきたいというふうな協議のなかではお話はありましたが、やはり各何店舗の方々はですね、補助金を活用したりするので若干お時間をいただきたいとかですね、そういう部分がありましたので、みなさんの意見を踏まえまして8月2日に決定させていただいたということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 課長ね、なかなか納得いかなんだけど、ただこの工事の3月31日完成、これは最初から決まっていたんですか。どうなんでしょう。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 建物の完成期日ということで3月31日ということで、工期は31日までというかたちになっておりました。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私はなぜ、3月31日と聞くかと申しますとね、その前にあそこ補正組みましたよね、地盤が悪いとかなんかって。だったらもっと早くできたんじゃないんですかね、何ともなかったら。だから3月31日完成って、もっと早くできたじゃないですか。3月じゃなくて、ああいう地盤が軟弱だなんてことなかったら。そうですね。それはどうですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 確かに途中で補正をいただきまして地盤強化の期間をいただいたということで、当初の工程では1月の末日ということで策定しておりました。

したがってまして地盤工事の部分、2か月ほど確かに遅れたという部分は確かでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 ただ私は言いたいのは、出来たらなるべく早くオープンするんだと、そしてね、やっぱり金稼ぐんだと。やっぱそういうふうにしてね、やっぱりやっていかないと、これから厨房設備、いまやってるんですかどうなんですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

- 商工観光課長　テナントの方々ですね、工事、順次入っております、7月の25日までにはすべて終わるといようなかたちで、いま協議は進めているところでございます。
- 議長　8番、渡部憲君。
- 渡部憲　このね、8月2日のオープンには絶対オープンさせるんだ、間に合わせるんだと。あの、出店のオーナーの方には言うてくださいよ。これだけ延びてんだから、ちゃんとやってください。後になって出来ないとか、やっぱやめたとかということは絶対にないように。そのときは反則金とか違反金とかとるしかねえんだから。私はそう思いますよ。
- 議長　言葉を気を付けるように。
- 渡部憲　はい。あとね議長、地域連携でき、通告はしてないんだけど、いまの話だ。地域連携施設のことで、ここでは通告してないんですけど、ちょっと関連があるからいいですか、二つほど。
- 議長　聞いてから判断します。
- 渡部憲　これね、道の駅に備え付けてあります放射能の空間線量を測る機械ありますよね。あれね、この前俺指摘を受けたというのは観光客とね、朝早くいる方と、町民の方から、あれ、何か数字が出てないときあるぞと、どうなってるんだあれ、何のために置いてあるんだと、こういうこと言われましたけど、どうですか。それ確認したことありますか。
- 議長　関連はありませんけれども、営業の関係でありますので許可します。  
町民税務課長、五十嵐博文君。
- 町民税務課長　お答えいたします。  
空間線量計につきましては、よりっせにあるやつでございますが、文部科学省のほうで設置をしている機械でございます。確かに太陽光パネルでの電源ということでなっておりますので、内容のほうをですね確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。
- 議長　あまりそれを引っ張らないでね。8番、渡部憲君。
- 渡部憲　ただあれ、データか何か、紙か何かで出るんですかね、数字。
- 議長　町民税務課長、五十嵐博文君。
- 町民税務課長　お答えいたします。  
データにつきましてはインターネットのほうで公表をされてございます。
- 議長　8番、渡部憲君。
- 渡部憲　まあそういうことでね、ちゃんと管理してください。たとえ文科省だろうが何だろうが、町にあれば町が管理しなきゃなんないと。ちゃんとね、指摘を受けないようにちゃんとやってください。  
あとはですねもう一つ、この地域販売強化施設、新しいの出来ましたね。この端っこにある水道設備あるですよ、端っこのほうにね。あれ、水、全然使えないんですけど、あの、やっぱ観光客の方からいくら使わせてもらえないかなと、水だめかなという話があるんですけど、あれは全然使えないようにしてあるんですか。それとも8月2日以降になんないと、あの水道設備は一切使ってはだめだというふうなんでしょうかね。
- 議長　商工観光課長、伊藤善文君。
- 商工観光課長　県道側のいわゆる水道施設ということで、認識でよろしいでしょうか。

あの施設ですね、まだ確かにオープンはしておりませんので、いま蛇口をですね抜いているという部分でございまして、オープン後はですね、いろんな外でイベントをやるものとかですね、あと花壇がございまして、水をやる部分に対しては、今でも使ってはおりますが、夜間はあそこ警備が手薄になりますので、いまの設備ですと蛇口をそのまま抜ける、管理者がですね、終わるときに抜いていけばですね、蛇口を捻れない。いわゆる水の盗難防止というような意味も含めまして整備したということでございまして、オープン期間中は、誰かが確か手洗いとかというふうに使えらると思いますが、夜間とかですね、朝がた、夜ですね、夜間の部分については蛇口を回収して管理してるという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 あれもね、やっぱり観光客と、来た人のお客のサービスだと思って、一つぐらい水出るようにしてやったらどうですか。そのぐらいの気持ちあってもいいですよ。

8月2日以降にならないとこれ使えないんじゃないかと、来た人は、全部使うことねえから、一つぐらいね蛇口、24時間使えなくてもいいからさ、そういう時は水出してやってくれるような気持ちがね、あってほしいなと。私はそう思います。ぜひ努力をしてください。お願いします。

地域連携の強化施設これで終わります。

あと、パークゴルフのことなんですけどね、これ福島県では、いまやっている市町村ですか、何箇所ありますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 パークゴルフ場を設置している市町村ということでよろしいでしょうか。設置している市町村と申しますか、全部で県内にはですね、10か所ございます。

それで市町村名を挙げれば、伊達市、北塩原村、喜多方市、あと広野町、あとは新地町、あと泉崎村、あと相馬市が2か所、あと福島市、須賀川市というかたちで、9市町村のほうで設置しているという状況でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 会津では北塩原と高郷ですか、あと下郷と3か所と言ってますけど、高郷を除いては全部営業はしていますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 高郷村は温泉施設のわきにパークゴルフという部分で18ホールございまして、あとはですね北塩原村のですねグランデコという裏磐梯のスキー場の施設としての中にゴルフ場があるというかたちになっております。それでまああの、ここにはですね下郷町については現在9ホールですので、日本パークゴルフ協会の認定コースではないということで、今年度9ホール造成いたしまして、全18ホールにしてからですね、公認申請を行うというような予定となっているということで聞き及んでいます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 西会津のとなりに高郷村、高郷村とはいいません、いま喜多方市ですよ、あそこでは、年間だいたい7千人くらい、パークゴルフをやられる方が来らるそうです。そして、だいたい面積として1町歩まではないんじゃないかって言ってたんですけどね、そ

して、これは喜多方パークゴルフ協会ってあるんですよね。これやる人は加盟してもらったという話でした。そして、この協会費というのが一人あたり大体1,500円、年間。そしてあの、プレーやる方は年間7,000円を払ってもらいます。そうするといつでも毎日やってももらっても構わないと。ただ、4月から11月までだということらしいんですけど、これ、温泉に入るお客は別なんです。これ7,000円とは関係ない、いくらかありますけれどね。でも、それだけやって帰る方もいらっしやると。西会津は、結構さゆりの近くにね、そういうできる場所があると思うんですけどどうでしょうか。それ検討していただきたいと思うんですけど。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 先ほどのパークゴルフ場建設ということでございますが、一応、喜多方市の高郷町の温泉健康保養センターわきの面積はですね、だいたい1.2ヘクタールほどという部分で、ちょっと狭いコースにはなっているということでございます。ただ、県内で設置する18ホールの平均しますとだいたい、先ほどもご答弁申しあげましたが、2ヘクタール程度というふうなかたちになっているということで、最低それぐらい、18ホール整備するためには、それぐらいの面積は必要なのかなと考えております。

それで、先ほどもご答弁申しあげましたが、今後ですね、あそこのふれあい施設部分ですね、都市公園として区域を設定いたしましてですね、いま、さゆり公園を改修しております事業で社会資本総合整備事業交付金というのがございますので、それに該当になるかどうかという部分を含めましてですね、ちょっと今後調査していきたいなという部分で考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私も一回だけパークゴルフやったことあります。結構面白いですよこれ。

まあ、やみつきになるかもしれませんが。しかし、これ高郷では36ホール設けたいんだと、本当は。だけどいまのところは18ホールしかないんですけど、将来はそのように持っていきたいと。

わが町もそこまでやる必要はないと思いますけど、せめて18ホールぐらいあれば、やっぱり交流人口の増大とかそういうことになるんですけどね。何かしらのね、やっぱり町の活性化にとってね、やっぱり他のところも、真似してもいいですよ、真似していいところをとればいい。他はああやってんだけど、俺たちはもっとよくすんべ。36ホールまでやっこだねえけど、そのぐらいの気持ちでさ、これだけの設備あるんだから。だからできればね、いますぐやれとはいなねえけど、検討して国からのいろんな助成金とかなんかあるんだったら、やっぱ積極的にそういうことは進めていくべきじゃねえかと思うんですけど、町長どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あの、正式にはありませんけれども、いまミニゴルフ場ありますよね。年間の使用している状況を見ると、まったくといっていいほど使用していないということでもありますので、あの辺の整備とそれから、さゆり公園、いまゲートボールを行っているところですが、あの辺の周辺をですね整備したならば、だいたいどの程度の面積が確保できるか、こういったことを調査しながらですね、やっぱりもう少し遊休的な施設は活用する施設に

変えていこうというふうな考え方を持っておりますので、今後、いまほど課長が答弁したようにですね、調査してみないとどのくらいの面積がとれるか分かりませんので、やっぱりこれからの調査結果においてですね、18ホールとれるか、あるいはそれ以下であって公認認定を受けなくても、ある程度芝生とかなんかで整備できるようなものであればですね、そういったことに切り替えていくのも一つは健全な管理の方法なのかなというふうに考えておりますので、調査をさせていただきたいというふうに思います。

それから、実際にホールができるかどうかということでもありますので、そんな考え方を持って進めていきたいとします。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 わが町はですね、これだけ立派な設備があるわけですよ。ゲートボールにしても、サッカーやるにしても。野球場あるんだし、プールもある。なかなかこういうふうにはですね、いろんなものが揃っているところってないんですよ。だからね、そこにもう一つパークゴルフでも作ってもらって、そして、ああ西会津はいろんなところあるんだなと。するといろんなふうにな、交流人口も増えると思いますし、町の活性化にもなると思います。ですからね、いろんなところ、いいところ見てきて、いいとこどりすればいいと、私はそう思いますよ。課長、本当に私はね、せっかくそういう設備が西会津あるんだから、前向きに検討していただきたいと、そう思いますけどどうでしょうか。

○議長 答弁は出てるんだからいいでしょう。はい、続けてください。

○渡部憲 そういうことだそうですね。

それでね、その次最後、地域おこし協力隊についてお伺いいたします。

地域おこし協力隊の現況と実績をもう一度示していただきたいとします。

○議長 先ほど答弁したべした。それ以外で。

8番、渡部憲君。

○渡部憲 はい、あのね、これ地域おこし協力隊のいろんなことやっていると、芸術、文化、交流いろんなもんね、あると。しかし、地元の間人もね素晴らしい人たちおられます。

これ、ラスクってね、麩、乾燥して焼いたものですか、あれは、地元の西会津の高校生が発明したんですね。ですから、協力隊の方がだめだっていうわけじゃねえですよ。

だけど、地元のなかにもね、そういう本当に優秀な人たちがおられるんです。そしてね、ラスクなんて素晴らしいじゃないですかこれ。普通はね、なかなか考え付かない。そしていま売れてるんですね、これ。

だからそういうことも一緒に考えてもらって、もう少しね、3年間いればこんで終わりだというんじゃなくて、本当に何かしらをね、実績として残してもらおうと。だからあの、他県でもね、協力隊の人が考案したいろんなものがありますよ、それがヒットしてるのもあるんです。そして、その協力隊の方が地元の人と一緒にあって、またこう人口が増えるという地域もございます。

わが町もね、だからもう少し、地域おこし協力隊が協力してもらおう一つの方法としてね、私ね、NHK日曜で朝ちょっと見たんですけど、ワラビね、あれ素晴らしいなって思ったね。西会津はこう、荒れてる畑や田んぼがいっぱいあるんです。そういうところにちゃんとワラビ植えて、立派な素晴らしいワラビが出来るとですよ。だから休耕地っていう

んですか、使っていないとこ、そういうところを利用して、そういう人たちが、そういうものを考案して、そしてそういう人たちが道の駅で、お客さんに対してどうですかどうですかって食べさせてんです。食べてくださいどうぞ。じゃあ買っていきましょうと。だから、ただ売るだけじゃなくて、実際ね、そういうこともね、どうでしょうかね。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 地域おこし協力隊の仕事というのは、まさにあの、いまいろんな活動をしている方々から、いろんな相談を受けているんです。

例えば、いま西会津高校のラスクですか、これのそもそもの発想というものは、いわゆる i . c l u b (アイクラブ) の小川先生、東大の先生ですけど、その先生と生徒たちが一緒になって作って、そして地元のお菓子屋さんの協力を得て出来上がったものなんです。それで地元の麩を活用して、高校生がいろいろ協力をし、あるいは参加をして、そして指導していただいて地元のお菓子屋さんの協力を得て、ですから一体ものなんです。ただそれだけではだめなんです。じゃあ、その袋をどうするかと、そこにはネーミングと、それからデザイン、考えたのは地域おこし協力隊ですよ。

ですからモノを売るには、ただ単品ものでは決して売れない。いま、道の駅でいろんな加工品を出しておりますけれども、加工しただけではこれは、ただそれは6次化とはいえない。6次化というのは販売まで、利益が上がるまで積み上げていくというのが、まさに6次化なんです、原料からその過程のなかで、いわゆるこの、その商品に対するデザインとかですね、あるいはこの商品をどういうふうなネーミングで売り出したらいいかというのは、まさにそういった方々の知恵を拝借しながら取り組んでいるということが、いまの地域おこし協力隊の役割の一つとして行っていると。それは単品ものでなく、すべてにわたっていろんな分野があります。

例えば西会津町で60周年記念を行ったと、その時の一つのマークをぜひ考えてくれないかと、それで当時、この地域おこし協力隊の方がデザインをして、そういったマークを作り出すとか、非常にその知的な能力というものをですね、ある意味は町はそれを引き出してですね、使わせていただいている、いろんなところで、こういうことでありますので、それはアートだけの分野ではありません。先ほど言いましたように、それぞれの分野でそれぞれが能力を出し合っていますね、いま対応しております。それでいま、ちょっと長くなりますけれども、新しく広島大学から来た歴史文化の女性の方でありますけど、いま何をやろうかとしていると、縄文というひとつの分野をですね形つくって、これを西会津のなにかで活かしていきたいという方。どういう、いままでそういう発想がなかったんです。新しい発想というものは、まさに他から来て、そしてこの町の良さというものを引き出してくれる。それに地元のみなさんがやっぱり参加をする。こういう役割を担っていただいて、いまいろんなところで活躍をしておりますので、できれば一度は住民のみなさんに対して、報告をさせていただきました。これは、区長会議のなかでですね、どういう、それぞれの地域おこし協力隊のみなさんが活動しているかということで、これは報告させていただきましたけれども、必要であればですね、年に数回くらい、あるいは年に1回か2回くらいですね、そういったみなさんが活動の分野を公開をする。そういう場を設けてもいいのかなというふうに思いますので、そうした取り組みをみなさんに公表していきたい。

というふうに思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 町長のお話も確かだとは思いますが。

しかし私は、地域おこし協力隊の皆さんが決してダメだとかそんなことを言っているわけじゃないんです。立派な人たちが、その人たちが他から見る目で、他所から見る目ってというのは確かにすばらしい発想やいろんなものを生むことはございます。

ただ、隊員の方々がね、本当にどの程度この町をね、知り、そして学び、そして理解をされておられるのか。

そのうえでね、ある程度、やっぱり自分なりにね、いろんなものを生み出していってもらおう、そうだと思います。私はね、だから町のなかにも、その人だって一緒にやればいいんですけれどね、町のなかにも奥川の高峰にもね、素晴らしい人たちがおられます。いろんな発想を持って、こうやった方がいいんだ、ああやった方がいいって方がね。ですから我々はね、昭和村でもないんですけどね、あそこもそういうふうやって根付いていますけど、やっぱり昭和村のカスミソウというのはそういうところから出て来たんじゃないんですかね。

だから、人がやっていることではなくてね、協力隊の方にも地元の方も一緒になって、そして事業所とね、融合したりして、一緒に素晴らしいものを作っていただけないかと、私はそう思うんであります。決してね、隊員の方たちが何もしないなんてこと絶対言っておりません。よくやってくれています。だから地元の人たちもね、隊員じゃなくても、おらが西会津町にいて、ひとつこういうことをやってみたいんだという人もおりますから、そういう人たちと一緒に、話し合いを持って一緒にやっていただきたい。そういうことなんです。どうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あのいま、地元の人たちと一緒にやっている一つにですね、加工品があるんです。この協力隊の仲川さんという方、この方、協力隊に入って、西会津町にお嫁さんになって、そしていま、持っている技術をいかしながら、それぞれの加工品分野の先生としてですね指導している。ですから、例えば一般の人たちは、物を作って、さあこれから瓶詰や加工品をどうするかといったって、技術をこれから学んでいかなくちやならい。そういった場合にしっかりと基本からですね、学び、そしてなかにはそれをアップして、いまもう個人的に加工場を持っていらっしゃる方もたいぶいらっしゃる。それで、町はそれに対して補助をしているということですから、まさに地元の人たちと一緒に対応して商品を作り出しているということなんです。こういうことは、ほかの町ではないんです。

地域おこし協力隊の皆さんが、やっぱりこういう地元の人たちと一緒に、それを引き出して、それを商品化するというようなところまで行ってる。まさに素晴らしい地域おこし協力隊のひとつの活用例ではないのかなということでもありますから、いわゆる県が指定をしてですね、ぜひ、いろんなところに講師としてお願いをしたいということが何回も、昨年も来ておりました。それで実際に講師として派遣をしてですね、自分たちの活動を、こういう活動をして、こういう実例で、いま商品化をしてますということを堂々と、これ発表をする段階にまで至っているというんでありまして、まさに地域の人たちと一

緒になってですね対応しているというのが実状であります。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私もおね町長、やっぱりね、金を使うところには、そういうところに金を使っ  
ていただきたい。まあ道路もね、ポケットパークも大事なんですけど、やっぱり本当にね、  
金を使って、生きる金っていうんですかね、本当に将来、町のためになるんだと、いまの  
時期はね、種をまくようなものらしいんですけど、そういうところに、本当に大事なとこ  
ろに将来に向かって、町のためになるような、そういうお金の使い方をさせていただき  
たいと、そう思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 議員番号5、長谷川義雄です。

今回の6月定例議会にあたり、遊休公共施設の利活用についてお聞きします。

いわゆる遊休公共施設は、町の所有も含めて管理している土地、建物、施設ですが、そ  
の施設等が活用されないまま放置されているのがあります。この現状がこのまま続くのは  
好ましいものではありません。今後、解体整理も含めて長期的な計画がされているのか、  
お聞きしたいと思います。

また、来年の平成29年4月には、子どもの保育の中心となる認定こども園の開園が予定  
されています。それに伴い、現在使用している各保育所は廃止されます。その廃止後の保  
育所の建物、施設、広場等については、どのように考えていますか。まだ計画がされてい  
ないのなら、どのように今後考えるのかお聞きします。各保育所の近くの方々はどうのよ  
うになるのか心配している町民もおります。

町の基本的考えを早めに町民に示してほしいと思います。

このような現状を鑑み、次のように質問します。

1つ目として、公共施設の利活用について。

1つ目として、遊休公共施設の方向性が決定された施設はどの程度あるのか。また遊休  
公共施設の年間維持管理費はどの程度か。

2つ目として、西会津総合計画実施計画において、旧尾野本小学校のプール解体が平成  
29年度とされているが、プールまたは防火水槽として再度検討する考えはないか。

3つ目として、旧尾野本小学校の木造の講堂では、西会津町の若者有志が中心となって、  
演奏家を招き、コンサートを何回か開催されている。昨年6月にも同僚の議員が質問して  
いるが再度、改修して保存する考えはありませんか。

2つ目として、今後遊休公共施設となる保育所についてです。認定こども園が平成29年  
4月に開園することにより、使用しなくなる保育施設はどのようになるのか、次の点を伺  
います。

1つ目として、尾野本保育所は、建物は老朽化しているが、外の砂場等を地域の子ども  
たちの遊び場として整備をする考えはないか。

2つ目として、認定こども園が開園すると、野沢、尾野本の2保育所が閉所となるが、  
跡地利用も含めて今後どのように進めていくのかを伺います。

この2点を今回の一般質問とします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 5番、長谷川義雄議員のご質問のうち、遊休施設の利活用についてのご質問にお答えいたします。

まず、遊休施設の方向性が決定された施設はどの程度かのご質問であります。現在まで、奥川みらい交流館や国際芸術村、にこにこ相談所、農林産物加工研修施設、芸術家の滞在型宿泊施設など、合計で7施設を有効活用しているところであります。また、今後は旧西会津小学校を役場新庁舎に活用することとしております。

一方、本町には小中学校の統合に伴う廃校施設をはじめ、活用されていない遊休施設が合計で13施設ありますが、年間の維持管理経費につきましては、光熱水費や建物共済分担金など、年間で約140万円となっております。

遊休施設の基本的な活用方針につきましては、町民のみなさんの意見を最大限尊重し、町廃校施設等利活用計画などにに基づき、活用できるものについては、積極的に有効利活用を図るとともに、老朽化などにより活用が困難な施設に関しましては、危険性を考慮し、今後も計画的に解体撤去を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に平成29年度に解体が予定されております旧尾野本小学校プールを、プールまたは防火水槽として再度検討する考えはないかのご質問にお答えいたします。

昨年の6月議会定例会の一般質問で、教育長と町民税務課長がご答弁申し上げましたとおり、旧尾野本小学校のプールにつきましては、学校プールまたは防火水槽として活用する考えはありませんので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 5番、長谷川義雄議員のご質問のうち、旧尾野本小学校の講堂についてのご質問にお答えいたします。

旧尾野本小学校の講堂につきましては、平成24年度に策定いたしました廃校施設等利活用計画では、校舎および講堂は解体し、跡地の有効活用を図るとの方針が決定されているところであります。

こうしたなかで講堂につきましては、おただしのように地域の若者が中心となって音楽コンサートが企画され、これまで平成26年に2回、平成27年に1回開催されております。

改修して保存する考えはないかとおただしですが、昨年6月の町議会において鈴木満子議員の一般質問にお答えしましたように、町では本施設の利活用方法を検討するため、昨年4月に県内で歴史的建造物の保存活用の取り組みを支援しています福島県歴史的建造物活用保全促進協議会に専門的知識を有する建築士等5人を派遣していただき現地調査を実施いたしました。

調査後の意見では、建物はオーソドックスな造りで、地域の方々の想いが込められている建物として価値を否定するものではありませんが、歴史的建造物としての視点から保存すべき建物とは言い難い、コンサートなどを行うには消防法や建築基準法に基づく設備、構造とする必要がある、修繕するにも相当な費用がかかるのでは、などの意見が出されました。

このように専門家の皆さんによる本施設への評価や、音楽ホールとして使用するには、消防法や建築基準法に適合させなければならず、多額の改修費用が見込まれることなどから、そういった意見を踏まえ、町としましては音楽ホールとしての改修、保存は難しいと

考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、遊休公共施設となる保育施設についてのご質問にお答えいたします。

まず、尾野本保育所の外の砂場等を、地域の子どもたちの遊び場として整備する考えは無いかのご質問であります。今年度、森野地区に整備を予定しております認定こども園では、遊具や砂場など、子どもたちの遊び場を整備することとしており、また、休日等の利用も可能であることから、現在の尾野本保育所の砂場等を改めて整備する考えはありませんので、ご理解願います。

次に、野沢、尾野本保育所の跡地利用については、現在、具体的な計画はありませんが、野沢保育所については、築39年、尾野本保育所については、築36年が経過し、それぞれ老朽化が著しいため、施設の活用は難しく、計画的に解体を進めていきたいと考えております。

また、跡地利用につきましては、町民の皆さんからのアイデアや地域の方々からの意見や要望、町総合計画などと調整を図りながら、総合的判断のもとに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 通告でも述べましたが、平成29年度に旧尾野本小のプールを解体に、実施計画にあがっていますが、地元ではプールがだめなら防火水槽的に残してほしいとの声があるんですが、把握していますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

旧尾野本小学校のプールの防火水槽への活用につきましては、昨年6月議会でご答弁を申し上げましたが、改めて申し上げたいと思います。

消防のですね、消防水利という観点から申し上げますと、充足率というのがございまして、消防団幹部をされた議員の方々のご存知かと思っておりますけれども、そのエリアをカバーするのに設置の基準、エリアのですね、広さ等での基準がございまして。

それで森野地区につきましては、基準数は4つでございまして。それに対しまして現在、防火水槽が4基、消火栓が8基ございまして、充足率は既に100パーセントを満たしているというような状況がまずもってございまして。

それと昨年ですね、消防団の定例会におきましても、29年度に旧尾野本小学校プールの解体を予定しているということを消防団のほうとはお話をしております。

それで、地区住民の方々からの声というのは、私聞いておりませんが、そのような協議はしてございまして。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、プール解体を計画されましたが、プール解体に約1,000万円と計画されていますが、解体跡地の直後の計画はあるのでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

平成29年度に旧尾野本小学校プールの解体を予定してございまして。

解体後の跡地の予定はとのご質問でございまして、現在のところ、跡地については具体

的な予定はございません。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 分かりました。

それで、この際ですからお聞きしますが、現在、今年も6月6日から、さゆり公園まで小学生の送り迎え、バス3台と予備1台と伺っていますが、それに対して人件費、燃料代、プールの水位調節に、昨年度どのくらいかかっていますか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えをいたします。

昨年度、さゆり公園の屋内プールにおきましてプールの活動を実施しましたが、その費用総額は、456,974円であります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、なぜお聞きしたかというのと、今後プールが出来るまで毎年経費がかかってくるわけです。私の言いたいのは、現在のプールを再度利用するかまたは新しくするプールを推進すべきではないかという考えがあるからです。それはどのように考えていますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 プールについてはですね、これもずっと述べられておりまして、現在、尾野本のプールを活用できないのかというようなところですね、実際に検討してみました。

しかしながら衛生上の問題、これがやっぱり一番引っかかってきまして、やっぱりそれには水質を浄化する設備等々あるいは配管、こういったことについては、非常に現在のプールそのもの、本体もそうでありますけれども、それを利活用するには非常に厳しいなという判断が一つということであります。

そして新しいプールの件についてはですね、私がこの提案理由の説明のなかで申し上げましたけれども、プールは学校を建てる際に、これを作らないで、さゆり公園のプールを活用しようという基本計画のもとに実施してきた訳です。その後に様々な意見が出されてきたという一連の経過は議員承知だと思います。

ですから、町としては、もう一度いろんな各方面から、現在の使用状況を判断をしながら、方々から意見を求めて、実際にこれを建築すべきだという判断ができた時点については、やっぱりこれは建築していかなければならないし、現状、このままでいいんではないのかというようなことであれば、そういったことの意味というものを十分傾けていかなければならないというふうに考えておりますので、そうした各方々からのいろいろな意見等を参考にしながら、町としての基本姿勢を今年度中にしっかり対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、プールとしては衛生上いろんな問題があるということで、プールとしてだめならですよ、先ほど答弁にありましたように29年度は解体するが、その利用計画はまったくないということを踏まえて、私、現地を確認しました。

それでプールを見ると縦25メートル、幅12.5メートル。そうしますと一般的に水位を1メートルと計算しますと、313立法メートルと出ます。

それを町の水道料金、あの請求書ありますよね、その裏側を見ますと、プール料金は200立法メートル4万円とあります。そうすると単純計算しても、私の認識では62,600円となります。今後すぐ壊しても、何も使用できないのならば、それを防火水槽的な役目に残すべきではないかと私は考えたわけです。その認識は間違っているのでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町としての基本的な計画は、プールを防火用水とする際に、それは防火用水の水利として計算をするというのが先ほどの答弁の内容であります。ですから便宜上、そこがあるから防火水槽というように考えるのも一つは、考え方はあるでしょうけれども、今後、不用な建物やあるいは水利としての必要性が考えられないということであれば、それは老朽化した施設として、遊休施設としてそれは取り壊すというのが町の考え方です。

それでもう一つは、私はプールだけではありません。尾野本小学校全体は、学校はもう使用できる状態ではないと、多目的に使用できる状態ではありませんので、これは計画的に取り壊すと、全体的なあの跡地利用については、今後町として具体的に何をどういうふうに、この跡地を利用するかということをも更地にした段階で、やっぱり考えていくことでありましようというふうに思っております。

ですから全体計画のなかでプールをはじめ付属するものについては、やはり老朽化した施設として取り壊して、いわば更地にしていきたいという考え方です。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私が申し上げたいのは、壊すのはいいとしても、できるだけある施設を利用すべきと私は考えるわけです。

というのは、昨年だか2年ほど前に森野地区において模擬火災訓練を行いました。

そのときに消火栓は1基しか使えません、それで防火水槽を使いました。それでも水が不足ということも考えて長谷川から給水訓練をやったと思います。

そのように、水をある程度貯めておくということは、地域の70世帯の安心感にもつながるということで、私は申し上げている訳です。その辺の見解をお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あの、そういうことでありますから、地域の安全性を考えながらですね、防火水槽は消防水利として、町として単なるプールと、その跡地を利用するというような、ある意味では危険な個所をしっかりと、これはなくしていかなければならないという一つの考え方もありますから、今後、水利としてどうしても防火水槽が必要だという消防、こういったことから出てきた場合についてはですね、やっぱりそれに見合ったような防火水槽はきちっとそれに合わせて作っていくということでもありますので、住民の安全安心はまさにそうした水利の関係のなかで、町としては考えていきたいというふうに思っています。

○議長 5、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、同じプールがあるんですが、新郷小学校のプールはどのようになるのでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 新郷小学校の場合はですね、実際に芸術村として活用している訳です。ですから、プールについては、一つは先ほど言いましたように、いざという場合に消防のそういった

ところにも活用できるというようなことでありますから、プールについても水利の一つだという考え方に立ってはおります。ですから現在のところ、あのプールをいまずぐ解体をするという考え方ではありませんので、現在あの地域については水利の一つと数えているところでもあります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町長の説明はわかりました。

ということは今後ですが、消防団、自治区等の話し合いによっては消防水利になることもあり得るということに解釈しますが。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

消防団とのですね定例会、各種会議等ございます。そのなかにおきまして、分団等からご意見、要望等がいろいろ出される訳でございますけれども、第二分団、昨年もですね、確認をさせていただきましたが、先ほど申し上げたように、森野地区におきましては設置基準数4つを、防火水槽も4つありますし、消火栓は8つあるということで、満たしているということでもありますし、要望はあがってきてございません。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その程度にとどめて、一度話し合ってみます。

それでは尾野本小学校の講堂についてですが、何回か講堂においてコンサートが開催されていますが、その場合、建物的にも危険だということで好ましくないという施設を貸している訳ですが、その際、使用に対しての使用料をいただいているんですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 講堂についてのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたように、コンサートについてはこれまで3回開催している訳ですが、その際、使用届ということで町の方に申請を出していただいております。その条件として一時的な利用であるというようなこと、それから、このコンサートが活力ある地域づくり事業ということで、町の補助事業を使って実施してというような、そういった地域おこしなり、交流人口の拡大なりにつながるというな、そういう公共性もあるということで使用料については免除しているというような状況でございます。

ただ、電気料等でですね、基本料金を超過した場合には、超過分はいただくということで、一度だけその使用料をいただいているというような状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 使用届を出してやっているが、それ以外の注意とか指示的な文書というものはないんでしょうか。使用届以外は。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

先ほど言いましたように、申請書を出していただいて許可をしている訳ですが、やはりその、出した段階にですね、やはりこの校舎については危険な校舎であるということだけはご説明させていただいて、十分ですね利用にあたっては注意しながら使用していただきたいということを申し添えているというような状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 特別な文書化はないが、口頭で指示していると理解します。はい。

わかりました。それである、西会津町の有志で作る木造ミュージックフェス検討委員会ですか、その活動が今年の5月29日の民報に報じられまして、そのなかで、ふるさとには負けない明日、ふるさとトピックスに大きく報じられています。

そのなかでコメントとして、活動を続け、町を訪れた演奏家や観光客等に、西会津町のファンになってもらいたいとコメントありました。

このように頑張っている人たちに、どのように対処されますか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

この協議会については、こういった音楽活動を通して地域おこし、活性化に努めようというふうな、そういった趣旨のもとに活動しているのかなということでもありますので、先ほど申しましたように、使用にあたっては、使用料も徴収しない。そういった地域おこしとか公共性を鑑みて、そうした活動をしているということですので、町としてもそうした活動に対しては支援をしているという状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私の質問は、芸術村と旧尾野本小の講堂で演奏会を、交互にやってるかどうかは別として、そういう頑張っている若者に今後どう説明するのかということなんです。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

ただあの、活動は活動としてですね、そういった趣旨は、当然、何ていうんですかね、若い人たちが、そういう頑張っていることに対しては支援するというふうな考え方には変わりないと思います。

ただ、使用している建物についてはですね、先ほども言いましたように、かなり老朽化が進んでいるということで、大変危険であることには間違いのないわけですから、我々の立場からすればやっぱり、不特定多数の方々がですね利用するところについては、危険性があるということで、建物についてはやはり解体の方向で考えてますというふうなことで説明するしかないかなというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 解体の方向で進めているというが、今後何年間は貸せますよとか方向性は示すべきではないのでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたと思います。

解体する場合ですね、先ほども町内にはそういった遊休施設がありますので、それらについては年次計画をもって解体するというようなことを進めているわけですので、その年次計画がですね、まだあの、例えばどこの施設についてはいつやるかというのが、まだはっきり決まっておきませんので、いま議員おっしゃったようにいつまでというのは、いまの段階では説明できないのかなというふうな状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　いまの答弁を聞きますと、危険ではあるが十分注意して使ってください。いつまでだか分かりませんがというふうに説明しているように聞こえますが、結局使用して、ここを使いたいと思う人たちは、やっぱり計画ってあると思うんですよ。何周年記念にイベントをしたいとか、そういうことがまったく計画が立たないんじゃないですか。そういった意味でも、早めに示すべきではないかと考えているわけです。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　まずあの、この講堂を考えるには、大きくいって2つほどあるんですね。

町としていえることは、いわゆるこの、使ってもいいんですけども、しかしそこには基準があって、これはもう建築家の議員だからわかるとおりでと思いますけれども、やっぱり多数のみなさんに使っていただけるということは、それは非常に素晴らしいことだと私思うんです。

しかし、現実的にそれは誰の責任で、どういうふうに使いかということ、これは逆に町の責任として、しっかり対応していかなければならないということなんであります。そこには使用基準があったり、安全性をもちろん確保しなければならないし、先ほどいったように付随するものだったらば衛生の問題、これはトイレ、水、それから消防法。こういったことがそのなかに、多数のみなさんが集まってイベントをするには必ずやっぱりこういったことが備わっていかなければならない、それが義務付けられているということぐらいは承知しているというふうに思います。いまのところ空き家同然の講堂でありますから、そこまで町としてきちっとしているかということ、そうではありません。それはたまたまですね、これは音楽活動という芸術家あるいは芸術を求めてくる方については、例えばアンティークななかで、あるいは幻想的なもので、ましてやこれは歴史的な長く使っている木造であればなおさらのこと、その響きや音楽の音色に奏でられて非常にこの聴く人については感動すると。こういうことが私は多分にあると思うんですね。ですから、そういったことが大切にしたいということで、頻繁にですね使っていただけるようなことであればですね、これはもう対応をどうするかということもありまようけれども、しかし管理する人あるいはそこに付随する施設を整えていくかということ、そこまでまでの状態ではないというふうに判断をしているところなんであります。

それともう一つは、やっぱりこの計画を立てていただいて、どんどん使っていくには、ある程度規制をかけなければならなくなってしまう。ですから町をしては積極的にこれの利活用を大々的にPRして、どうぞ来てくださいという施設のものではありませんということだけは、やっぱり認識していただかないとならないかなというふうに思いますので、この点についてはですね、十分に承知をして対応をしていただきたいというふうに思います。四角四面であるいは行政サイドでしっかり考えられて、そういったことが安全性はどうだとか、あるいは管理責任は誰にあるんだとか、使用料はとっているのかというふうになってくればですね、それはしっかりとじゃあ身構えながら町としての基準が満たしていないので、それはある程度規制をかけなければなりませんというふうになってしまいますので、そのところについては十分判断をしながら町の方に対応を求めてくる必要ではないのかなと、その点については十分に理解をしていただいて使用していただかないと、非常に問題も出てきますので、そこは対応していただければなと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私は若い人が頑張っている思いを少しでも応援したいなという思いで述べたわけです。

それでは、次の保育所の跡地利用についてですが、いまの尾野本保育所は閉鎖ということで理解しました。野沢保育所なのですが、議会報告会でも何度か聞いているんですが、いまの答弁ですと、解体して検討をします。それで、今後は改修して集会所とか集まるとかはまったく考えていないと。そうしますと野沢保育所の場合は、ほかの保育所と違ってフェンスで囲まれています。そうすると広場等については子どもの遊び場として4月以降開放するのでしょうか、しないのでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 野沢保育所についてのご質問にお答えしたいと思います。

4月以降、閉所となった後の広場ですけれども、当然、空いている広場になりますので、そこは近所ですね、子どもさんたちが自由に使っていただいてもですね、大丈夫だというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いまの課長の答弁だと開放するというふうに理解していいのでしょうか。

たしかあそこは門があるもんですから、その辺なんですけど。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これはあくまでもですね、現在の野沢保育所がまったくこう空き家同然といいますか、それはその遊休施設になったという場合において、これは広場は子どもたちに遊び場に当面使っていただきましょうかと、あるいはその施設はじゃあどうしますかと、これは改めてですね、しっかり計画を、いまの段階でまだ認定こども園できておりませんので、できる前から、それはあの、町の考え方を聞くのは正しいかもしれませんが、いまのところですね、まだはっきりとそこまで、ここはこうするというような計画を立てておりませんので、そこはあの、いまでもそうではありますが、子どもたちが放課後きてですね、使っていただける、自由にそこは安全性を完備すれば使っていただいて当然ではないのかなというふうには思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ちょっと早いような質問ですが、来年度以降が認定こども園がオープンすれば、あそこは普通だと一般的には閉め切ると思います。一般的に考えれば。だからその子どもたちが継続して春休みでも、新学期になっても遊べるようにとの思いで、なるべく早く決定してほしいなという思いを自分としては申し上げたつもりです。

それから、野沢保育所の分所の芝草なのですが、いまの答弁のように、まだ決まっていないとすれば、特には町でも、地元の芝草でも考えていないと思いますが、芝草地区には小屋田遺跡というのがありますので、そういった土器とか、あと町民が目に触れることのない文化財の展示なんかはどうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いろんなアイディアを出していただけるということについては、私はさすけないし、いろんな方々からそんな跡地の利用のアイディアを出していただければ、その中から

これに合致したような施設であれば、そういった利用の方法もあるのかなというふうに思います。

ただしあの、これは学校もそうでありますけれども、保育所施設あるいは学校というのは、作りそのものが大体それに見合っている訳でありますので、教室にしても、あるいは遊戯室にしてもなかなかこう大きなものの対応というのができない訳であります。

ですから、それをやはり、あの十分承知をしながらですね、当面できるものは一体なんなのかといろんな各方面からアイデアをいいんではないかなというふうに思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでですね、同じ芝草地内にある、かなり前の西会津中学校の講堂があるわけです。確かその正面を道路側から見ると藤蔓や蔦や雑草で覆われて、ちょっと一見何も使われていないように見えるんですが、見ますと車の通った轍があり、鍵がかかっています。

それについてお伺いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 旧西会津中学校の元の講堂のことだと思いますけれども、現在その講堂につきましては、倉庫として一部使っております。中に入っているものでございますけれども、大山まつりですとか、ふるさとまつり等に使用する大型立看板、さらにはふるさとまつり、あの、ビックテントをステージにするわけですが、その土台の木材等々が現在保管されてございます。何分、かなり老朽化が進んでございまして、傷みもひどいという状況でありますので、ここら辺につきましても先ほどご答弁申し上げましたとおり、町として解体撤去も含めて今後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでなぜあの同じ芝草地内の保育所からそっちに持って行ったかといいますと、例えば展示場が無理であれば、高さは低いあまり費用をかけずに、せめて倉庫ぐらいにはなるのかなと思った点もあります。

というのは、品物とか看板等が入っているとして、誰がみても倒壊するんじゃないかなという建物ですよ。そこにイベントがあるたびに、人が出入りするということは非常に好ましくないと思いますが、どう考えますか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

いま議員おっしゃられるとおり、かなり老朽化が進んでございまして、大変危険な施設だと認識してございます。そのことから、いま議員がお話のとおり、芝草保育所の利活用ができるかどうかも含めて、今後町として十分に検討をさせていただきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 壊すものは壊す、使えるものは使えるように、町当局もよろしく願います。

それで、最後に私が通告のなかで、来年度の認定こども園がオープンすると野沢保育所、尾野本保育所、2施設と申し上げましたが、群岡保育所は、昨日の説明で入園予定者160名

と申し上げますが、そこは群岡保育所は入っているんですか、予定者。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君

○健康福祉課長 群岡保育所の、保育所の関係ですので、私の方からお答えいたします。

昨日申し上げました、認定こども園 160 人のなかには、西会津全体の人数ということで申し上げた人数です。

ただ、群岡保育所につきましては、何年か前から保育所の保護者さんのみなさんと話し合いを進めておまして、まだ保護者さんのなかには群岡保育所を当分残してほしいという意見もまだございますので、このあと何回か保護者のみなさんと話し合いを進めながら、方向性を出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まだ、来年度の認定保育園に、西会津町の、まあ残してほしいという声も大切にして、子どもたちがまとまってできるのがいいのか？ など私は思います。来年の 4 月に向けて良いこども園ができることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 みなさんこんにちは。10 番、多賀剛でございます。

今定例会に 2 件の一般質問を通告しておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まずはじめに、創業者、起業家の育成と支援についてお尋ねをいたします。

中小企業庁では、地域における創業支援の整備、市町村と民間事業者等が創業者に身近な支援体制を整備する取り組みを支援し、地域における創業を支援するとしております。

産業競争力強化法において市町村が創業支援事業者、これは地域の金融機関であったり、NPO 法人、商工会あるいは振興公社であったりする訳ではありますが、これらの事業者と連携をし、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナーの開催、コ・ワーキング事業等の創業支援を実施する創業支援事業計画、これは最長 5 年間ということではありますが、これについて国が認定するとしております。

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定件数は、第 8 回分、平成 28 年 5 月現在で、この事業計画の認定件数が全国で 1,158 自治体となっているようであります。

また、本制度では創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取り組みを特別創業支援事業と位置付け、本支援を受けた創業者には登録免許税等の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策が適用されることとなるようであります。額面どおりに素直に受け取れば大変いい素晴らしい制度だなと思い、本町にもこの計画があるのか調べてみました。すると本町にも創業支援事業計画、これがあったわけであります。

しかしながらあまりにも認知されていない。具体的な実効性のある動きが見えない。

もっともっとこの制度を活用して、若者の創業支援や起業の後押しをすることこそが、本町にとって生き残りをかけた一つの方策になるのではないかと思うところであります。

いま若者の人口流出が止まりません。力いっぱい働きたい、活躍をしたい。また、ふるさと西会津に帰ってきたいという思いはあるけれども、思うような仕事がない、職場がな

いと。本町にいてもあまり楽しみがない、楽しめる場所がない。あるいは男女の出会いの場がない。いろいろな理由があるにせよ、若者の若者の人口流出が止まらない訳であります。若者が夢と希望を持ってこの町に残れる、住み続けられる方策の一つとして、実効性のある創業者、起業家の育成支援体制が大変重要であり、この町の未来にとっても大変有効なものと考えます。そこで次の3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目、本町の創業支援事業計画では、年間目標として創業支援者数111件、創業者数18件としているが、実績はどうなっているのかお伺いをいたします。

2点目として、この事業内容があまり認知されていないように感じられます。どのように周知され、実行されてきたのかお伺いをいたします。

3点目として、この事業、さらに実効性のあるものとするために、本町独自の育成、支援策を講ずる考えはないかお伺いをいたします。また、本制度の今後の展望についてもお伺いをいたします。

次に、各種補助金についてお尋ねをいたします。

町では、各種団体の運営や各種事業に対して交付するもの、あるいは個人や家庭に対して交付するものと補助金交付は多岐にわたっております。これらの各種補助金によって各団体や個人はいろいろな事業費や経費の軽減が図られ、住みよい町づくりのために大変有効に活用されているところであります。そのなかで、各種団体等の事業に対して交付している補助金のなかにおいて、年間の収支決算をした際、不用額というものは適切ではないかもしれませんが、余剰金について例年は繰越金として処理されていたものが、今年度から繰越金として処理するのではなく不用額として町に返納するようとの通達があり、会計処理を変更された団体があるようであります。

そこで次の点にお尋ねをいたします。

まず1点目として、この補助金に対する考え方、運用の仕方等の変化はあったのか。また補助金交付要綱等が変わったところがあるのか、まずお伺いをいたします。

2点目として、先ほどのように会計処理を変更された団体に混乱は無かったのか、事前に告知していたのか、またどのように周知されたのかお伺いをいたします。

3点目として、補助金交付要綱のなかで、交付実績の全くない、交付実績が少ない補助金はなかったか、また廃止されてしまった補助金等の復活等を含め、抜本的な見直しをすのお考えはないのかお伺いをいたします。

以上の2件と私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀剛議員の創業者、起業家育成、支援についてのご質問にお答えいたします。

創業支援事業計画につきましては、地域の創業を促進させる施策として、市区町村が民間事業者と連携し、創業支援を行っていく取り組みであります。この計画の特定創業支援事業を受講することにより、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税の軽減、無担保・第三者保証人なしの創業関連保証枠が1,000万円から1,500万円に拡充されるほか、創業・第二創業促進補助金を受けることができるなど、創業するうえで大変有利な支援が受けられるものであります。

本町においては、平成 26 年 6 月 20 日に国から創業支援事業計画の認定を受け、同年 10 月 31 日に創業希望者の支援を強化するため、民間事業者を追加する変更計画の認定を受けたところであります。現在、NPO 法人教育・雇用研究機構と会津商工信用組合を、創業支援事業計画に基づく認定連携創業支援事業者として、創業相談や創業塾等の支援に取り組んでいるところであります。

これまでの実績につきましては、平成 26 年度の創業支援者数は 102 件、創業者数は 2 名、平成 27 年度の創業支援者数は 35 件、創業者数は 1 件、平成 28 年度は、現在のところ 2 件の事業者が創業・第二創業促進補助金を申請しているところであります。

次に、事業内容の周知についてであります。創業塾等を開催する際には、町ホームページやCATV、町広報紙、チラシ等により周知をしてたところであります。なお、今後は、関係機関と連携を図り、より多くの創業希望者が創業塾等に参加できるようフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスを活用し、周知を図っていきたいと考えております。

次に、町独自の育成・支援策についてであります。町としましては創業者の育成・支援を図るためにテレワークセンターを設置するとともに、創業機会を創出するための創業支援セミナーを開催しております。

現在では新たな支援策等を実施する考えはありませんが、今後、関係機関と連携・協力しながら、創業者に有効な支援策を調査してみたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君

○総務課長 10 番、多賀剛議員のご質問のうち、各種補助金についてのご質問にお答えいたします。

本町では、町勢の振興や地域の活性化、住民福祉の向上などを目的に、団体や個人に対し、各種補助金の交付を行っております。

補助金の交付にあたりましては、それぞれの補助金交付要綱等に定められた事業目的に合致しているかどうかを精査するとともに、交付の手続きについては交付要綱等のほか、補助金等の交付に関する規則や財務規則など、関係法令に沿って、適正に会計処理を行っているところであります。

また、補助金につきましては、個別の事業に対する事業費補助金と、団体の支援を目的とした団体育成補助金の二つの補助金があります。

一つ目の事業費補助金につきましては、補助対象事業費を基準として、定められた補助率から算出された額の範囲内で交付額が決定されます。

一方、二つ目の団体育成補助につきましては、各種団体等の活動に対し必要額を交付するものでありますが、活動の内容や交付額に比べ多額の繰越金がある場合などは、状況に応じて補助金の減額等を行う場合があります。

ご質問にありました各種団体等への補助金で、不用額を返納するよといった趣旨の通知は行っておりませんが、団体育成補助であっても、自主財源を持たず、補助金のみで事業を行うような、いわゆる事業費補助的な性格のものについては、実績報告書に基づき不用となった補助金を返納していただく場合もあります。

また、各種団体等に対する補助金交付の基本的な考え方や交付の方法、補助金交付要綱等は、従来と同じで変更はありません。

次に、補助金交付要綱等の中で、交付実績が無いもの、または少ないものについてのご質問ですが、補助金につきましては、所期の目的を達成したものと類似の補助制度が創設された場合などは、その都度要綱等の見直しを行っております。

しかし、ここ数年交付実績がない補助金もあることから、これから作業を進めていく事務事業の見直しの中で、整理・統合や廃止を含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 暫時休議します。(11時48分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き一般質問を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 午前中の続きになりますが、再質問から入らせていただきます。

まず、創業者の育成、起業家の支援についてでありますけれども、創業支援事業計画につきまして、これは計画をみますと26年度から31年度までの5か年の計画であるということでありまして、だいたい半分ちょっと経過しているわけであります。先ほどのご答弁のなかで、実績報告のなかで27年度末で3名の方が企業なされたというお話を伺いました。

あの、これから5年間という長いようでありましてけれども大変短い期間でありまして、残すところ2年ちょっとという期間のなかで、今後どのような方策で、いまのままやっていくのか、少し考え方を改めてやろうとなさるのか、どのような成果を出そうとされているのか、まずその点をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 今後の創業支援計画の展望というかたちでよろしいかと思いますが、こちらの創業事業支援計画、たしかに5か年の計画で31年度までというかたちになっております。こちらのほうの創業支援事業につきましては、まず創業に関する目標について申し上げますと、だいたい創業者の支援の割合についてはですね、人口規模のだいたい0.1パーセント程度あればクリアできたであろうというかたちの考え方になっております。

ですので、7千人の0.1パーセントの7名程度となるのかなというような部分で考えております。これが国の指針で出ているものでございます。

したがって、あとですね、考え方としましては、やはり若い方々がですね、創業していただく環境づくりを徹底していきたいという部分で考えておられて、それによりまして町を活性化させていきたいというような部分をひとつ考えておられます。

以上でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 すると、まあそういうことであれば、この計画、当初の計画どおり今後も進めていくんだという認識でよろしいのかと思いますけれども、そのなかでですね、いまほど年間人口割合の0.1パーセントの目標というようなことで、7名程度という話ありまし

たが、この計画みますと、年間 18 名の創業者を目指しているということでもあります。

この目標設定の仕方はいろいろ、この考え方があろうかと思えますけども、頑張れば手の届くところに目標設定をして、その達成感、満足感を味わってモチベーションを維持する、あるいは高いハードルを作って、そこには到達できないけれども、そこまでいくプロセスを大切にしながらやる気、モチベーションを維持していくというような、いろんな考え方があるんですが、7 千人に対して 7 名程度の創業をするというのを国としては言っているなかで 18 名とした、年間創業者数、その根拠は何なのかまずお尋ねいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 創業支援事業計画の年間の創業者数は 18 件というような根拠という部分で申し上げますと、こちら申請時にですね、中小企業庁として仙台の経済産業局とヒアリングのなかでですね、あまりにも低い数字でありますと、なかなか採択的な計画が認められないという部分で、国とのやりとりのなかで 10 件程度、努力目標も含めまして上積みして計画を立てたらどうだと指導があったもんですから、こういうかたちにしたということでございます。それを目標にしていきたいというのは現実でございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。目標はですね、あまりその、現実とあまりにもかけ離れた数字を出してしまうと、どうも何というか希望的観測であまり実感が湧かないというようなことも考えられますので、中小企業庁から相談のうえ 18 にしたということではありますが、やっぱり本町の実態に合わせて取り組んでいくということも必要なのかなという私思いでおります。この目標設定についてはわかりました。

それで、最近の新聞報道をみますと、いわゆる民間事業者との連携協定をしっかりと結びながら取り組んでいる自治体というのは、数多く紹介されておりますが、本町の状態はいま現在どうなのか、今後はどうやっていこうとするおつもりなのか、その点をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 創業支援事業計画のなかでの連携というかたちでよろしいでしょうか。

ただいまですね、先ほどもご答弁申し上げましたが、現在、連携してですね、特定創業支援事業を行える団体としましては、NPO 教育雇用研究機構という会津若松にある団体でございます。そちらのほうとですね、会津商工信用組合と一緒に連携をしましてですね、創業支援事業を実施しているということでございます。

このほか連携するなかでですね、やはり町がワンストップサービスになりまして、振興公社ならびにですね、あと町内のもうひとつの金融機関、会津信用金庫になろうかと思えますが、そちらの部分、あと商工会と連携しながらですね、この事業を推進していきたいと考えているところでございます。

まあ、具体的に今後どういうふうなかたちで方向性を広げていくかという部分はまだ先の段階でございますが、特にこれから広げていく団体というのは、あまり考慮はしていなかったというのが現状であります。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛　　そうすると、いわゆるワンストップ相談窓口というのは役場内に設置されているということですか。その辺、先ほど言いましたけれど、あんまりその辺がよく周知されていないので、どこに相談していいのか実際わからないところがあると、その辺をもういちどわかりやすくご答弁してください。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　そのワンストップの窓口ということで、一応こちらのほうの創業事業支援計画のなかで、市町村に窓口は置かなければいけないというのが必須となっております。

　　したがって、こちらのほうは商工観光課のほうに1人専任の職員を置いているというようなかたちでなっております。それで、その者にですね、町内の方からですね、創業をしたいんだけど相談があれば、特定のいわゆる経由をしてもいいとかたちになっておりますので、それを専門的なアドバイザーがいるところにご紹介するというような部分で、いままで対応してきたというところでございます。そういうかたちでも大丈夫だということで国のほうからは示されております。

○議長　　10番、多賀剛君。

○多賀剛　　創業者支援、起業家の育成支援というようなことは、ひとつのことをやればいいということじゃなくて、いろんなことこう複合しながら応援していかなくちゃいけないような事業だと思います。

　　ひとつの提案として、いまほど5番議員でしたか、公共遊休施設の活用等との話しましたけれども、県内においても、これは創業ではありませんけれども、企業誘致のなかですね、廃校となった学校校舎に、若者に人気なアニメーション制作会社が入って、いろいろ活躍されているような話を聞きます。また廃校舎となった教室を利用してですね、生ハム工場なんかを作っているという事例なんかも私聞いたことがあります。

　　あの、5番議員と話ちょっとかぶるようになりますけれども、いわゆるこういう施設というのは、解体するばかりが能ではないと、例えばそういうところを使って起業をしたい、商売をしたいというような人があれば、積極的に一定期間でも、解体するまでの間でもいい、一定期間無償でこれ使っていただくようなこと、まああの、塩漬けになっている工業団地も然りです。細分化して、そこで何か事業を興したい、起業したいという人には、町でやっぱり無償でもいい、ある一定期間貸与してですね、起業家をサポートするというようなことも私は必要ではないのかなという思いでおります。

　　あの、起業したい人というようなですね、一番問題はやはり初期投資、これ皆さんが思っているうち大変、いわゆる不安材料のウェイトの占めるところが大きいところがあります。だから、遊休の公共施設あるいは空き家等の積極的な活動、これはビジネスとしてですね、提案、あっ旋していくことも私は必要ではないかなという思いでおりますが、その点はどのようなお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　既存の空校舎ならびに遊休のですね町の施設を開放したら、または空き家等を起業支援のためにあっ旋してはどうかというようなご質問かと思いますが、確かに空き校舎、先ほども議論になりましたが、町で旧学校校舎といわれている部分は、なか

なか耐震的な部分があるということでございますので、現在のところ建物に不安がある部分については考えておりませんでした。

ただしですね、他市町村のなかでですね、まちなかの再生のために空き店舗を活用した場合に対して町で若干の支援はしているというような部分がございます。それは今後調査していかなければいけないかなという部分は認識しております。

以上でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 あの、いわゆる町の初期投資としてね、いわゆる創業者が順調にそこで起業してもらって、そこで業績を伸ばしてもらって、雇用が生まれて、将来町に税金が入ってくるようになれば、町の初期投資としてもですね、やっぱりその大変有効なことでもあると思いますので、そういうところもぜひ今後は検討していただきたいという思いがあります。

それで、ひとつ話ちょっとずれるかもしれませんが、最近古民家ブームといえますかですね、その古民家に泊ってみたいというニーズが結構あるようであります。

私もこれ、テレビだか何かの受け売りで大変恐縮なんですけど、古民家を多少リフォームして、ホテル、ホテルというよりも民宿とかペンションの類だと思いますが、開業して、宿泊施設として創業したというような話が実は2、3日前だか4、5日前だかテレビでやっておりました。いま、うちの町でもいわゆる農家民泊等々進めておりますが、意外とこの宿泊施設を整備するとなると、いろんな規制があったり、設備を整えなければいけなかったりということがあるんですか、このなかでは、いわゆる宿泊特区というのを認定を受けて、煩わしい手続きや諸々の設備なんかも簡素化したなかで、初めて起業なさる方が取り組みやすくなったので開業できたというような話がありました。この特区というのはですね、いろんな特区あるようなんで、私としては、どぶろく特区ってね、どぶろく作んのも特区を取ってやってるなんて知っておりましたが、いわゆるいろんな特区あるわけなんですよね。農業特区であったり。

だから先ほど空校舎のなかでね、人が活用するのはちょっと難しい、危険だというようななかでも、例えば屋内農作物の生産施設であればね、人は入るんでしょうけども、例えば中で作物を作るというような使い勝手は、私は検討できるんだと思います。将来的にも解体するというのも決まっていればね、あまり汚れも気にしなくても使えるし、その農業特区のなかではね、企業が参入しやすい状況を作ったり、あるいは1人でもね農業に参入しやすいような状況を、特区認定がすればね作れるというようなことでありますので、そういうところも含めて、いわゆる特区の認定を受けてね、創業者、起業家の支援をしていこうという、私はこれいいことだなという思いでおりましたが、そんな考えでは町はないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 特区によりまして雇用の創出というふうなかたちでのご質問かと思いますが、まずあの、この起業家特区を受けている市町村としましては、こちらのほうはですね、自治体が申請したものではなくてですね、国家戦略特区というかたちで、九州の福岡県の福岡市で特区をやっているということでございます。こちらのほうは国の戦

略特区というかたちで取り組んでおりまして、年間相当なお金を注ぎ込みながらですね、弁護士とか、あとは司法書士ならびに公認会計士の方々を相談相手として、事業を展開しているということで聞き及んでおります。そのほかこういうふうなかたちで、特区というかたちで起業家特区をとっている部分をやっている部分は聞き及んではおりませんが、先ほども話ありましたように、古民家を改修して、特区として出荷者数を伸ばしているという部分は、確かに兵庫県か京都の篠山市ですかね、というかたちでは確かにやっているということでございます。そういうふうなかたちもですね、やはり今後の町を活性化していくなかでは検討する余地はあるのかなと考えておりますが、まだ具体的にどういふかたちで町がその、どういふ、まあ、あの、規制は緩和してはですね、持っていくかというのは、まだ検討しておりませんでしたので、それは今後の検討材料のなかにもひとつなのかなと考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 今後検討していただけるということでもありますから、大変いいご答弁をいただいたと思います。

あの、いまほど商工観光課長が言ったように、いわゆる創業特区でやっているというところのところはですね、いろんなことをやっているんですが、一年間に40社もの起業、まあ創業ができたというような実績があります。それすべて真似できるものでもありませんし、真似しろともいいませんが、やっぱりその、この西会津町に合った方策、いわゆる私あの、いろいろ調べてみてこの特区の認定を受けると、いろんなことやりやすいところがあるんだなという思いがありますので、この町に合った特区の取得ということも検討なさっていただけるということでもありますから、ぜひそんなところも含めてご検討いただきたいと思います。

あと、もうひとつですね、創業者、起業家の育成支援というのはですね、私は言葉で簡単に言っておりますけども、言葉でいふほどこれは難しいことではないと、まあ、行政としてやる方もですね、そんなに簡単ではないというのは私十分承知しております。

しかし、この町で例えば起業をしたい創業したいという思いがある人というのは、すべてではないかもしれませんが、いままでサラリーマン生活をして、安定した生活を投げ打って、あるいは都会で生活しててね、安定した状況を手放してこの町に帰ってきて、極端ではないと思いますけど、本当に生涯をかけて臨まれる方が私はいらっやると思っています。

そんななかでですね、そういう方に対応するのに、いわゆる対応する側ですね、あまりそのおざなりっていう言い方おかしいですけども、それなりにしっかりした対応をしていかなければ、私はなかなか厳しいのかなという思いがします。

だから先ほどの創業特区というのは本当に、最初のスタートの時点から、開業するまでしっかりと、行政と民間がサポートをして起業したと、そんでその後も成功するまでサポートしてくれるっていうようなシステムを、いま、これから作れというのは難しいかもしれないんですけども、そんなことをしていかなければ、実際そういう実績を伸ばすことができないというのが実状であります。ですから私、この創業する方、特に若い人なんですけども、いわゆるベンチャー企業でありますけれども、アドベンチャーであ

って、チャレンジャーであると思うんです。私はそういう方々を最大限応援したいという思いでおります。

最後、この部分に関して町長にお尋ねしますが、いわゆるその起業家の支援についてですね、これから町が向かうところ、町長のお考えをひとつお聞かせください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あの、特に若い人あるいは異業種といわれる、まったく挑戦を、別な意味で来る方、そういった方々が地方において新しいものにチャレンジをするというのは、非常に勇気のいることであり、また町としても、もしそういう方々が積極的に入ってくればですね、応援をしていきたいというふうに思っています。

いま、中小企業庁の補助を受けてやっている方、またはそうではない自分で店舗を設けてやっつて方というのも最近見受けられているんですね。ひとつは、町の支援を受けてふるさと自慢館、これを創業した商工会のほうには、まったく今までと違って、よし、じゃあ西会津町に来て自分のレストランを開いてみようということで、家族ぐるみでいま行っている方、これはもう実際、言ってみれば起業しているということ。そしてもうひとつは、まあ新しくまたあの、最近レストランを蔵を活用して行っております。こういう方々もいま出てまいりました。

そしてもうひとつは、地域連携販売力強化施設、ここに店舗を4店舗出してきたときに、その方も新たな起業意識を持って、西会津町で、よし、店でこれを経営してみようという方が出てきているわけでありまして。

私はこういった方々のやはりあの、継続的にやっぱりあの、支援をしていきたいなというふうには思っておりますので、そうした方々が、今後町と連携を図り、あるいはいろんな相談にきた場合については、いろんなアドバイスを行っていきたいというふうには思っています。

それともうひとつは、これから特に補助を受けてということではなくても、自分のいままでの経験を活かして、こういうところにチャレンジをしてみようという方も最近出てきております。例えば加工品でありますけれども、これも自分の加工所を持って対応していこうと、あるいはその加工所の人たちを指導する側に私は立って起業を起こしてみたい、ですから現在空いている校舎の一部を貸していただけないかというようなことも、いま正式ではありませんけれども、そういう方も出てきております。私たちはそういう方々をですね大切にしていきたいなというふうに思っておりますので、ここはやっぱり地域の人達が自主的にそういう方向に出ているというのは、非常に大事なあるいは非常に大切なことでもありますので、そういった芽をですね、やっぱり伸ばしていくように取り組んでいきたいというふうに思っております。何れにしても起業を行うには、まず人であり、あるいは何を行うかというモノであります。そしてやっぱり条件が整わないと、なかなかそこまで到達しないということでもありますから、今後いろんな方々の講演なり、あるいは起業セミナー等々があればですね、積極的にそういった方の方向に出ていって、いろいろ勉強していただけるような、そんな支援をしてまいりたいなと、こう考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。ぜひ町長、そんなかたちで、私は起業家がこの町に一人でも二人でも増えるというのは、例えば活力の面でも大変いいことでありますし、将来の雇用なんかも含めれば大変有効なことだなという思いでありますので、ぜひ町長、おっしゃったようなかたちで推進していただきたいなという思いであります。

質問を変えます。

次に各種補助金についてお尋ねしますが、補助金のいわゆる交付取扱い等は変化はないというなかで、先ほど言ったように、会計処理を変更された、いわゆる返納させられた団体があるということでもあります。それは、一体どういう理由で、何団体くらいあったのか、まずその辺をお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

残額を返納させられたというご質問でございますが、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、町のほうからそういった団体に対して残金を返納するようにといった通知は出してございません。ですので、そういった事例が何件あるのかということについては把握はしてございません。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 あの、通達は出していないにしろ、昨年度と会計処理を変えたという団体が実際にあるわけですよ。それは自主的にやっとなんかということでしょうか。その点をまず確認しておきます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 具体的にその団体がどういった団体かというのをまず教えていただきたいと思えます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 具体的に言えということでもありますけども、私知っている限りこのなかにも、議場のなかにも何人かいると思いますが、実際そういう事例があったということでもあります。いわゆる人の話というのはですね、伝言ゲームではないですけども、最初に本意を言っても何人か伝わると、最後に聞いた人は全然最初の内容と中身が違うように伝わるケースが多々あるわけでもあります。

だから、いま言ったような話がね、もしあの、いろんなところで一人歩きしちゃうと、これ、余剰金を残しておく、持って行かれるとか返さなければいけないということだったら使っちゃうべというようなこと、私は悪いとか、そんなことを実は心配しているわけなんです。

適正に、いわゆる決まった事業の補助金であれば当然収決算してね、余ったら返納するというのは、それは当たり前のことです。ただ、年間の会計処理のなかでね、余剰金が、ずっといままで繰越金で処理されていたものがね、今年だけ、この分は返せって言われたところが、まあ、具体的には言いませんけれども実際あるわけです。

総務課長、知らないわけではないと思いますが、そんなことを私は心配しているわけです。だからその辺をはっきりしていかないと、良い悪いじゃなくてね、将来的におかしな捉え方をされると、いわゆる補助事業者がね、困ることになるんじゃないか、まあ

最終的には役場もそういうことになるんじゃないかという思いでおりますので、もう一回ちょっとお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

例えば、先ほどご答弁でも申し上げましたが、事業費補助金、それから団体育成補助金、それぞれあるわけでございますけども、まず団体育成補助金につきましては、各団体に対して活動に対する必要額を、町がほとんど定額でございますが、定額で毎年補助をしてございます。そのなかで、例えば、ある団体に年間 30 万円の補助金を交付しました。その結果、最終的に年度末にはその団体の歳入があり、事業費に充てた歳出があり、その結果、20 万円（30 万円）の補助金町から出ていますけども、残として例えば 5 万円出ましたとか、2 万円出ましたとか、まあ 10 万円出ましたとか、いろんなケース、その年々の活動内容によりまして繰越金の額というのは変わってくるかと思えます。

ただ町としまして 20 万円（30 万円）を補助して、5 万円残ったから、3 万円残ったから、返してくださいっていうようなやりかたは、やっております。その団体それぞれございますけども、ただ、例えば年間 10 万円の補助の活動費をしている団体があります。ただその団体は、その年度、20 万円も繰越金を残すような団体でしたら、翌年度、その年は 10 万円の補助はしない場合もあると、そういったことで町としてはやっておりますので、1 万円残ったから、2 万円残ったから返してくださいというやりかたについては、してございませんので、そこら辺はご了解していただきたいと思えます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。まあ、そう言い張るのであればそのとおりにしょうけれども、それはあの、これ堂々巡りになりますから、それはわかりました。適正に補助金は要綱に則って出していただいて、有効に活用していただくように、今後も努めていただきたいと思えます。

そんななかで先ほどもお話ししましたが、いわゆる以前はあったけども、現在廃止されてしまった、縮小されてしまった補助金というのは、いくつかあるはずであります。

それで、実際に交付実績のない、補助要綱のなかでね交付実績のないものもあるというようなことであります。

私は削られたり減額された補助金というのは、いわゆる小泉内閣の三位一体改革のなかでね、町が大変財政が厳しかったときに、やっぱりそういうところの補助金も削ってきたという私は認識でおります。

ただ、いま現在、当時と比べれば、町の財政状況は大変裕福とはいいません、財政担当は決してそんなことはいいませんけども、全然中身が違うわけですよ。決算ベースでも 10 億円以上の財政調整基金を積み立てているなかで、私はその、当時、減額もしくは廃止されてしまった補助金というの見直しを考えるとということでありましたが、そういうやつをねやっぱり、しっかり再検討してもらうことも必要じゃないかという思いでおります。

まあ、前回お話をしましたらば、そんであれば必要であればね、ちゃんと役場にきて、お話をしてもらって申請して、必要性が認められれば出しますよ、そういうおそらく総務

課長は答弁をすると思うんです。そればっかだけでなく、そういわれると補助事業者はね、いわゆるなんか上目線でいわれているような、じゃあ、考えてやっから来てちょっと話をしてみろというね、そんな意味で言ってるとは思いませんけども、そういう見方をされるケースもあるということでもありますから、そのいわゆる補助金の復活に関してですね、どういうお考えなのかももう一度お尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

補助金につきまして、かつて10年ほど前には、小泉改革の時代に、すべての補助金を見直しをしまして、廃止した補助金もたしかにございました。それで、先ほどご答弁でも申し上げましたが、町は補助金につきましては、町勢の振興、地域の活性化、住民福祉の向上、それを目的に補助金を交付しているわけでございます。ちなみに、平成27年度につきましては、団体育成補助金、事業費補助金合わせまして70の補助事業で1億5千万円ほどの補助金を交付してございます。

ですので、いまほど多賀議員からお話のあった真にそういった町の目的、補助金の目的に合致するような補助でございましたら、新規の補助というのは当然、必要であれば今後考えてまいるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。検討していただけるということでもあります。

あの、いわゆる町民福祉の向上等々のお話ありましたけれども、私あの、もうひとつ、ひとつの例でありますけれども、青少年の健全育成という観点からですね、スポーツ少年団に対して以前は補助金が出たわけです。それは年間3万円、5万円、たかが3万円、5万円、されど3万円、5万円かもしれませんけれども、それがなくなってしまったと。

いま彼らは、ボール一つ買うにしてもお金を出し合ってやっているというような現状を鑑みますと、そういうところは、やっぱり復活させてもらってもいいのかなという思いがあります。

そんななかで先ほど言いましたけども、欲しかったら役場さ来て申請しろ、相談しろということもありますが、例えばスポーツ少年団体であれば、代表者集まってもらって、悩みを聞いてもらう、あるいはそのなかでね、補助金等々の相談にも乗ってもらおうというような、いわゆる町民目線で対応できるようなことも私は必要ではないかなという思いがありますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

いまほど多賀議員から、上から目線というような厳しいお話がございましたが、町では決してそのような上から目線で見ているということはございませんので、そこら辺はまずご理解をいただきたいと思っております。

それから、いまほどの例えばスポーツ少年団等の団体育成補助金につきましては、当然担当課、ほかの団体、各種団体もあるかと思いますが、その担当課としてそういった代表の方のお話をよくお聞きしたうえで、本当に必要であれば当然町としても団体育成補助金として交付する考えはないということではございませんので、そういったことで

今後各課で取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思  
います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。私は、決して上から目線だなんて言ってるわけではありませ  
んから、そういう見方をされるケースがあるということでありまして、私は十分理解し  
ているつもりでおります。十分検討していただいて、相談にも乗っていただけるという  
ことでありますから、ぜひ今後期待しております。先ほど 8 番議員か、8 番だったか言い  
ましたけれども、お金は貯めておくばかりが能ではないと、有効に使って将来何倍に  
もなって返ってくるような使い方が私は必要なのかなという思いでおりますので、そん  
なところも最後に申し上げて私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 11 番、青木照夫でございます。

一般質問に入る前に、いま東京都議会は都知事の公用車の私的使用、異常ともいえる  
高額な出張旅費、飲食費の公私混同などとともに、知事自身の資質が問われる事態に都  
議会は大混乱になっております。いうまでもなく東京都は我が国最大の地方自治体であ  
り、他の自治体の模範となるべき存在なのに、前知事は収賄で辞任し、引き継いだ現知  
事のたび重なる不祥事であります。

二元代表である機関としての首長そして我々地方議会議員は、改めて住民の目線で福  
祉の向上に努め、襟を正して行動しなければならないと痛感します。

それでは本定例会で通告書に記載しました二項目の一般質問をいたします。

いずれも過去において数回取り上げておりますが、住民の安全安心な生活を確保する  
観点から重要な問題でありますので、今回は視点を変え、提案、質問をいたします。

緊急時の通信網整備について、災害時の通信網の整備の重要さは、東日本大震災をはじ  
め、熊本地震で共通した大きな課題があります。それは、通信網の遮断と物資の運送の途  
絶などです。想定外の災害時には、安全安心な町づくりを目指す当町の取り組みを伺いま  
す。

現行の西会津ケーブルテレビは、映像、音声ともケーブルによる伝送を行っております。

地震など災害時には、停電や伝送網の破断などが発生した場合、放送機能が停止し、西  
会津全域はもちろん、地域の緊急情報が継続的に提供ができなくなり、例えば食料などの  
供給、道路の情報、災害状況など唯一情報を拾える携帯電話にも限界が生じます。

災害状況など、24 時間タイムリーな情報を住民に提供する必要から、緊急時の通信網  
整備をどのような対応を考えておられますか。

次に緊急時の情報伝達手段として、西会津ケーブルテレビの伝送網に、FM電波で同時  
に多重、2重放送にし、テレビ音声を平時FMラジオで聞こえるようにしておくというも  
のです。映像がなくてもアナウンスを工夫すればFM放送として、野外でも楽しめるもの  
だと思います。そして災害時には地域FM局として機能させればよいわけです。放送スタッ  
プの増員も必要がありません。いかがでしょうかお伺いいたします。

二つ目、サロン活動を福祉政策の一環とすることができないかであります。

サロン活動は認知症対策の一環として始められたものでありますが、今日では目的も様々で、その規模も、集落のお茶飲み処といったごく身近なものから、一定の規約のもとに組織化されたものまであり、多種多様な自主活動を行っております。

町長の提案理由でも前向きに触れられておりますが、具体的にどれくらいの予算でいつ実施するのかまでは示されておられません。そこで次の2点について伺います。

一つ、現行のサロン活動は自主活動であります。今後高齢者の増加が進むことから、住民が願っている行政需要に応えるかたちで、町の福祉の政策として予算化できないものでしょうか。活動目的は明確化しておく必要あると思いますが、いかがでしょうか。

二つ目、予算措置が困難で、当面自主活動に補助する程度が限度であるならば、集会所などがなく、適当な場所が確保できない地区に、空き家のあつ旋、金銭的補助などはできないでしょうかお伺いいたします。

以上二項目が私の一般質問であります。前向きにご答弁をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、緊急時の通信網整備についてお答えいたします。

現在、ケーブルテレビでは、緊急時の情報伝達手段として、緊急L字放送設備により、火災の発生時や大雨、大雪などの警報が発令された際に、町民の皆さんの安全を確保することを目的に、放送中の番組を停止することなく、画面をL字型に切り取っての放送を行っております。

また、全国瞬時警報システム、Jアラートでありますけれども、Jアラートからの情報についても、L字放送を用いて告知することとしております。

しかしながら、大規模な災害時において、ケーブルテレビ等の有線放送は、停電や伝送網の破断などにより、その機能が失われますことから、情報媒体としての機能は低下することとなります。

これに対しまして、防災行政無線は、無線のメリットを活用することにより、幅広いエリアをカバーし、瞬時に多くの方への情報伝達が可能であります。

国の基準見直しにより、現在の防災行政無線は平成34年11月末で使用ができなくなりますことから、新たに無線のデジタル化整備を図る計画としており、そのなかで屋外と屋内の同時放送のできるシステム化も検討し、平成33年まで計画的に整備を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、ケーブルテレビの音声をFM放送化にできないかのご質問にお答えいたします。

ケーブルテレビ独自の放送をFMで放送するには、国からの許可を受け、町独自でFM用のコミュニティ放送局を開局する必要があります。

開局に係る設備関係経費や維持管理経費などを考慮しますと、現時点ではケーブルテレビ独自のFM放送は難しいと考えております。

町としましては、先ほど申し上げましたように、災害時の情報伝達手段としては、防災行政無線が一番有効であると考えておりますのでご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 11 番、青木照夫議員のご質問のうち、サロン活動についてのご質問にお答えします。

本町におけるサロン活動は、高齢者の閉じこもり予防や生きがい対策、介護予防や認知症予防、さらには健康づくりの一環として、町の重要な福祉施策と位置づけ、町社会福祉協議会と連携しながら、推進しているところであります。

現在、町内では 39 箇所のサロンで約 500 人が活動に参加しており、その実施主体は老人クラブや民生委員、自治区や保健指導員など様々であり、また、その活動内容も地区の集会所などに週 1 回から月 1 回集まり、健康体操やレクリエーション、健康づくりの講話や趣味の教室、お茶飲みしながら会話を楽しむなど、その地域の実情に応じた活動を自主的に実施しております。

町といたしましても、こういった地域の自主性を尊重するとともに、町の課題であります、認知症予防や健康づくり等の講師として保健師や地域包括支援センター職員を派遣するなど、実施主体と話し合いながら必要な支援を行っております。

次に、サロン活動の拠点となる場所が確保できない地域における、空き家等の利活用についてのご質問にお答えします。

地域サロンは、誰もが気軽に通える距離に集いの場所があることで参加しやすくなりますが、自治区によっては集会所が無かったり、自治区の範囲が広く、歩いては通えなかったりする自治区もあり、サロン活動の実施に苦慮しているケースも見受けられます。

このような問題を解決するために、空き家等を利活用することは一つの方策であると考えますので、既に空き家を利用して活動しているサロンの先行事例を参考にしながら、実施希望主体と一緒に、利活用に向けて相談、支援をまいりますのでご理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。

はじめの緊急放送の質問であります、これはまだ実施していないものを提案、質問ということですので、ずれは当然あるかと思いますが、前回から私はこれで緊急に対する情報、FM、これで 4 回目だと思います。

確かに 23 年に町の答弁としては、現在のケーブルテレビでは、ケーブルを通した FM で全世帯に通知できる、可能でありますという答弁を当時いただきました。私はその時点で見過ごしたわけですが、私の申し上げているのは緊急時に対する質問であります。緊急時に対することはもちろん、ここでも答弁がありましたように、ケーブルテレビは当然使えなくなります。それから防災無線も不可能になります。

そういうなかで、私の提案申し上げたのは、電気の遮断、そういうことに対しての提案を申し上げたのは、FM が絶対に必要だと。5 年前の東日本大地震、それから現在の熊本地震、また阪神淡路地震、それで共通して問題になったのはやはり伝達の問題であります。

今次の熊本も、いろんなかたちで連絡をしあって物資が届いたのでありますが、行き渡らず、それが残念ながら腐らせるような状態にあったということですので、FM の地域の連絡網をいかにするかということでもあります。これは、地域の限定された FM ということは、まったくその地域しかできない狭域の放送、NHK とか福島 FM とかは広域

でありますので、狭いところで連絡網ができるというのが大事であるということですが、その点についてはいかがですか、町としての取り組みはいかがですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

いまほどご提案がありましたとおり、FM放送につきましては、多様な通信手段の一つであるというふうに考えてございますけれども、最高のものではないというふうに捉えておりまして、やはり防災行政無線による通信網というのが町ではやはり一番だというふうに考えてございます。

それとあの、現在の防災行政無線でございますけれども、議員おっしゃったように、例えば停電になった場合の計画でありますけれども、停電になりましてもバッテリーの容量です。ね三日間、72時間ですかの蓄電の機能を有するというところで、災害時においても、停電の時にも対応できるというようなシステムというふうなことで、なっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いま災害時の想定であります。それはバッテリーもたしかに三日間の耐久があると思いますが、切れた場合はそれはもう活用にならないわけですね。防災無線は無線じゃありません。有線であります。切れた場合はこれは役に立ちません。バッテリーであってもこれは役に立たないということになります。

そういうことありますので、私のあくまでも申し上げているのは、地域に根差したFMが確立できないのかと、もういちど。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まずはじめにFM放送についてでありますけれども、やはりFM放送につきましても、電源を有する機械でございますので、やはり電気が停電になった場合は使えないということになろうかと思っております。

それと防災行政無線につきましては、有線ではなくて無線でございますので、よろしくお願いたします。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 そんななかで私の申し上げたのは、町は防災無線を使うということをお願いしておりますが、このなかで申し上げているのは、いまのケーブルテレビのなかで、確かにそういう遮断されたときには使えないと言われてますが、専門家にすれば、ケーブルテレビにFM電波を流すだけで十分だと、そういうことを言っておられます。まあ、映像は流れないけども音声だけは聞こえると、それで災害時には地域FM局として機能できるということになります。これは、ある専門家の方のいわれていることでもあります。それには何が重要なのかというと、小型送信機と充電器があれば十分だということになります。いかがですか。

○議長 質問は、質問にして、いまは説明をした訳だべした。だから、それを採り入れるのか、採り入れないのかというのが質問だべ。そこまで言わないと、説明だけで終わってしまっは。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あの、この問題についてはですね、FM放送という新たな町の考え方についてはですね、これは緊急時とは別に、緊急時でも使えるということはこれは当然ですけども、今回の場合、青木議員の質問について、町として、二つほど分けて整理をして答弁をしたわけです。というのは、いわゆるこの大災害があった場合、これの場合にいかにかが一番大切かと、そうした場合に、FM放送、ケーブルテレビ、これは断線したり切断されてしまえばですね、電気もこない、電話も使えない。こういった場合はFM放送だって支障があるんじゃないかと、ケーブルテレビが利活用してFM放送とつなげつつあって、これ大震災の場合にすべて断絶してしまった場合については、これも緊急時では役に立たないだろうと、これがまず一つです。

もう一つは、FM放送を町独自でこれを設けるには、国の許可を得て、通常一般のFM放送として流す必要もあるんじゃないかと、緊急時のばかりのFM放送であってはならないでしょうと。こういった場合に、それを基地局を設けて、これを開設するには相当な経費も負担もかかるであろうと。ですから、現在のケーブルテレビに活用したFM放送というのは、町独自で行うというのは、現在のところは非常に無理だと、こういうことに結論に至りました。

それでもう一つは、これから緊急的に設備をしなければならないのは、先ほどもいきましたよに、今度は地上デジタル波が、いわゆるこの開設されるわけでありまして。34年から、これはもう入っていかなければならないということになりますので、これについてはいま町として、この経費の問題、今後の、この事業の問題を検討していかなければならないということで、この緊急時に対する対応の仕方というのものも、これから検討するという段階でありますから、ぜひともそれは、一つ分けていただいて質問していただければなというふうには思っているところでありますので、先ほど答弁を申し上げたとおり、町としてはこれから緊急時における町民の皆さんへの対応の方法は、こういうシステムを活用してやりたいということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 私はこれ、提案でありますので、あくまでもこれを採り入れられたら絶対に西会津町、昨日からもう、二人の同僚議員が西会津町の危険箇所を指摘されております。

万が一地震があった場合には、やはり道路の途絶やいろんな集落の遮断がされて連絡網ができなくなるわけです。FM放送は、これからはやっぱり、絶対に確立していかなければならないという意味で申し上げているのであります。

それで、いま町長がいわれたように、膨大なお金がかかる、いろんな契約の内容とか、許可があるとか言われましたが、私は、すぐできるような提案の質問でありましたので、その辺もし、ここでは提案の中身に対する理解ができなければ、終わってからでも十分に話し合っって時間を設けていきたいと思っております。

せっかくの私のそういう提案理由でありますので、これは何回も何回も申し上げているとおりでありますので、これをやはり実施していただくようなかたちで、今後もまた質問していきたいと思っております。

課長、何か答弁ありましたら。

○議長　これは質問になってないよ。質問してください。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　わからないとことがあれば質問と、それが反問権でしょ。

どうぞ言ってください、別に開き直りでも何でもありませんのでどうぞ。

○議長　企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　FM放送についてのご質問でありますけれども、先ほど答弁のなかでも申し上げましたように、テレビ放送とラジオ放送というのはそもそも周波数が違うわけですので、一体で放送するという事は、まず不可能だということをご認識していただきたいと思っております。

それで、当然テレビ放送を開局する場合にも、国の許認可を得て、いまケーブルテレビも放送しているわけですが、FM放送につきましても、当然これに国に許認可の申請を出しまして、許可を受けてFM放送を流すということですので、当然これ周波数が違うのでシステム的にも違うというようなことで、ご認識いただければと思っております。

それで、この開局にあたってはですね、やはり当然、これいろいろ申請とか、それから局舎内の改造費とか、それから中継所とか中継設備とか、それから送信所とか、こういったものが必要になりますので、いま現在、試算的には6千万円から7千万円くらいかかるのかなという状況でございます。それで当然これ、運営費もテレビと、さっきから言っているように一体でというのは、これは難しい話でありますので、当然ここには維持管理経費というか、人件費もかかれば、当然保守費用、電気料とか、そういったものもかかってくるということで、いまのケーブルテレビとは別な維持経費がかかってくるのかなというふうなところで、いま現在、ケーブルテレビとしては考えているところでございます。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　いまの反問権に対して、(議長「これは反問権じゃない。’)ですが、私の言ったことは、読み上げの原稿でいったのは、すぐでもできますよ、これは町のそういう職員も増員することもなく、できる内容でありますよと、それは、いま、いろんな6千万円もどうのこうのといわれましたけども、私の勉強した範囲内ではそういうことではありませんので、それを言っておきます。

じゃあ質問を変えます。

サロン活動のことでありますが、これはいま、各集落でも大変多く自治会が結成されて、39か所で約500人が活動をされていると報告をいただいております。これはますます高齢者になれば、この数は増えてくるを思います。

そこで私の、ここで提案を申し上げましたのは、野沢町内ではありますが、やはりその場所が確保できない、サロン活動をしたいと、なかなかそれが実施できないという各クラブがあります。その点の内容については、課長のいわれたように、大勢の集落の団体がありますが、具体的に野沢町内でサロン活動がまだできない、また、やっている段階、どのぐらいの数を把握されておりますか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

野沢町内、まちなかのサロン活動の状況でございますが、現在、1町内においては本町

のテレワークセンターを使って、1町内が実施しております。それから原町の4町内、5町内、6町内の老人クラブの方を中心に、公民館を利用して実施しているという二つの活動がされているということで把握しております。それ以外の町うちの地区については実施していないという状況でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 はい、いまあの、二つの団体というか場所でやってられるということでありまして。本町の諏訪、元保育所に対しては問題ないと思いますが、ただ公民館、あれは本当に二階であります。いままでも何回か使いましたが、老人の方があそこを利用されるのは大変であります。ですので、おそらく年何回か町で補助を出しておられる、5回はこなそうということでやっておられるかもしれませんが、本来ならばやはり、あるところでは週一回また10日にいっぺんということが本当は理想だと思います。

そういうなかで、ここで申し上げたのは、なかなかできないであれば、自主活動でありますので、町でそういう、読み原稿でも申し上げた空き家、そういうものに対しては、やはり、あっ旋なり、補助をするようなことは考えられないかということでありまして。その点どうですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

野沢地区の集会所がなくてできない地区の空き家の利用ということでございますが、現在、先ほどの答弁のなかでも申し上げましたが、町内で1か所、空き家を実際利用してやっているサロンがございます。そのサロンを開始する際にもいろいろ町のほうにも相談がございまして、一緒になって考えたところでありまして、そのサロンにおきましては、借上げ料なんかについては、利用した際に掃除をやったり、あと定期的に草刈りをやったり、そういう建物の維持管理をしていただければ、借上げ料等については出してもらわなくても無償で使っていいですよというような話し合いがなされたということでございます。そういったときには町も入って、一緒に相談をしたというような経緯もございまして、まちなかのやりたいという方についても、そういう要望があれば一緒になって相談に応じながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 相談に乗って対応していくということでありまして、私の申し上げているのは、そこに何らかの町の応援ができないのかと、これが私の申し上げている内容であります。具体的なそういう応援、それができないのかということでありまして。

これは、なぜこんなことを申し上げるか、私自身も5年前から、やはりサロン活動をやりたいということで、役場の方、それから民生委員の方、それから社会福祉の方、それから老人クラブ、数回集まりました。だけど、最終的にはじゃあ誰が維持管理するの、最終的には暗礁になりました。ああ、これではとてもじゃないけれどもということになります。それは他の恵まれた方のように、集会所があったり、寄るところがあれば問題がないんですが、やはりそれだけ大勢の方、これ住民需要がもう本当に多くなっているわけです。

ですので、町で、やはり自主活動といいながら、また、社会福祉協議会がアドバイスをしながら、ある程度のルールのなかでしか、我々には応援できないということでありまして

ので、これからもっともっと、そういうサロンという言葉自体があれなんでしょうけども、老人がみんなで元気よくやっていくには、やはり、町のこれからの応援をいただかないと、なかなか難しいということでもあります。この点について町長どうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あの、サロン活動にまったく町は応援していないということでは、決してないと思います。ですから、町としてですね、例えば、集会所のあるところについては集会所を利用する、あるいはそういったところに町が関連するような、例えば、必要な派遣されると思われる人、講演会をやったり、あるいは運動したり、こういった時には町が積極的に参画をしてですね、そういうサロン活動のなかでいろいろ指導をしたり、そういったところについて対応しているところでもあります。また、社会福祉協議会については、これはあの、一団体についても補助しておりますので、こういったことで、自主活動を積極的に支えているというのが実態であります。

しかしながら、町内において、例えば公民館を使うにしてもなかなか遠く離れて、足の不便さ、交通の利便性が悪いというようなことも確かにあるわけでありましてけれども、そういった場合に、空き家の利用というのは、大変あのいい、その目の付けどころかなというふうに思います。いまほどの例もありますけれども、しかし、なかなかこの空き家といっても、そう簡単にですね、提供してくれる人というのは非常に難しいわけであります。

そうした場合に、どういう手立てがあるのかということも、これはただ、町に対してどうするどうするじゃなくて、こういう方法もあるんじゃないかとか。例えば月一回まとまれば送迎できないかとかですね、あるいは、例えば、温泉施設を利用したそういうサロン活動などについて、町としてこういう方法もあるんじゃないかとか、積極的にそういう提案型の内容であれば、そういうことに対して町はどうかといえば、そういったことについての検討という内容もあるかと思えます。ただあの、この括ってしまって、まったく町がなにもしない、だから町がなにをするんだと、こういわれてしまいますと、どの部分に答えていいかわかりませんので、そのところは整理して質問していただければ、町として具体的なものについては積極的に応援していきたいというふうに思っています。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 町長が、具体的な例をもって質問していただきたいと、私は具体的に言うつもりであります。

町内の、やはり集まれる場所がないから、これからは、やはり先ほどいいました高齢者が増えている、元気よく、町長がいておられる健康がいちばんだということでもありますので、私は申し上げてるんです。

私はあの、この2、3年のなかで、うちの町内で、残念ながら独りで孤独死された方がおられます。やはりそういう方が出ないようにするには、やはりそれは最低一週間いっぺんでも、あそこの人どうしたかなというような感じのものをやはり実現させる、させたい。そういうことでもありますので、やっぱり町長、何回もいうけど健康いちばんで、もうみんな元気で過ごしたいんだと言ってらっしゃるわけですので、私はそういうところにもっとお金をかけて、元気よくなって、入院や施設に入らなければ、私はそういう、いま言ったような空き家を斡旋したって、そのお金以上に私はいろんな面で経費が浮くんじゃないか

と、私はそういうものをありますので、申し上げているのであります。これは、空き家を我々がじゃあそこに行って、私が言ったように、あそこいい、ここいい、でも、なかなか決まらない、それは維持管理が大変だからです。だから、その点に対してはどうですか、予算は組めないのかな、応援してもらえないのか、支援してもらえないのかということですが、その点を町長もう一度どうぞ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あの、そういうことであればですね、例えば、町としても積極的にこれは進めたいと思うんです。しかし、町内の空き家を見つけて、そういうことで、ここに、こういうかたちをとってもらいたいけれどもなかなかこの対応が難しい、例えば、維持管理がどうするということについては、町としてもそれは相談に乗りますよ。ただ、参加する皆さんだけで何かやってくださいというだけではなくて、その地域には地域の民生委員の方とかですね、あるいは、いろいろボランティアで対応する方もいらっしゃるわけです。そういう方々と町とでしっかり連携を取り合って、じゃあ、ここの場所はこういうことで条件がありますけれども、町として何とかありませんかということであれば、町としてもその対応については、しっかりと相談に乗って支援してまいりたいというふうに申し上げておきたいと思います。ですから、そういう物件なり、あるいはそういう空き家の情報なり、そういうことは具体的にあればですね、申し上げていただきたいし、ただ、町としてもそういうところについては、これからも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ということはですね、じゃああの、ある、そういうクラブとか、地区とか、物件が、ここなら利用できるということでご相談すれば、町はそれに支援していただけるということで解釈してよろしいですか。よろしいですか。じゃあ、そういうことで我々もいま町長が言われたように、我々も頑張ります。そうやっていろんなかたちで、そういうこと、利用ができるように働くようにいたします。はい、その点についてはありがとうございます。

それからですね、サロン活動は認知症抑制の一環の活動であるといわれていますが、集まってくる人はやはり女性がほとんどであります。9割以上が女性であろうかと思えます。あるクラブ活動は、男性がうまく参加できるような内容でやっているところもあります。その男性がなぜ集まらないのかということに対しては、課長はその点は相談とか何かとか受けたことはございますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 サロンの男性の出席という部分でございますが、実際、先ほど言った500人の方が男女の別がとうなのかなということで調査をしたところ、男性は22パーセント、女性が78パーセント、だいたい10人に8人は女性の方、男性は2人、サロンによっては男性が全然いないというサロンもございます。本当に実際男性の方は少ないです。

ただ、サロンにかかわらず、いろいろな行事をやっても男性の方の出席は少ないというのが現実でございます。

町としてもその、男性の方をいかにこう引っ張り出すというと大変語弊がありますが、

出ていただくようにというようなことで、いろいろ考えてはおりますが、なかなかその、首に縄を付けて引っ張ってくるというようなことも当然できませんので、魅力あるサロンなり、そういったものに、今後はその、どうすれば出ていただけるのかというような本人たちの意見を聞きながらちょっといろいろ対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 本当の健康のまちづくりを目指すにはやはり、女性も男性もなく、一緒に、顔なじみの人、近くの人、より集まれる気軽な場所、やはりそれが一番大事だと思います。その男性が参加できないというような問題は、やはりこれは、真剣に町としても取り組んでいていただきたいと思います。

これからのやはり活動は、もっともっとサロン活動の範囲を越える健康なまちづくりを私はこれから必要だと思います。立派なさゆりの施設に送迎されて、恵まれた環境にいらっしゃる方もおられます。しかし本当の老人の喜びは、同じ顔なじみの人、同級生、そう人があると心がほぐれる、安心する。これは男性でも女性でも同じです。これからの老人のやはり、そういう活動をするには立派な施設で保養、静養、いろんなことをしていただくにも一番いいですが、もっともっとこれからは集落単位、または地区単位、そういうなかでのこれからの活動がやっぱり試されると思います。そういう意味で私は大勢の男性の方も気軽にやはり参加できるようなそういう活動、サロンというとやっぱり狭められるようなルールがあるようでございますが、やはりこれからの健康のまちづくりを目指すには、サロン活動を越えたやはりそういう集い集まりというものを目指していただきたいと思うんですが、課長その点どうですか、もう一回。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 サロンを越えた集いの場ということではありますが、まあ、本当に男性の方が気軽に集まれる場というものの設定ということではないかと思いますが、なかなかその難しいというか、この間、課のなかでちょっとお話したときも、男性の人が少ないというのは時々やっぱり話題になりますので、話をしたところでありますが、保健師長のほうから反対に、課長はもし高齢になってそういう場があったら参加しますかって言われたんですが、たぶん出ないだろうなというようなことを話しました。やはりその、男性の方はそういう、なかなかその集団に出るというのは、なかなかこう一足踏み出すというのはなかなか難しいと思うんです。ですので、そういったものをいかにこう払拭させるのかというのは本当に、自分もそういうあれがあるんで、なかなか難しいのかなってふうに思いますんで、いろいろ議員さんたちからもいろいろ案を出していただいて、今後進めていきたいというふうに考えますのでよろしく願いいたします。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 あとこれで終わります。やはりあの、みんなが集えるまちというのは何べんも繰り返しますが、立派な施設で、行って、はいお茶ですよ、ご苦労さまです、下向いてごちそうさま、そういう状態、私の言いたいことは、地区集落で、ああしばらくだなんていうような、気軽なそういう活動の場所がこれから必要になると思いますので、ぜひそういう集える場所を目指してお願いしたいと思います。これで質問を終わります。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 みなさんこんにちは、13 番、清野佐一でございます。

私は本定例会に横町館跡の発掘調査についてと、旧尾野本小学校の利活用について、そして町政への取り組みについての3点を通告しておりますので、順次質問をいたします。

まずその前に、去る4月14日と16日に発生した熊本地震において多くの方々が被災をされ、犠牲になられました。心よりお見舞いとお悔みを申し上げます。

いまだに大きな余震も発生しておりますが、一日も早い沈静化と復旧復興お祈りするものであります。

それでは質問に移ります。

まず、横町館跡の発掘調査についてであります。旧西会津小学校に役場庁舎を移転する計画に端を発し、計画を進めようとしたところ、町の説明によりますと昨年県より埋蔵文化財包蔵地であるとの指摘を受け、試掘調査をするに至ったとのこととあります。

埋蔵文化財の包蔵地への認識不足であったとの話、その結果。平成28年から29年の2か年で本調査を行わなければならなくなり、この庁舎移転計画は大きく後退をしたところとあります。

調査では校庭をはじめ、ほぼ全面積を行うとのことと、現在作業が行われているところですが、進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

また、昨年の試掘調査の時と調査員のメンバーが変更になっているとのことですが、その理由は何か、また調査には影響はないのかお伺いをいたします。

次に旧尾野本小学校の利活用について質問をいたします。

尾野本小学校は明治11年11月14日にこの尾野本小学校という校名になり、以来、時代とともに、尾野本尋常高等小学校や、尾野本村外3ヶ村組合立尾野本小学校など、幾度となく校名を変え、昭和29年7月には西会津町立尾野本小学校となりました。

そして平成24年3月31日、統合のため133年の歴史に幕を閉じたところとあります。

その間、7千有余名の卒業生を世に輩出し、現在は閉校から4年が過ぎ、児童のいない学校は見ると影もなく荒れ放題となっております。校舎については取り壊すとの事ですが、時期はいつ頃の予定かお伺いをいたします。

また、垣根などの植木が手入れもされず放置されておりますが、これを新しい小学校へ移植してはと思っておりますが、考えをお伺いをいたします。

次に町政の取り組みについての一つ目とありますが、各種団体への補助金の交付についての基本的な考え方と、その金額や交付の時期についてどのように考えておられるかお伺いをいたします。

二つ目として町道の損傷箇所が多く見受けられます。この現状をどの位把握をされているのか、また安全面からも早急な対応が必要と思われませんが考えをお伺いいたします。

明快なご答弁をお願いいたします。以上で私の一般質問といたします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 13 番、清野佐一議員のご質問のうち、横町館跡の発掘調査についてお答えいたします。

はじめに、発掘調査の進捗状況ですが、発掘作業は4月18日から予定どおり開始した

ところであります。平成 28 年度の事業計画では、全体面積約 5,710 平方メートルの内、約 2,960 平方メートルを調査することとしております。具体的な内容としましては、最初にプール跡地の調査を実施し、次に校庭の表土の削平を行ない、遺構の密集状況を確認しているところであります。作業自体は、発掘調査開始から約 2 か月が過ぎようとしていますが、順調に進んでおります。

今後のスケジュールにつきましては、遺構面の精査を行ない、図面や写真撮影など詳細な記録を取ることとなります。また、発掘で出ました土砂の処理作業なども実施する予定であります。

平成 29 年度の事業計画につきましては、本年度未了分の発掘調査を実施する計画であります。

次に、試掘調査の時とメンバーが変更になった理由は、とのご質問であります。昨年試掘調査を担当していただいた皆様に本年度の発掘調査を事前をお願いしたところありますが、本人の都合により承諾をいただけなかったことによるものであります。

また、調査に影響はないのかとのご質問についてであります。発掘調査は、町担当職員を中心に、県文化振興財団から発掘の専門家を派遣していただき進めておりますので影響はないものと考えております。

町としましては、発掘調査の早期完了を目指し、計画的に事業を推進してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 13 番、清野佐一議員のご質問のうち、旧尾野本小学校の利活用についてのご質問にお答えいたします。

本町では、小中学校の統合に伴う廃校施設などの遊休施設につきましては、町民の皆さんの意見を最大限尊重し、町廃校施設等利活用計画等に基づき、活用できるものについては、積極的に有効活用を図るとともに、老朽化などにより活用が困難な施設につきましては、危険性を考慮し、計画的に解体撤去を進めてまいりました。

おただしの旧尾野本小学校につきましては、老朽化がかなり進んでおり、平成 20 年に実施いたしました耐震診断では、震度 6 強以上の地震で倒壊又は崩壊する危険度が高い D ランクの判定でありました。

このことから、町といたしましては、財政状況等も考慮しながら、できるだけ早い時期に解体撤去を実施したいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、垣根などの植木を新しい小学校へ移植してはとのおただしであります。今後、教育委員会と協議しながら調査・検討してまいりますので、ご理解願います。

次に、町政への取り組みについてのご質問のうち、各種団体への補助金のご質問にお答えいたします。

各種団体への補助金交付の考え方につきましては、10 番、多賀剛議員にもお答えいたしましたとおり、それぞれの補助金交付要綱等に定められた事業目的に合致しているかどうかを精査するとともに、交付の手続きについては、交付要綱等のほか、補助金等の交付に関する規則や財務規則など、関係法令に沿って、適正に会計処理を行っているところで

あります。

また、補助金額につきましては、団体育成補助金の場合、各種団体からの申請に基づき、活動内容や会計の状況などを十分に精査した上で、決定しております。

なお、補助金の交付時期につきましては、補助事業完了後に実績報告書の提出を受け、補助金の額を確定後に交付することが基本となっておりますが、多くの補助金交付要綱等では概算払をすることができる旨の規定があり、必要性があれば、補助事業者の請求により、事業完了前に補助金の概算交付を受けることもできます。

補助金の交付につきましては、今後も引き続き交付要綱や財務規則等の関係法令に従い、適正に会計処理を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、町道の修繕について、お答えをいたします。

町道の維持管理については、定期的な道路パトロールを実施し、損傷個所の把握に努めるとともに、随時、修繕を行っているところであります。その中で、特に危険と判断される箇所は、バリケードによる注意喚起や応急処置を実施し、後日、危険度や緊急度に応じ、順次、修繕することとしております。

本町の町道は、舗装等の老朽化により経年劣化が進んでいることから、パッチングやオーバーレイなどの予算は、毎年度増額して対応しております。また、補修を行う作業員についても、3名から1名増員し増強したところであります。

今春は、除雪による損傷箇所に対し、穴埋め補修などは委託作業員で実施し、パッチングも業者により4月中には完了したところであります。また、通学路等の区画線も5月中旬に完了しております。

6月になりまして、国の交付金を活用した幹線道路の舗装を発注しており、現在までに、計画いたしました延長の9割程度を発注しております。今後は、町単独事業の修繕について、早急に発注することとしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは順次質問をさせていただきます。

その前にですね、これは議員の研修資料の一節でございますが、議会は住民を代表して重要な事件を審議し、決定し、行政を批判し、監視する機関ですと一節書いてございます。

この批判という言葉は、私なりにいろんなことの指摘というふうに捉えているところですが、これらに則って質問させていただきます。

まずですね、今回の横町館後の本発掘調査であります。本来であれば町の計画によりますと、平成27年に庁舎移転の作業、まああの、改修なりいろいろ始まって進むべきところ、文化財の包蔵地だというようなことで、試掘調査、また今回、今年、来年、本調査ということで、とにかくそれがなければ今まで、今回の調査にかかるお金っていうのが試掘また本調査を合わせれば7千万くらいのお金がかかるわけです。それとあわせて2年くらいの時間的な延長というかそれがかかるということになったわけです。

これらについては町長はどのようにお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この移転問題については、これまで何度か議会のなかでご説明を申し上げ、あるいはご審議をいただいたところであります。

したがって町の計画については、いまほど質問にありましたように計画年度どおり進めていこうとするその段階において、ここが横町館跡だということの遺跡が、そこに対応しなければならなくなってしまうということでもありますので、この一連の経過についてはですね、これまでも何回も説明したとおりでありますから、これはもう、この遺跡を発掘しなければならないこと、さらにはこれが文化財として適正な措置の仕方だということでもありますから、もれはもう町として町費負担もやむを得ないことだというふうに判断をしているところであります。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いま町長から文化財の発掘というのはやむを得ないというようなことで承りました。それで試掘をやって今年本調査入るということで入った訳ですが、その時に3月議会です、同僚、荒海議員が質問もされておりますが、プールの解体においてですね、本当に手続きどおり行われたのかどうかという、いささか違う話も聞こえてきましたので、それらについては町長はご承知でしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 一連の経過については承知しております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 であるならば、先般の会議のなかで副町長がですね説明をされた中身というのが、本来であれば前もって県に申請をし、そしてその後に調査を行うというべきものが申請をされてなかったということと、それから発掘をするときに調査員というか専門員が立ち会わなければならないというふうなこともされなかったというようなことで、文化財保護法ですか、それらに抵触というかそういうやに聞いていますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

前回の議会の時に、いま議員申されたとおりに、ご指摘のとおりでございます。

それである、届出についても時期が遅れたと、これはあくまでも通知を県に出すということでございますが、その届出が遅れたということ、それから前回もお話出たかと思えますけれども、専門家のみなさんの立ち会いをなく工事が先行してしまったというようなことが出たかと思えます。

それらも含めまして、県のほうには一切の経過を全部ご説明申し上げまして、指示を受けたところでございます。それで文書で3月の頭の頃ですけれども、文書できちっとこういったことでやりなさいというような通知をいただいております。それに基づきますと、春に雪が解けてからきちっと試掘をしなさいと、その結果を報告を受けて再度指示を出すよというようなことで通知をいただいております。

それに従いまして、現在作業を進めているという状況でございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 そういう指示があつてその後ですね、いろいろ再発防止といいますが、いろ

んなことの説明会というかね、なんかやられたそうですが、それらはどのような内容でまたどのように周知をされたのでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

県の文書によりますと、私どもが相談をしたその回答でございますが、ことの経緯と原因、主たる原因、それから今後の再発防止策を書面を出してくださいよというような内容でございます。その経過とまさにその主たる要因の部分、それから今後の再発防止策というようなことで回答を申し上げました。

それである、庁内的にはそういったことがあったという部分について、今後埋蔵文化財についての認識を新たにし、町がですね開発行為をする場合は、教育委員会の方とよく遺跡の状況を確認しましょうというようなことで、周知徹底を図ったところでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 一つの法に触れたということでありまして、それらについては何か罰則規定というかそれに対するペナルティーというかそういうのは別はない、ただ努力目標という、こういう申請をしてくださいよとかというふうな、そういう内容なのでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

県のほうにきちっと文書で提出しまして、それから通知もいただいたと、指示書をいただいたと、それに関しましては特にそれ以上の指摘はございません。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 あのですね、先ほどの調査のなかで専門家の方をお願いしているというふうなことでありますが、財団から発掘の専門家をお願いしたと、何名くらいお願いしているのでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

現在1名派遣していただいております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 ある方の話によりますと、なかなかその発掘したものを、先ほど答弁のなかにもありましたけど、写真を撮ったりいろいろ記録をしたりと、なかなか一人では、そのほか町職員もおられる訳ですけど、大変だろうというふうな話も聞いておりますので、ですから今まで携わってきた方がおられないとそれだけで、また人数が少ないということのなかで、果たして本当にこの町の財産ともいえるべきこういう遺跡というかね、この財産をやっぱりちゃんとしたかたちで後世に伝えるには、それだけの人数的な確保とか時間的にもそうでしょうけど、そういうのも必要ではないかと思うんですが、じゃあそれでいまのところ十分だということではよろしいですか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

確かに議員おっしゃったとおり、少人数の担当でやっていることは事実でございます、面積的にもかなり困難なところもあるのかなというふうには感じております。

ただ、この体制でずっとということではなく、現在もそういった要請といますか、県のほうには、やはり県内被災地のほうの関係もごさいますので、なかなか西会津だけというわけにはまいりません。なるだけ多くの時間、多くの人材というようなことではお話ししているところをごさいます。

あと必要に応じましては、例えば県の機関、博物館の専門の先生もいらっしゃいますし、あと考えられますのは近隣の市町村にも専門職のような立場の方もいらっしゃいますし、そういったいろんな考察をするに必要であれば、そういった外部の方も考えていかなくちやならないのかなと、そういった体制も含めて進めてまいりたいなというふうに思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 本当に時間とお金をかけてやるわけですから、本当に結果としてね、いい形で残るように努力をお願いしたいと思います。

それで、今回このようなことで、県のほうにも迷惑をかけたという部分があるわけですよ。

いままで我々の先輩議員が言っておられたなかに、町長に対してね、町長は国県に足を運んでいただいて、よりよい関係、また太いパイプを構築していただきたいというようなこともずっといままでもあったわけです。

それに反してというか、今回はその逆のケースになったわけですよ。本来はちゃんとやるべきことを、いろんなね手違い云々あったかもしれません。けどもそれができなかった。ということは太くするべきパイプが細くなつては困るんだということなんです。

これに対する町長の県への対応なり、また、自分で思うことがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回のケースがこれからのいろんな県や国の関係機関との連携において影響があるかということであればですね、それは、私は極端に影響はあるとは言い難いというふうに思います。

というのは今回のケースについては、本当にもっと時間をきちっとかけてですね、本来やるべきことのマニュアルに沿ってやっていけば、こういうことにならなかったわけでありまして、しかし、これは一旦行ってしまった結果の後でありますから、これについては私の方からも嚴重に担当の方には注意をいたしました。

それと同時に、今回の処置などについても、県の担当者あるいは専門者等々、さらにはこれまで町の町内のなかでこういったケースに対していろいろ立ち会っていただいた方々もごさいました。

そういった方々との連絡も私自身いたしましてですね、これが計画どおり今後実行していただきますように再度お願いをして現在に戻っているところをごさいますので、今後こういったことのないように、やっぱり十分認識を新たに取り組んでいかなければならないかなというふうに思っているところであります。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 町長いわれたとおり、今後のね、それがいい方向に行くように期待をしたい

と思います。

次、旧尾野本小学校の利活用についてでございます。

これについては、私としては、尾野本小学校を見た時に、やはりあの垣根そして尾野本小学校の100周年に、町の名誉町民であります故新田正夫氏が贈ってくださった記念碑そしてまた野口英世の胸像、その後また12年後にクラーク博士の像も尾野本小学校に寄附をされている訳です。

それらが本当に草の中でそのままになって放置されている。本当に、やっぱり、町を思って、特にまた尾野本出身の方ですから、尾野本のこどもたちに強い思いを寄せて贈ってくださったんだなということなんです。

それで、その野口英世の胸像の後ろには、新田正夫氏の思いが刻まれている訳です。艱難人、これ艱難辛苦の艱難ですね、艱難人を志となす。野口英世を範として尾野本小学校の子等よ、いざ奮え、という言葉です。そしてあともう一つは、クラーク博士、これ表には少年よ大志を抱けという刻んでありますが、この後ろには、志を立て、学び励み、社会に役立つ人となることを願い、クラーク博士の像を尾野本小学校児童に贈る、というようなことで書いてあります。

私、これを読んだときに本当に、ああ申し訳ないなと思いました。

やっぱりこれは、いろいろなこれから計画云々じゃなくて一日も早く対処すべき問題ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

尾野本小学校は明治11年に創立されて、百三十有余年の歴史を持っている本当に西会津町の子どもたちを育てるうえで、本当に素晴らしい役割を果たしてこられた学校だというふうに思っています。

その学校の敷地の中に様々なですね、子どもたちが、毎日通学してたときに見るいろいろなものが、そのままのかたちで残っています。そういうものを寄贈させていただいた方の思い、それらを大事にしながら、検討しますなんていうことではなくて、いますぐというお話ですけれども、これは地域の方々の思いをもう一回再確認、再度汲み取りながらですね、検討させていただきたいと思います。

素晴らしいものが本当にいっぱい残っておりますので、それらをどういうふうに子どもたちに引き継いでいったらいいのか、その思いをですね、しっかりと検討させていただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 一日も早くですね、そういう対応をしていただきたいと思います。

もう一つ、垣根であります、いま見た段階では本当に荒れたような感じのね、葉っぱの枝というか、状況であります、ドウダンツツジなんですね。尾野本小学校の閉校記念の記念誌にも小学校の写真の手前に真っ赤なドウダンツツジがちゃんと写って、本当に素晴らしい垣根でありまた植木であるというふうに見ました。

やはり、それも聞いてみますと、学校を思う、また子どもを思う方からのご寄附だそうです。当時のPTAに携わっていた方とちょっと話をしましたら、金額的には、かなりい

ま木が大きくなっていますが、350万円くらいの寄附をいただいたなかで、それを植栽したと、PTAが全員出てやったんだ、保護者がやったんだというような話でありました。

ですから、やはりそれらも、そういう方々の想いを考えれば、いまのままでいいはずはないというふうに思います。

ただあの、町長が以前にですね、独り言だったと思うんですが、小学校のところに工場が誘致できればみたいな、独り言のような話もされておりました。だからそれも、もしも本気でここに来るのであればそれをひとつの活かす場にもなるのかなというふうに思いますけども、そうでなければやはり、その先のことも考えてほしいなというふうに思います。

町長、いまの段階ではいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いきさつはわかりました。ただ、私もあの、植木屋の専門ではありませんから、それを植替えた場合に、どこにどういうふうに行うかというようなことも、実際、場所等の関係もあります。ですからそれも学校関係者や周辺の関係者といろいろ協議しなければならぬ課題だと思います。もうひとつは、いま言ったように、すべてそこから撤去するのではなくて、ここに昔、あるいは以前学校があって、そしてこういう歴史がここにあったんだと、それで、いまの校舎を壊して更地にした場合ですね、新たに何かそこに工場誘致なり、あるいは建物が仮に建った場合について、それを上手く活用する景観をそこに求めるといっても一つの手ではないかなというふうに思っています。ですから、議員が指摘されるっていうのは、やっぱり荒れ放題のような手入れのしない、そのままの状態が、結果的に寄附した方の厚意に報われていないのではないかと、ところが、ひとつの大きな課題だと思いますので、ぜひここはですね、やっぱりあの、町の施設であるならばその部分の手入れについては、これはボランティアにさせていただくか、あるいはまた商売人にいろいろちょっと見ていただくか、こういったことも含めながらですね、これから少し検討させていただきたいと思います。いずれにしてもやっぱり先ほどの胸像、野口英世博士あるいはクラーク博士のですね、そうした立派な碑をそのままにしておくということについては、やっぱり管理上よろしくはないんじゃないかなと、然るべきあるいは必要な、さらにはそういったことをどういうふうによく活用していくかということも、これは町の財産管理のひとつでありますから、しっかりこれは対応していかなければならぬだろうというふうに思います。

教育委員会の教育長にはですね、やっぱり予算の絡まる問題ですから、十分に検討したいということでもありますけれども、これは教育委員会と話し合っ、この取り扱いについては町としてもしっかり協議をしていきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 まああの、植替えのことについてもですね、私あの、専門家の方に現場を見ていただいて、木も、これはドウダンツツジだから植替えしても大丈夫だと、そんなに手入れというか乾燥にも困らないというようなことも話もされていましたが、それはあの、いろいろご協議いただいて、どんな方法がいいのかということもあると思います。

ただ、いままでも、あそこで子どもたちが元気で学び、また遊んでいるときには、ボランティアでですね、やはり垣根の手入れをしてくれた方もおられるわけです。本当にこ

ういろんなその、動物というか何か人の顔みたいな刈り込みをしながら、そういう方々のいろんな想いがあるわけですから、やはり、あのままではいけないということで、早急な取り組み、また方法を考えていただきたいと思います。

それでは今度は次の質問に移ります。

補助金についてであります。これについては先ほどの課長の答弁ですと、概算払いをすることができるということについては、例えば定額で団体補助金を交付するよといった場合には、やっぱりこういう手続きが必要だということですね。ということは、なかなかもらえなかったというのは、請求しないからもらえないんですか、町で団体に補助金交付しますよといったらそういう手続きなしでもある一定の期間に交付ということにはならないんですか、

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 補助金の交付についてのご質問にお答えをいたします。

通常の団体育成補助金の場合ですと、まず団体から町のほうに交付申請をしていただきます、事業内容それから収支の予算書等の添付書類を付けていただいたうえで、町あてに交付申請を出していただきます。それに対して町では、先ほどにも答弁で申し上げましたが、内容を精査したうえで補助の決定をその団体に出します。それで、その団体の活動内容によりましては、例えば年間100万円の補助の団体があったとしまして、通常ですとさっき答弁で申し上げましたとおり、事業が完了してから請求をいただいて100万円を払う。それが通常でございますが、その団体の運営によっては、例えば4月中に30万円、それから9月までにさらに30万円、すべて終了して40万円というような概算払いもできるということございまして、基本は各団体からの請求、補助決定した場合ですけれども、請求によってそれを精査したうえで町が概算払いにしろ精算払いにしろ交付すると、そういった流れでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 ということは、やはり請求をしなければいけないと、交付は受けられないということでしょうか。それでよろしいですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 どの補助金でも請求があつて初めてお支払いできるわけございまして、請求がないものに対して町では、物を買ってもそうですが、請求があつて初めて支払いができるということでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いまの補助金については、私もちょっと認識のずれがあつたようでございます。補助金については、やはり、町が春の当初予算で計上し、また、議会も決定をし、そういうことでそれぞれが一生懸命やっただけの環境づくりというようなことありますので、これからもそういう手続きの遅いところにはどうなんだということもあわせて前向きに考えていただいて、何もないから構わないでおくかではなくて、そういう思いはないでしょうけども、そういうことで積極的に交付できるようなこともお願いしておきたいと思つています。

次に道路についてであります。質問を変えまして。

道路については本来雪解けと同時に、いろいろね傷んでいるところも補修されたんだと思いますが、やはりいまになっても穴が空いている、本当にあの、ここ、みなさんご存じのように役場の庁舎前だって穴が空いているわけですよ。だから、それらの管理といたしますか、それらはどのような計画でですね、先ほどの答弁では9割方やっているんだという話でございます。けども、特に目につくところがありますんで、それらについての対応をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 修繕についての答弁をいたします。

議員おっしゃったとおり、今年は雪が少なく、雪解けも早かったことから町としましても少し早めに手は尽くしてやったわけでございますが、実際、穴埋めということで、常温の合剤を使いながら一通りはやったわけですが、場所によってはすぐにだめになってしまったりという箇所はあります。特に役場の前あとはあちらへ行ったところの小さな穴、これが最近また目立つようになってきましたので、いま4人、委託の職員ということで作業員を雇いながら現在やっておりますので、その人たちにやっていただくように計画的に、こう回るようなかたちでいま進めているところでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 あの、さゆり公園周辺ですね、あそこの道路はもう素晴らしく本当にきれいになりまして、草も刈っていただいたし、本当にごみ一つ落ちていないというような道路になりました。ですからやっぱり道路については、窪みがあれば事故にもつながるというような危険性もあるわけですから、それらについては早めをお願いをしたいということと、今年度、道路の整備計画といいますか重点施策というかね、いくなかで作っていくというような話ですが、それらはだいたいいつ頃までの策定予定なのか、それをまずじゃあお伺いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路の計画ということでご質問をいただきました。

道路の計画につきましては、前からお話をしておりましたように、いまは町の縦貫道路、特に野沢柴崎線というのが一番の町の重要な幹線でありまして、そちらの完成をにらみながら、今度は新しい計画を策定し、そのなかにまた幹線道度、また場合によっては集落内の道路もですね位置づけをしながらやっていくという計画でございます。

この計画につきましては、今年調査をしながら大まかな方針、そういったものを定めたいというふうで拾い出しをしていきたいというふうを考えております。それで最終的には、今年度で策定というのはちょっと難しいので、できれば来年度のうちには、みなさんの目に見えるようなかたちでやっていきたいというふうを考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 そうですか。それはそれで一つのね事業計画というか、ですから、よりよい計画を作っていただければと思います。

それであの、今年の道路関係の予算でいくと、いままでより比較すると1億円ぐらいでしたか、多かったような気がするんですが、それをまず確認しておきたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路の予算ということでございまして、先ほども答弁書のなかで細かな点でありましたが、修繕関係についても年々増額をしながら対応しているということでございまして、ただ、道路については改良という大きな部分と、あと補修という部分、様々分かれております。

特に、本町の場合は国からの交付金というのが一番大きな財源でありまして、その交付金の付き方次第で左右がされてしまうという点がございまして。それで、本年度につきましてもやはり一番重要であります野沢柴崎線、それが一番ということ、あと、これまで継続でやってきておきました小学校線なり、あとまあ小山線なり、こういったものに充当しながら現在進めております。

基本的には毎年少しずつ増額するようなことで、現在進めているところでございまして。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 あとはですね、いろいろ建設関係の方の話を聞きますと、仕事がなくで町内でなくて町外に行ってるんだと、というような話も聞くんですね。

ですからやはり、地元の方が地元でやっぱり働けるような環境をまた、予算が付いたら早めに発注するとか、そのような方法も必要ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 事業の量ということと、あとは発注の関係でございまして。

なかなか年度当初というのは、特に国の交付金をあてにしている本町にとっては、すぐに発注しようと思ってもなかなかできないと、いわゆる交付の決定があってから初めて手続きをして発注をするというような段取りになるという点がございまして。

ただ、そういった点でいちばん今回、町の業者さんが仕事がないといいますのは、普段は結構災害がですね、ありまして、それが繰越しというかたちで、本来の年度の発注になる前に、そういう事業である程度やっていけるという状況があったんですが、議員ご存じのように、去年はあまり大きな災害もなかったということから、一部橋梁とかそういう点についても繰越しの部分ありますが、それを全体をみてもちょっと厳しいということでございまして。

それらがあったものですから、今回、国の交付金については極力早めに発注しようということで、先ほど答弁のなかでも申し上げましたが、既に国の交付金の分については発注をしたところでございまして。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 極力努力のほうをお願いしたいと思います。

あと最後になります1点、これは町民の方からのお話でございまして、今年もオーバーレイやる予定ありますよね。それであの場所ですが、やはりあの、いままでの道路の高さでちょうどよかったと、ところが今度はね、また厚くなるわけですよ、

そうすると、その取り付け部分が大変な段差になっていると、車の運転が危ないと、こういうふうにガタンゴトンとなるわけですよ。ましてね、小さい子どもさんなんか乗せていけば非常に危険なわけです。ですからその辺の、今後やられるうえにおいて、その取り付け部分の段差云々も、そういう利用者の危険というか問題のないようにご指導

をして、いい道路を作っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ただいま工事関係のご指摘がございまして、たしかにオーバーレイということで上に塗ってしまうものですから、どうしても高くなるということで、それが全線いっぺんにできればいいんですが、年次的にやってきたということで、やったところとやってないところのどうしても段差が出ているということでございます。

それで、車で走ってますと意外と気が付かないのですが、これが自転車とか歩いてみますと、やはりかなり大きさがあるので、そういう点、工事をする際に業者のほうにもしっかりとですね、そういう点を点検をしながら危険性がないようなかたちで最終的にその年度の工事を終わっていただくように指導したいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 まああの、結局オーバーレイをしたところと旧道との境がありますんで、それをお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。(15時23分)

平成28年第4回西会津町議会定例会会議録

平成28年6月15日(水)

開 会 10時55分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	玉 木 周 司		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

#### 第4回議会定例会議事日程（第6号）

平成28年6月15日 午前10時開議

#### 開 議

- |       |       |                                |
|-------|-------|--------------------------------|
| 日程第1  | 議案第1号 | 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例        |
| 日程第2  | 議案第2号 | 西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例         |
| 日程第3  | 議案第3号 | 平成28年度西会津町一般会計補正予算（第3次）        |
| 日程第4  | 議案第4号 | 平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第5  | 議案第5号 | 財産の取得について（認定こども園施設整備用資材）       |
| 日程第6  | 議案第6号 | 財産の取得について（自動立体清漬槽）             |
| 日程第7  | 報告第1号 | 平成27年度西会津町繰越明許費繰越計算書           |
| 日程第8  | 報告第2号 | 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類      |
| 日程第9  | 報告第3号 | 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類     |
| 日程第10 | 報告第4号 | 委任専決処分事項                       |

日程第11 陳情第2号 看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書

日程第12 陳情第3号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書

日程第13 意見書案第1号 看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書

日程第14 意見書案第2号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書

日程第15 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について

日程第16 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第17 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第18 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

日程第19 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議員互助会総会）

（議会広報特別委員会）

第4回議会定例会議事日程（第6号の追加1）

平成28年6月15日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第7号 西会津町認定こども園新築工事請負契約の締結について

○議長 おはようございます。平成 28 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。

( 1 0 時 5 5 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第 1 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長が提案理由のなかで、ご説明申し上げましたとおり、地方税法の改正、及び平成 28 年度分に係る税率の改正であります。

はじめに、地方税法の改正に伴う国民健康保険税条例の改正について、ご説明いたします。

関係資料としてお配りしております A 3 版の議案第 1 号関係資料をご覧いただきたいと思っております。

はじめに、1 ページをご覧願います。

まず、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについてご説明いたします。

一つ目の改正は、課税限度額の見直しでありまして、課税限度額について、医療分の基礎賦課額は、現行の 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金分が、現行の 17 万円から 19 万円にそれぞれ引き上げされます。

なお、介護分については現行 16 万円に変更ありません。

次に、二つ目の改正は、保険税軽減の拡充でありまして、7 割軽減の基準額は現行の 33 万円に変更ありませんが、5 割軽減の基準額については、現行では基礎控除額 33 万円、そこに 26 万円に被保険者数等を掛けた額を合算し、軽減判定基準額を算定することとなっております。

この 1 人当たりの額が、5 千円引き上げられ、26 万 5 千円に変更されることとなります。

次に、2 割軽減の基準額については、現行は、基礎控除額 33 万円、そこに 47 万円に、被保険者数等を掛けた額を合算し、軽減基準額を算定することとなっております。

この 1 人当たりの額が 1 万円引き上げられ、48 万円に変更されることとなります。

続きまして、二点目の平成 28 年度の税率案についてご説明申し上げます。

国民健康保険税は、保険給付費などの 1 年間に必要な経費から国、県の負担金等を差し引いた額を、被保険者の所得や加入者数をもとに、世帯ごとに算定して、課税される税でありますことから、毎年、税率の改正が必要となります。

はじめに、税率算定の基礎となります、平成 27 年度の国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込みと、平成 28 年度予算の医療費などの、所要見込額の考え方などについて、ご説明いたします。

続きまして、2ページをご覧ください。

これは、国民健康保険特別会計・事業勘定の平成27年度と、平成26年度の決算の比較表であります。

平成27年度の決算見込みにおける歳入合計は10億6,449万9,238円、歳出合計は10億3,866万321円であり、歳入歳出の差引額は、2,583万8,917円の黒字となる見込みであります。

このうち、介護分の繰越金が145万2,331円であり、また、平成27年度の精算により、1,770万円を国庫等へ返還しなければならないため、残りの668万6,586円が平成28年度に減税財源として、充当できる最高限度額となります。

右の表は、基金の最低保有額であります。基金の最低保有額につきましては、保険給付に要した費用の前3ヵ年の平均年額の100分の10としましたので、必要最低保有額は7,321万7,149円となります。平成27年度末の支払準備基金保有額は、5,986万7,826円であり、基金最低保有額と比較すると1,334万9,323円ほど少なくなっていますが、国民健康保険は、平成30年度に都道府県が、財政運営の責任主体となる改正法律が可決され、保険給付に必要な費用は、県が全額を支払うことになったことから、保険給付費に不足が生じた際の支払いのために積み立てをしております。当基金については必要なくなることから、平成29年度までに、給付費支払準備基金の今後の活用方法を検討することとしており、条例についてもその時に改正する予定であります。

次に3ページをご覧ください。

右端の表が、平成27年度一般被保険者に係る保険給付費であります。月平均が3,668万1,644円と、平成26年度の3,602万7,707円と比較して増加しております。

被保険者数も減少しておりますが、月1人当たりの医療費が、19,238円と、平成26年度の18,213円より1,025円上昇したためであります。

これは、高額医療該当者の増加によるものであります。昨年度は10万点以上の高額該当件数は1年間で54件でしたが、今年度は71件と増えております。特に新生物、ガンの件数が増加していることと、今までになかった感染症や血液の病気で高額医療の該当者が増えたことなどが原因であります。

平成28年度の給付費の見込は、1人当たりの月平均の給付費の過去5ヵ年の平均を基準とすることとしました。

平成23年度から27年度までの平均は18,764円ですが、昨年度給付費が伸びておりますので、伸び分を加味しまして1ヵ月19,000円とし、そこに月平均の被保険者数の見込人数1,850人を乗じまして、月額を3,515万円、年額では4億2,180万円と見込んだところであります。

次に、4ページをご覧ください。一般医療分の税率改正に係る資料であります。

国民健康保険税の基礎となるものが、一般被保険者の療養給付費であります。

表下段の歳出、保険給付費の項目の中の療養給付費については、3ページでご説明いたしましたとおり、平成28年度の療養給付費を4億2,180万円と見込んだところであります。

次に、表上段の歳入であります。国、県支出金はルールや実績等に基づき算定したもので、年間の歳出見込額からこれらの額を差し引き、不足する額が国民健康保険税として

必要な額となります。

次に、保険財政共同安定化事業交付金が、2億755万8,629円及び高額医療費共同事業交付金2,865万4,151円ありますが、これは県内の市町村間の保険料の平準化と財政の安定化を目的に国保連合会より交付されるものであります。

昨年度療養給付費等が増加したことから増額となっています。

次に、前期高齢者交付金1億2,354万9,482円ありますが、これは65歳から74歳の割合等により概算交付され、翌々年度に実績により精算をされるものであります。

今回、平成26年度の医療費が低額で推移したことから、今年度も精算返還額が多くなり、前年度と比較すると1,667万1,127円の減額となったところであります。

次に、国保支払準備基金繰入金であります。第6期国保財政2ヵ年計画に基づき1,500万円を繰り入れするとともに、前期高齢者交付金の精算返還金が6,475万5,000円と大きかったことから、昨年度と同じように、特殊要因分として、さらに1,000万円を繰り入れすることといたしました。

次に、繰越金ですが、平成28年度で国等へ返還が必要な1,770万円を返還金にあてることから、純粋な繰越金は668万6,000円です。600万円を減税財源に充て、残りを国保支払準備基金に積み立てることといたします。

また、国民健康保険税の滞納繰越分200万円を歳入に見込むとともに、徴収率は95%に設定をいたしました。

以上により算定した結果、平成28年度の国保税は1人当たりの調定額で55,545円となり、平成27年度本算定時と比較して5,592円の増、1世帯当たりでは90,709円で、昨年度本算定時と比較して6,320円の増と、保険給付費が増えたことから、昨年度より増額となっております。

次に、5ページをご覧ください。

後期高齢者支援分の税率改正に係る資料であります。

この後期高齢者支援分は、75歳以上の高齢者に係る後期高齢者医療制度を支援するためのものであります。

社会保険診療報酬支払基金から平成28年度の後期高齢者支援金納入額1億228万5,734円の通知があったことから、その歳出金額を基に、一定の割合ルールにより、国県等からの補助金等を見込み、国保税として集める額を積算したものであります。

納付額が昨年度より483万1,307円減少したことから、1人当たりの調定額で20,616円、平成27年度本算定時と比較して210円の負担減、1世帯当たりでは34,473円で、昨年度本算定時と比較して1,327円の負担減となります。

次に6ページをご覧ください。

介護分の税率改正に係る資料であります。

この介護分は、65歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために必要な介護納付金の財源として、40歳から64歳までの第2号被保険者から納付していただくもので、一定の割合ルールにより国県等からの補助金や国保税によって賄われております。

その額につきましては、社会保険診療報酬支払基金から平成28年度の納付金4,587万9,565円の通知があったことから、その歳出金額を基に、一定の割合により国県等からの

補助金等を見込み、国保税として集める額を積算したものであります。

納付額が昨年度より 515 万 4,748 円減少したことから、繰越金が 145 万 2,331 円あったことから、1 人当たりの調定額で 25,780 円、平成 27 年度と比較しまして 2,844 円の負担減、1 世帯当たりでは 31,784 円で、昨年度と比較しまして 3,915 円の負担減となりました。

次に、7 ページから 14 ページまでの資料につきましては、平成 28 年度の税率の概要であります。

7 ページをご覧くださいと思います。

医療分の基本方針であります、①の国民健康保険税として必要な額は、先程申し上げましたように、一般医療分で 9,999 万 4,771 円でありまして、昨年度より約 635 万円増加しております。

また、収納率は平成 27 年度の実績等を勘案し、昨年度と同じく 95 パーセントを見込んだところであります。

次に②の国保税算定の基礎数値であります。本年 4 月 1 日現在の世帯数、被保険者数、及び基準総所得金額等を確定するための基準日としまして、5 月 10 日に設定したところであります。

次に、③の応能・応益の賦課割合につきましては、平成 30 年度に予定されております、国民健康保険の広域化移行を見据え、資産割の割合を段階的に引き下げることとし、昨年度の 4%から、2%引き下げ、2%としたところであります。

なお、この 2%の引き下げ分は、所得割で負担するようにし、応能、応益の割合は、昨年度と同じく 50 対 50 となるよう調整をいたしました。

次に、④の低所得者に対する軽減措置の適用であります、引き続き、7 割、5 割、2 割の税負担を軽減することといたし、先程ご説明いたしましたとおり、地方税法の改正により、5 割、2 割の軽減世帯の拡充が図られたところであります。

また、後期高齢者医療制度創設に伴う激減緩和措置による軽減につきましても引き続き行うこととします。

以上のことを勘案し、税率を計算した結果が、右の表の 2、医療分に係る税率、賦課割合、軽減額であります。

はじめに、税率であります、所得割が 6.08 パーセント、資産割が 5.80 パーセント、均等割が 22,700 円、平等割が 16,800 円となりました。

次に、賦課割合につきましては、応能割が 50.02、応益割が 49.98 となり、ほぼ前年並みとなったところであります。

次に、低所得者層への軽減であります、均等割額 22,700 円、平等割額 16,800 円に対しまして、それぞれ 7 割、5 割、2 割を掛けた数字であります。

軽減対象者数であります、平成 28 年度の該当人数は 944 人で、被保険者全体の 49.79 パーセント、軽減該当世帯は 577 世帯となっており、加入世帯の 49.70 パーセントが該当することになります。

なお、この軽減される額につきましては、県が 4 分の 3、残り 4 分の 1 を市町村が負担することとなります。

次に 8 ページをご覧ください。

一般医療分に係る算定基礎表であります。

はじめに、左側の大きな表の区分1、所得割課税標準額であります。前年度と比較しまして約4,700万円の増額となっております。これは、給与所得や営業所得等の伸びによるものであります。また、被保険者数は減少している状況であります。

次に右上の表をご覧ください。

1人当たり及び1世帯当たりの税負担額であります。

1人当たりの税負担額は55,545円で、1世帯あたりの税額は90,709円となります。

次に9ページをご覧ください。

後期高齢者医療制度への支援分であります。

①の税として必要な額は5ページでご説明いたしましたとおり3,979万544円で昨年度より、約240万円（正しくは約249万円）の減額となりました。

②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置の適用については医療分と同様であります。

この結果、支援分に係る税率は、所得割が2.33パーセント、資産割が2.10パーセント、均等割が8,500円、平等割が6,400円となりました。

なお、応能、応益の賦課割合は医療分と同じく、おおよそ50対50となっております。

次に軽減額であります。均等割額8,500円、平等割額6,400円に対しまして、それぞれ7割、5割、2割を掛けた数字であります。

平成28年度の軽減該当人数は、1,029人で、被保険者全体の50.69パーセント、軽減該当世帯は618世帯であり、世帯全体の56.59パーセントの世帯が該当することになります。

次に10ページをご覧ください。

支援分にかかる算定基礎表であります。右上の1人当たりの税負担額は20,616円で、昨年度と比較して210円の減額、1世帯あたりの税額では34,473円となり、昨年度と比較して1,327円の減額となります。

次に11ページをご覧ください。

介護分の税率改正案であります。①の税として必要な額は6ページでご説明いたしましたとおり、1,983万8,460円で、昨年度より約280万円の減額となっております。②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置につきましては、一般医療分と同様であります。

この結果、介護分にかかる税率につきましては所得割を2.35パーセント、資産割を3.10パーセント、均等割を10,900円、平等割は5,600円とするものであります。

次に、賦課割合であります。応能割合と応益割合の比率は、おおよそ50対50となったところであります。

次に、軽減額であります。均等割額10,900円、平等割額5,600円に対して、それぞれ7割、5割、2割を掛けた数字であります。軽減該当人数は400人で、被保険者全体の49.38パーセントとなります。また軽減該当世帯は336世帯で、全体の51.14パーセントの世帯が軽減を受けることとなります。

次に、12ページをご覧ください。

介護分にかかる算定基礎表であります。右上の1人当たりの税額は25,780円となり、昨年度と比較して2,844円の減額、1世帯あたりの税額は31,784円となり、昨年度と比較して3,915円の減額となります。

次に、14 ページをご覧ください。

左上の表であります、平成 27 年度と平成 28 年度との被保険者数及び世帯数並びに国保税の比較であります。

本算定時では、被保険者数が 89 名、世帯数が 14 世帯、いずれも減少しております。

次に、同ページの左下の表であります、平成 27 年度と平成 28 年度との税額の比較であります。

今まで説明したものをまとめたものであります、基金や繰越金を充当して被保険者の負担軽減に努めたところではありますが、合計欄の税額では、1 人あたりは 10 万 1,941 円で、昨年度より 2,538 円の増額、1 世帯当たりでは 15 万 6,964 円（正しくは 15 万 6,966 円）となり、昨年度と比較して 1,078 円の増額となったところであります。

次に、13 ページをご覧くださいと思います。

この資料は、前年度との国保税率及び税額の比較と、減税財源を充当した場合の税額等の比較を示したものであります。

左端の表が、平成 27 年度の税率であります。

左から 2 番目の表は基金、繰越金を減税財源として充当しない場合、左から 3 番目の表は基金を 1,500 万円充当した場合であり、左から 4 番目の表は基金を 1,500 万円、繰越金 600 万円を充当した場合の表であります。

右端の表が、基金 1,500 万円に、特殊要因、前期高齢者交付金の精算による減額であります特殊要因に対応するために、基金よりさらに 1,000 万円、また、繰越金を 600 万円を減税財源として充当した場合の表であります。

右端の表の下段に記載のあります医療分と支援分と介護分の税額では、3,100 万円の充当により、減税財源を全く投入しない場合と比較しますと、1 人あたり 13,662 円、1 世帯当たりでは 22,311 円の減税となっております。

次に、15 ページをご覧ください。

この資料は、今回の税率改正に基づき、これまでと同じ 4 つのモデルケースで、税額がどのように変わるのかを比較した資料であります。

それでは、条例の改正内容についてご説明を申し上げます。

議案書と併せまして、条例改正案、新旧対照表をご覧ください。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 2 条、第 2 項及び第 3 項は、先にご説明いたしました、地方税法の改正による課税限度額の引き上げによりまして、医療分を 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援分を 17 万円から 19 万円に改めるものであります。

第 3 条から第 5 条の 2 までは、医療分に係る税率の改正であります。

第 3 条は、所得割の率を 100 分の 6.08 に、第 4 条は、資産割の率を 100 分の 5.80 に、第 5 条は、均等割額を 22,700 円に改めるものであります。

また、第 5 条の 2 は平等割額を規定しており、一般世帯を 16,800 円に、特定世帯を 8,400 円に、特定継続世帯を 12,600 円に改めるものであります。

第 6 条から第 7 条の 3 までは、支援分に係る税率の改正であります。

第 6 条は、所得割の率を 100 分の 2.33、第 7 条は資産割の率を 100 分の 2.10 に改める

ものであります。

また、第7条の2は、均等割額を規定しており、一般世帯を8,500円に改めるものであります。

次に、第7条の3は、平等割額を規定しており、一般世帯を6,400円に、特定世帯を3,200円に、特定継続世帯を4,800円に改めるものであります。

第8条から第9条の3までは、介護分に係る税率の改正であります。

第8条は所得割額の率を100分の2.35に、第9条は、資産割の率を100分の3.10に、第9条の2は均等割額を10,900円に、第9条の3は、平等割額を5,600円に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の軽減額についての規定であります。

地方税法の改正による課税限度額の引き上げによりまして、医療分を52万円から54万円に、後期高齢者支援分を17万円から19万円に改めるものであります。

また、第1号では7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の軽減額を定めたものであり、均等割額と平等割額について、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正するものであります。

次に、附則であります。第1項は施行期日、第2項は適用区分を定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本条例の改正案につきましては、去る5月30日開催の西会津町国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、適当と認める旨の答申をいただいております。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　ただいまご説明していただきましたが、金額の面もさることながら、いわゆるこの国保会計が平成30年には広域連合で運営するようになるということでもあります。

それに向けましてですね、町は、県からの指示等が今後あるのかもしれませんが、どのような対応というか、どんなふうに変わっていくのか大変心配しているところであります。実際はどんなふうに変わっていくのか。

それでご説明にもありましたけれども、いわゆる支払準備基金、減税財源として、いろいろ使って、国保税を安くしてきた訳なんですけれども、これは広域になれば、まったくそのいわゆる減税財源として、いわゆる町単独では今後できなくなるのか。基金の残高も計画どおり使っていけば、29年で使えば30年若干残るような金額があると思うんですが、その処理は今後29年度まで考えるということではありますが、これはもう使い切ってしまうと、今後は県で示された国保税を払っていく、町ではどうしようもなくなってしまうのか、まずその点をお尋ねします。

それとあと、国保税の金額なんですけれども、いろんな減税財源、プラス減税財源を使って、今年一人あたり2,536円、世帯あたり1,078円の増になって済んだということではありますが、この金額は県内のレベルでは、この国保税の金額はどのぐらいのレベルに位置しているのか、本町の税金は高いのか安いのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それでは私のほうからは、平成 30 年度に国保の運営が県に移行するということに対してどう変わるのかというような内容についてのご質問にお答えをしたいと思います。

これにつきましては、国民健康保険法が変わりまして、平成 30 年度から、財政の運営に対しては県が今度責任を持って、責任主体となって、安定的な財政運営、効率的な事業をするというようなことで、制度の安定化のために制度を変えていくというようなことでございます。

それでは町の事務的な部分でどう変わるのかということでございますが、基本的には変わるものはありません。ただ財政の運営を県が持つということでありまして、ですから先ほど言いましたように、医療費、給付費なんかについては県が責任を持って、各市町村から国保事業費納付金というかたちで各町村から集めて、それを給付に充てるということでございます。ですから、町は給付費については一切関係がなくなるというようなことでございます。

ただ、ほかの事務的なものについては基本的には変わらないというふうに考えております。当然、町民の健康づくり、そういったものについては町が責任を持ってやっていかなければいけませんし、保険証の発行、そういったものについても町がやっていくというようなことになります。

それで、もう一つあの、基金を減税財源として使えないのかというようなご質問ございましたが、基金につきましてはこれまで町が、西会津町であれば西会津町の国保に加入されている方々から集めた保険料が積み立ったものだというところでありますので、それについては西会津町の国保の加入者の方で使っていいということになっております。

ですので今後、先ほど言いましたように 5 千何万かの残高ありますが、今年、来年と 1,500 万円ずつ基金から減税財源として導入するということになっておりますが、それでもなおかつ残ったものについては、平成 30 年度以降の減税財源等に使うか、町の健康づくりに使うのか、それについては町の考え方でいいというようなことになっております。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

国保税の県内での位置と申しますか、それにつきましてただいま資料がございませんので、調べまして後ほどご答弁させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(131 ページに答弁)

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、いわゆるいままでは、激変緩和措置というようなことで、いろんな要因で国保税がどーんとこの年は高くなってしまうというようなときには、いろんな今回のようなかたちでね、減税財源を使いながら国保税を安くしてきたということですが、今後はそうすると、この基金に積み立てることもなく、使ってしまった、いわゆる県から示された金額を払わなきゃいけないということになるんでしょうか。その辺ちょっとお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

県から示された納付金額を当然町が集めて納めるということになります。その際、県から示される納付金の計算方法がまだちょっと不確定なところがございます。これについては今年度中にきちっとしたものを国が提示するというふうになっておりますが、その辺でまだ不確定な、ちょっと不透明な部分があって、今後の見越せないところもあるんですが、基本的には県からいわれたものを町が納めるということで、町がその金額に対して税率をまた、税率については町が決定することになりますので、県から示された納付金額を基に税率算定をして、国保の加入者の皆さんから集めて納めるようなかたちになります。ですので、その税率算定の際に、先ほど言いましたように、もし基金があるのであれば、それを充当して減税財源に使ったりとか、そういったことは可能であるということではあります。そのあと基金がなくなれば当然そういったものはなくなっはくるんではあります。ただ、いま県でいわれているのは、県平均の徴収率なんかもございまして、徴収率については県平均より、うちの町、大変高くなっておりますので、県平均で配分されれば高い分、あの、県平均 95 パーセントで町が 97 パーセントであれば、2 パーセント分については、町は反対に軽減財源として使えるというようなかたちにもなりますので、そういったかたちでの減税なんかについては、町の裁量でできるというようなことになるといってございまして。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　先ほどのご質問にお答えいたします。

今年度はこれから各市町村税率出ますけれども、昨年度の国保税で申し上げたいと思います。県内 59 市町村ありますが、税額の順位におきましては 32 番目ということで真ん中ということでございます。（129 ページ、多賀剛議員の質問に対する答弁）

○議長　ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 1 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 2 号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第 2 号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例について

ご説明申し上げます。

本条例は、へき地保育所の設置や保育料を規定した条例であります。この度、国の幼児教育の無償化に向けた取組みの段階的な推進により、多子世帯の保護者負担軽減とひとり親世帯等の保護者負担軽減の観点から、子ども・子育て支援法施行規則が改正されたことから、本条例も同じく改正するものであります。

その改正の内容であります。本日お渡ししました参考資料をご覧くださいと思います。

これは、多子世帯にかかる軽減、多子計算の年齢制限撤廃についてということでございます。現行であります。現行の表の例2のほうは保育所です。小学校に1人、保育所に2人の子どもがいる世帯です。小学生は軽減のカウントに該当されずに、保育所に入所している3歳児が1人目、2歳児が2人目ということで、2人目を半減するというのが現在の保険料（保育料）となっております。

改正であります。今度は右の表です。年収が360万円未満相当の世帯ということにして、町でいいますと第2階層から第4階層に属する世帯ということになりますが、保育所に入っている子どもの上に、小学生、中学生、高校生あるいは大学生などがおり、その方々が生計が同一であるというような子どもさんがいれば、年齢にかかわらずカウントの対象になるということになります。ですので、小学3年生が上に一人いる場合につきましては、この表ですと、第2子であります5歳児につきましては2人目という扱いで半額、2歳児は第3子という扱いで無償となるというような改正でございます。

それからもう一つ改正がございまして、それにつきましては、ひとり親世帯や在宅障害者のいる世帯の保険料（保育料）の軽減です。これにつきましてはちょっと資料はございませんが、第3階層、第4階層に属する世帯の1人目を半額、2人目を無償化するというようなものでございます。

なお、本町におきましては、所得や階層に関係なく、同時入所2人目以降は無料化としておりますので、その制度につきましては、そのまま残すものであります。

また、野沢保育所の分でございますが、野沢保育所の保育料につきましては、西会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則ということで、別の規則で定めておりますので、その規則につきましても、このへき地保育所条例と同様の改正をするというものでございます。

それでは、議案書をご覧くださいと思います。あわせて、条例改正案新旧対照表もご覧くださいと思います。

まず、新旧対照表のほうで変更点をご説明申し上げます。

新旧対照表の9ページをご覧くださいと思います。第2項です。第2項は母子世帯等にかかる保育料の軽減を定めた条例（条項）です。後段の部分に、第2階層は0円とし、第3階層及び第4階層の世帯の第1子は半額に、第2子以降は無料とする。という文言を加えるものであります。

10ページです。10ページの表、この表につきましては、いまほどの2項が改正になったことで、この表はいらなくなりますので、削除ということになります。

3項につきましては、新たに加えたものでありまして、年収約360万円未満相当である

第2階層から第4階層に該当する世帯で、養育している子どもが2人以上いる場合2人目は半額に、3人目は無料とするものであります。

第3項を第4項とし、第4項を第5項とするものであります。第4項につきましては、町の独自施策であります同時入所2人目以降無料化について定めておりました、いままでどおり無料とするものでございます。

議案書にお戻りいただきたいと思っております。

西会津町へき地保育所条例の一部を次のように改正する。

別表の注意書きの改正であります。1枚目にある表記を裏のページのようにそっくり変えると、いまほど申し上げた内容で変えるというようなものでございます。

附則であります、施行期日を定めておりました、公布の日から施行し、本年4月の保育料から適用させるものであります。

なお、本改正による影響であります、本町の保育料は、所得等に応じて7つの階層に区分されておりました、今回該当する世帯につきましては、先ほど申し上げましたが年収が360万円未満相当の世帯であります2階層から第4階層に該当する世帯で、2人以上の子どもがいる世帯が軽減対象となります。

影響額は年間で、へき地保育所の使用料では、13人で51万1千円、野沢保育所の負担金では13人で113万7千円が減額となる見込みであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　いま、健康福祉課長からですね、子ども・子育て支援法のなかで、国は将来の保育料無料化に向けての段階的な施策として、こう出されてきたという話ありましたけれども影響額、対象人数等はわかりました。

これによってですね、いわゆる本町において保育料すべて無料にした場合ですね、どれぐらい町でかかるのか、そんなことは試算されましたでしょうか、その点だけお尋ねします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

町の保険料（保育料）、収入でございますが、当初予算で、野沢保育所で1,700万円、それから、へき地保育所で552万7千円を見込んでおりましたので、合計で2,252万7千円でございます。

それで今回、先ほど申し上げました影響額として、164万8千円の減額になると申しましたので、いま予算で計上しております歳入額としては、2,087万9千円という金額になります。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　そうすると、いま現在で2千万円ちょっとの年間経費がかかるということですが、町長、突然ですみませんが、これ国でもいわゆる無償化に向けて動き出したということですが、これはあの、保育料無料化、これは国に先駆けて本町で取り組む

べきだと思いますけども、そんなことは町長お考えしませんでしたでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 検討させていただきます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時47分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第3、議案第3号、平成28年度西会津町一般会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第3号、平成28年度西会津町一般会計補正予算第3次の調整について、ご説明を申し上げます。

今次補正は、低所得者や低所得の障害年金及び遺族年金受給者に対する臨時福祉給付金事業に要する経費や、本年8月2日にオープン予定の地域連携販売力強化施設の防犯監視カメラ等の整備費用などの計上が主なものであります。

この他には、児童生徒の通学路の安全対策として主要地方道・喜多方西会津線の本町交差点から萱本樋ノロ入口までの防犯灯設置に係る経費を計上するほか、国庫補助金の追加割当による広葉樹林再生事業委託料及び町営住宅改修工事の増額、祓川山荘の屋根修繕経費などを補正計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成28年度西会津町の一般会計補正予算第3次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,385万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億271万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。7ページをご覧ください。

まず歳入であります。13款国庫支出金、2項2目、民生費国庫補助金2,265万8千円

の増額は、臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者給付金の新規計上であります。

5目、土木費国庫補助金62万3千円の増額は、社会資本整備総合交付金の追加割当によるものであります。

14款県支出金、2項5目、農林水産業費県補助金742万1千円の増額は、広葉樹林再生事業補助金の追加割当によるものであります。

3項5目、教育費委託金141万3千円の増額は、震災関連事業として申請しておりました放課後子どもプラン推進事業及び学校支援地域本部事業が採択されたことによる新規計上であります。

8ページをご覧ください。

17款繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金1,446万8千円の増額は、今次補正において不足する財源を繰入れするものであります。

なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、5億2,552万6千円であります。

20款町債、1項2目、過疎対策事業債270万円の減額は、町道橋りょう補修事業の事業費減によるものであります。

9ページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費、1項1目、一般管理費55万4千円の増額は、カラープリンターの更新に伴う借上料の追加であります。

8目、自治振興費22万2千円の増額は、中町集会所改修などに伴うコミュニティ育成事業補助金の追加であります。

9目、交通安全対策費40万5千円の増額は、児童生徒の通学路の安全対策として、主要地方道喜多方西会津線の本町交差点から萱本樋ノ口入口までの防犯灯設置に係る経費の計上などであります。

10目、ふるさと振興費346万6千円の増額は、温泉休憩室のエアコン修繕料85万4千円、交流物産館「よりっせ」の防犯監視カメラ購入費97万2千円、地域おこし協力隊活動用備品購入費138万8千円、ビックテントのフレーム購入等に係る町文化と産業祭負担金93万7千円の増などであります。

10ページをご覧ください。

3款民生費、1項5目、臨時福祉給付金等給付事業助成費2,265万8千円の新規計上は、低所得者や低所得の障害年金及び遺族年金受給者に対する臨時福祉給付金及び支給に係る事務経費であります。

11ページをご覧ください。

4款衛生費、1項1目、保健衛生総務費237万8千円の増額は、塩素滅菌器の修繕に係る下安座水道利用組合への補助金37万8千円及び徳沢駅前町有地の配水管整備等に係る簡易水道等事業特別会計繰出金200万円であります。

12ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項3目、農業振興費205万6千円の増額は、地域連携販売力強化施設の県道側未舗装部分の舗装等の修繕料130万円及び防犯監視カメラの購入費75万6千円であります。

2項1目、林業総務費742万1千円の増額は、県補助金の追加割当による広葉樹林再生

事業委託料の追加計上であります。

7 款商工費、1 項 3 目、観光費 161 万 2 千円の増額は、周遊観光促進事業の採択に伴う印刷製本費と修繕料の組み替え及び祓川山荘の屋根修繕料の新規計上であります。

13 ページをご覧ください。

8 款土木費、1 項 4 目、橋りょう維持費は、補正額がゼロであります。橋りょう修繕にかかる委託料と工事費の組み替えを行うものであります。

4 項 1 目、住宅管理費 238 万 2 千円の増額は、補助金の追加割当に伴う西原住宅の屋根塗装工事の追加計上であります。

9 款消防費、1 項 4 目、防災費 12 万 1 千円の増額は、今年度から 2 か年で整備を図る防災ハザードマップの積算単価の変更に伴う委託料の追加であります。

14 ページをご覧ください。

10 款教育費、1 項 2 目、事務局費 30 万 8 千円の増額は、西会津小学校プール検討委員会に係る委員謝礼及び費用弁償や西会津中学校の不登校対策の一環として実施する生徒指導アセスメント業務委託料 12 万円の新規計上などあります。

4 項 3 目、文化財保護費は、補正額がゼロであります。横町館跡発掘調査において、県から調査員が派遣されることとなったため、賃金と旅費の組み替えを行うものであります。

4 ページにお戻り願います。

第 2 表は、地方債補正・変更であります。

過疎対策事業費におきまして、町道橋りょう補修事業の工事費が減額になったことにより、限度額を 6 億 5,990 万円から 6 億 5,720 万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　何点かお尋ねいたします。

まずはじめにですね、9 ページの歳出のなかで、よりっせ、もしくは新しくできる地域連携販売力強化施設に防犯カメラを購入して取り付けるというお話でありましたが、実際は何基ほど、どういうところに、具体的に取り付ける場所がはっきりしていればお示しいただきたい。まあ、防犯カメラ、名前のとおり防犯カメラといたり監視カメラといたりしてるわけですが、主たる目的がいわゆる犯罪抑止、防犯にするためなのか、あとは防災だとか、いわゆる記録だとか、表向きですね、道路の方面も記録できるようなかたちになるのか、その点を分かれば教えてください。

あと、11 ページの民生費のいわゆる給付金事業でありますけども、いままでもいろんなこの給付金事業、過去にありました。そのなかで、我々使用料、税金等の滞納対策、徴収対策として、こういう給付金事業の際は、私はその、給付金という性格上、天引きするとかはできないということは承知しておりますが、いままでも給付金が給付する際にですね、税金、収納等の滞納があった場合には、口頭で何とか支払ってもらえるように話をし

ながら進めてきたと私は承知しておりますが、今回もまったくそういうようなかたちの、いままでと同じような給付金事業というようなかたちで対応されるのか、過去にそういうふうなかたちで給付金をお渡しするときに、使用料、税金等のお支払いをお願いしますよというようなことで、実際、効果はどれほどあったのか、その点も分かれば教えてください。

それとあと、13ページの土木費の橋梁維持費のなかで3つの橋載っておりますけども、本町においては、もっとも古い橋があるような気がしておりますけども、今後この修繕をしていかなければいけない箇所というのは、橋は実際どのくらいあるのか、計画等ができているのか、あればお示してください。

それとですね、14ページの教育総務費のなかでですね、西小プールの検討委員会の委員謝礼等の補正がされておりますけども、実際どういうメンバーで、どのくらいの数、この委員会を開催して、いつごろ答申といいますか、結論を出そうとなさっているのかお尋ねします。あともうひとつ同じところでもありますけども、生徒指導アセスメント業務委託料12万円ほどですけども、中学校の不登校対策をするんだというようなことでありましたけども、もう少し丁寧にご説明ください。あの、基本的にうちの町はあんまり不登校もゼロではないにしろ少なく、いい方向に向かっているという私認識しておりましたが、この不登校対策を取ってしなきゃいけないということは、少し増えつつあるのか、中身について分かりやすく説明してください。以上です。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 多賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、交流物産館よりっせの防犯カメラとですね、あと6-1-3の地域連携販売力強化施設の防犯カメラの設置台数ということでございますが、現在の予定ではございますが、よりっせにつきましては全部で6台の防犯カメラを付けたいと考えております。店内に5台、屋外、駐車場方面を向くこととなりますが、それに1台。続きまして地域連携販売力強化施設につきましては全部で4台で、そのうち3台が店内、1台が駐車場の外のほうに設置したいと考えております。こちらのほうはですね、やはり災害ではなくて防犯、安全というかたちで付けたいということで、こちらのほうはですね、ハードディスクに保存できるようなかたちでしたいと考えておりますので、全部で10台を付けたいと、まあ屋外には2台の予定だと。ただ今後ですね、警備会社との関係でどこに配置になるかというのは今後の調整になるかと思いますが、そういうかたちで防犯体制の強化にしていきたいと考えております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 私のほうからは給付金の内容と、その徴収対策という部分であります。私のほうからは給付金の内容についてちょっとご答弁いたしたいと思っております。

これにつきましては、平成26年度に消費税が5パーセントから8パーセントに上がったという部分で、その3パーセントの部分について、低所得者に対しての臨時福祉給付金というかたちで給付されているもので、26、27、28とありまして、今回は新たにその、年金生活者等臨時給付金ということで、低所得者の高齢者向け、あるいは障害・遺族基礎年金の受給者向けの給付金が支給されるというものでございます。

それで、考え方としましてこの給付金につきましては、消費税が上がった部分に対する補てんであるということで、多賀議員もおっしゃいましたが基本的には税の徴収とかそういったものには適さないよというようなことで、国、県のほうからはいわれているわけですが、その辺につきましては、徴収につきましては、税のほうと連絡なんかとりながら健康福祉課としては給付をしているような状況でございます。

なお、税の関係については税担当のほうでお答えしたいと思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

いまほど健康福祉課長が申しあげましたように、過去に給付金の支給が多々ございました。その際の税の対応ということでございますけども、基本的にそういう給付金がありまして、給付金にはおっしゃいましたように目的があるわけでございます。

ですから、税優先、滞納の料優先ということではなくてですね、そういった、あったときには絶えずといえますか、随時その滞納者の方には訪問しておりますので、いろいろな収入、その給付金のみならず、例えば年金ですとか他の収入もあろうかと思っておりますけども、そういった、あった際ですね、いくらかでも税とか料の滞納されている部分にとお話ししております。

ただ、例えばその後ですね、その滞納部分をいただいたのが給付金からか、はたまた年金からか、その収入源ということまでは、もちろんそこまでの分析はしておりませんので、とりまとめは特にはしておりません。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは橋梁の修繕についてお答えを申し上げます。

橋梁の修繕につきましては、その橋梁の傷み具合、また交通量等を勘案しながら、毎年2つの橋、そのうち1つの橋は完成するようなかたちでこれまで進めてまいりました。

それで、この橋梁につきましては以前点検はいたしましたが、定期的に点検をしなければいけないということがございまして、今後その点検を通じまして、その橋梁の傷み具合、また交通量等を勘案しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それではまず、プール検討委員会につきましてご答弁を申し上げます。

まずメンバーであります。想定しているメンバーにつきましては、まず保育所、小中学校の保護者、あと教育関係者、あと識見を有する方、あと公募委員を想定しております。総数15名程度で委員会を設置したいと考えております。

検討会につきましては、3回ほどの検討で、9月議会または遅くとも12月議会にはその方向性につきまして皆様方にご報告を申し上げたいと、そのように考えております。

あともう1点、生徒指導アセスメント業務につきましてお答えいたします。

この調査につきましては、いろんな名称がございまして、楽しい学校生活を送るためのアンケート調査といわれております。

それで、生徒の学校生活における満足度や意欲さらに学級集団の状態を把握することを目的に実施いたします。

これによりまして、一人ひとりの児童の、不登校になる可能性の高いこども、または学

校生活の意欲が低下している子どもなどを発見できるというようなアンケート調査であります。

これを受けまして、教師はその児童の個々人に対しての指導および学級全体に対しての指導を構築していくと、そのような調査のために、今回この調査業務を行うものであります。

あと不登校であります。昨年度につきましては小中あわせて9名の不登校の児童生徒がおります。この発生率は会津管内でも高い発生率となっております。そういったことから西会津中学校でもその発生率を少なくしたいということで、今回この業務を要望してきたと、そのようなことから今回、6月の議会に予算要求をしたところであります。

以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。まずあの、給付金事業に関しましては、私も趣旨は十分に理解しているつもりです。給付の仕方はおそらく振込み等の依頼があれば振込みしなければいけないし、現金で支給しようとするれば現金で支払いするようなかたちのケースもあると思うんですね、その際ですね、本当にあの、根性悪いような言い方になるかもしれないですが、極力、まあ給付金の趣旨は理解しながらも、滞納者、使用料、税金等の滞納者には、なんとか、町も楽でねえんだから、これ払ってくれというようなことを、徴収のほうをですね、極力さらに、いままでやってないということではないんでしょうけども、さらに進めていただきたいと、それはお願いだけにしておきます。

あと、橋梁修繕に関しては、そうすると危険度等と判定して順番があって、毎年それを順番にやっているというようなことで理解してよろしいですね。それだけ確認いたします。

あと最後、学校教育課のなかでその、本町不登校というのはやっぱり多いほうだったんですか、私はなんか少なかったのかなと思っていましたが、会津管内で多いほうだったことでちょっと私の認識不足だったんですが、そのためにこれをやって改善しようということなんでしょうけども、これはあの、いわゆる全国的にどうか、よその学校も一斉に始めたのか、それとも我々がなんか要望して取り組まれるようになったのか、その辺をお尋ねをいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

この生徒指導アセスメント調査といいますのは、既に全国の小中高校のほうでは導入されております。このアンケートによりまして、先ほど申し上げました不登校になるであろうとか、あと学力が不振でちょっと置いてきぼりになるであろうという児童生徒を引っ張り上げる、チェックができるというものであります。

それで、これまでこの調査をやらなかったままでは、教師のみた部分でしか児童生徒の学力なり行動という、こども像というのを掴めなかったのですが、この調査を実施することによりまして、客観的にその児童生徒の姿を捉えることができます。また、そのクラスの全体の把握ができることから、ほかの先生がそのクラスにきて教えるということがあったとしても、そのクラスについてはこのような傾向を持っているということから、それに

適応した指導方法が可能になると、このようなことで今回この調査業務を導入するという  
ことにしたところであります。以上です。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 橋梁の修繕でございますが、今後も点検を続けながら、順次計画的に進  
めてまいります。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 私も同じく3款1項5目についてなんですが、先ほど総務課長の説明のなか  
で、聞き落したのちよっとあれだったんですが、臨時職員賃金と時間外というところを  
たまたま先ほどみて、この金額の読み方なんですが、職員1名、臨時職員を増やしてこの  
業務にあたらせていくのか、ちよっとその、この予算の見方がちよっとわからなかったの  
で、その部分を説明していただきたい。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 臨時福祉給付金に関するご質問にお答えをいたします。

臨時福祉給付金で時間外勤務手当81万9千円と臨時職員賃金101万5千円ととってあ  
るわけですが、まず臨時職員賃金につきましては、臨時職員として1名を募集し  
て、お願いして、やっていただくということです。そのほかにやっぱり職員が夜間の電話  
かけですとか、いろいろこう出てくるものですから、時間外についても81万9千円を計  
上させていただいたというところでございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 1人増加させるということで、新規に臨時職員を採用するということで了解  
しました。ただその、時間外についてはちよっと80万円で、だから、期間的に長いスパン  
でやっていくから高額になってくるのかなと、はい、了解しました。以上です。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 私も2点ほど質問をさせていただきます。

かねてから私も一般質問をしたことがあるんですが、防犯灯、2款1項の交通安全対策  
費40万5千円ですが、何灯ほど防犯灯を設置していただけるのか、これが第1点。

それから、7款の商工費、印刷製本費ということで採択されたということでありませ  
が、どんなかたちで、どんなパンフレット等を見込んでいるのかということをちよっと教  
えてください。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

防犯灯の関係でございますけども、今回、東北電力さんからご寄附をいただきました。

その防犯灯につきまして、主要地方道であります喜多方西会津線にですね、11基を付  
けさせていただくための補正予算でございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 観光費の印刷製本費のご質問にお答えしたいと思います。

こちら印刷製本費70万円の増額でございますが、こちらのパンフレットはですね、い  
ま町でパンフレットやっております、じぶん色という総合観光案内パンフレットを増刷す  
るものでございます。こちらのほうなんですが、先ほど組み替えいたしますというふうな

ご説明あったかと思うんですが、県の観光力づくり支援事業につきまして採択は受けたんですが、ハード事業はですね補助対象外になったということで、それでですね本来であればハード事業をあててたんですが、案内板とか標柱を立てるためのハード事業を予定していたのが、それができないということになりましたことからですね、印刷製本費に組み替えまして、いまの町の総合案内パンフのじぶん色を増刷するというかたちに組み替えさせていただきます。以上です。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 防犯灯なんですが、設置完成はいつごろになる予定でしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

完成ということでございますけども、この議会で補正予算をご議決をいただきましたらすぐに発注はしたいと思っておりますけども、町内各地で防犯灯なりの工事をしておりますので、できるだけ早い機会にですね、完成していただくように調整をしていきたいと考えております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私も何点かお尋ねをいたします。

まず、9ページのふるさと振興費、地域おこし協力隊の活動費、備品の購入費とありますが、これはどういうものかお聞かせください。

それと、11ページの簡易水道等事業特別会計繰出金、これは徳沢地区ということなんですが、あそこ町有地があと何区画ですか残っているのか、その辺もお尋ねいたします。

あとそれと、12ページの商工費の修繕料なんですが、祓川山荘、この屋根とか壊れたというようなことなんですが、その辺の状況をちょっとお知らせいただきたいと思っております。

以上です。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたしたいと思っております。

まず、地域おこし協力隊の活動の備品購入費でございます、その内訳ではございますが、こちらですね、新しく芸術・アートでまいりました地域おこし協力隊がですね、木工を扱うということでございまして、現在その木工というか木を刻む機械とかないもんですから、まずあの、購入を予定する機械がですね、バンドソーという帯鋸とかですね、あとは鉋、自動鉋機とかですね、あと丸鋸の昇降盤というようなものを購入、すべてこれは中古でございますが、こちらを購入いたしまして、活動できるようなかたちで揃えたいということからまず、備品で計上させていただきます。

続きまして、祓川山荘の修繕費ということでございますが、ご存じのように祓川山荘の部分、屋根なんですが、今年たいへん雪は少なかったんですが、現地に清掃に行った方からですね、屋根のトタンがですね、全面落ちてしまったということからですね、私ども現地調査いたしまして、全面、いわゆる登山道側のほうが全部落ちてしまったということからですね、現在、応急処置でビニールシートを張っているわけなんですが、その関係で緊急の修繕費というかたちで計上させていただきますということでございますので、ご理解い

ただきたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 徳沢駅前町有地のご質問にお答えをいたします。

徳沢駅前町の町有地につきましては、全部で17区画ございまして、そのうち現在まで、今年1区画売れまして、合計で7区画の分譲済ということでございまして、残は10区画ということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 地域おこし協力隊の備品のことはわかりました。

あとそれと、徳沢の区画のこともわかりましたが、祓川山荘なんですけど、この前あの、土曜日ですか、祓川にその、お手伝いにちょっと橋架けに行ってきたんですけど、なかなかあの、あそこの橋渡っていくのが大変なのかなという思いなんですけど、今度あの、新しいルートにやっぱり行く人が多いようなんですよ、それであの、今回あの、一般質問のようになってしまうかもしれないですけど、町長あの、飯豊山麓を自然遺産にするっていうような話で新聞に載っていたんですけど、自然遺産になればかなりその規制も厳しくなるんじゃないかなって考えておりますが、その前に山荘をやっぱりちょっと移転するなり、避難所にすればできるんじゃないかないうような話も聞いておりますので、その辺のこれから検討していただければなというふうに考えております。その辺ひとつお知らせいただければと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回、雪が少ないなかで祓川山荘の写真を見させていただいたんですけど、屋根がまるっきり剥かれてしまってますね、中の板張りが傷んでしまうということですから、地元の方の協力をいただいて、ブルーシートですか、それで被せて一時的しのぎで行って早急にこれ予算化をしてトタンをはめなければならないということで急ぎよ今回お願いをしたわけです。

もうひとつは、議員が新しいルートのお話をされましたけれども、たしかにこれから考えるには、毎年毎年、橋が流されてしまうような現状でありますので、恒久的な土台を据えた橋などについても一時検討したわけですけども、しかしなかなか、果たしてそれがいまの環境の関係でこれが許可になるかどうかということもありますので、それ以上なところまでは行ってないということでもあります。

いずれにしても、今後、飯豊山を、いまこれから世界遺産というひとつの大きな目標をこれから掲げていこうとする飯豊山麓の地域振興にその会長としてあたっているわけですけども、今後近々、新潟県あるいは山形県そして喜多方市、西会津町、こういったなかでの、いわゆる連携した取り組みをいま進めていこうという段階でございます。

いずれにしても、新ルートなどについても、山の会や、あるいは関係者のみなさんと話し合いながらですね、そうした新ルートのなかで新たな避難所というようなものも今後検討してけるかどうか、こういったことも含めて少し検討してみたいなというふうに思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も3点ほどお伺いしたいと思います。

12 ページの農林水産業費、林業であります。ここに広葉樹林再生事業委託料 742 万円ということで、これは森林組合への委託だという話を聞いておりますが、これらの委託料で森林組合さんをお願いをするわけだから、町のほうで面積いくらというのは即答できるかどうか分かんないけど、もし分かる範囲でどのくらいの、この規模、事業ができるのかなというようなこと、分かっている範囲でお知らせいただければと思います。

それから 13 ページの土木費の住宅費ですね。そのなかの町営住宅改修工事、これはただいま説明がありましたように屋根の塗装だということですが、いままでも計画的に屋根の塗装をやってこられたというのは承知はしておりますが、今回のこの工事で何棟分ぐらいやられるのか、また、これからやらなければならないのが、どのぐらいあるのかというようなことと、あと、以前に雨漏りがあって、なかなか修繕もスピーディーにお願いできなかったというような話も聞いておりますので、その辺のそういうような状況というか、そういうのはないとは思いますが、大丈夫ですかということでお聞きしたいと思います。

それからあと、14 ページですね、この一番下の文化財保護費、これは賃金と旅費を組み替えというか、されたわけですが、これは文化財のいまの調査のなんというか、専門員というか、技術員の旅費というような説明ですが、これは今回の本発掘調査のなかの 3 千万円のなかでは、これは対応できなかったのかどうか、こういう組み替えをした理由も含めてですね、お聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 広葉樹林再生事業の件につきましてお答えいたします。

この事業につきましては、きのこの原木林の再生更新事業ということで皆伐する事業であります。当初予算のほうに 1,750 万円ほど計上をさせていただいております。今回は説明のとおり、県の追加割当があったということで追加をいただくものでございますが、当初予算のほうでは伐採で 4.7 ヘクタールを見込んでおりました。これに今回の追加分が 3 ヘクタール程度見込まれますので、合計で 7.7 ヘクタールの面積を見込んでいるところでございます。なお、場所につきましては睦合方面で考えております。以上であります。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 町営住宅の修繕についてのご質問にお答えします。

今回計上申し上げましたのは町営住宅の西原住宅ということで、これまでも屋根の塗装とこれまで進めてまいりました。これは国の交付金を活用しながら毎年進めておまして、全部で 27 棟あるわけですが、これまで 7 棟終わらして、今回 4 棟を新たにやる予定でございます。それで残り 16 棟ということで、これについて、毎年計画的にすべてやっってしまうということで現在進めております。なお、結構あの、住宅もだいぶ古くなってまいりまして、特に西原はもう 20 年来になりましたので、屋根だけでなく、ほかにも結構いろいろ傷みがございますので、その都度修繕費を計上しながら、現在対応しているところでございます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 文化財保護費のご質問にお答えいたします。

賃金と旅費の組み替えの関係でございますが、当初の 3 千万円のなかで対応できなかった

たのかというようなことだったと思います。これは横町館跡の発掘調査の關係の、県文化振興財団からの職員の派遣旅費でございますけれども、昨日の一般質問のなかでもお答え申し上げましたとおり、当初の見込んでおりました調査員と変更になったというようなことを申し上げたと思います。

それで今回、県から正式に派遣いただけるようになったということで、今回組み替えをお願いしたものでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 町営住宅の塗装の件ですが、いま課長が言われたように年数も経っているというようなことで、やはりあの、屋根の場合は、もう錆が入ってしまうと、本当に長持ちほしないということになっていますので、やはりあの、そういう補助ですか、そういうのを待つばかりでなく、随時点検をされながら、早めの対応というか、やっていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君

○建設水道課長 住宅の修繕につきましては、基本的にはやはり財源の關係で国の交付金を使ってやるというのが有利でございますが、緊急的なものについては国の交付金を待たずに町単独でもやっていきたいというふうを考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、平成28年度西会津町一般会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成28年度西会津町一般会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第4号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正予算は、徳沢自治区内の町有地に売却がございまして、そこに水道管を敷設するため、小山自治区の水道管を更新するために増額をするものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思ひます。

平成28年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,034万9千円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細については、事項別明細書にてご説明いたします。4ページをご覧いただきたいと思っております。

まず歳入ですが、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、200万円の増額です。工事の経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に4ページでございますが、歳出です。

1款水道費、1項1目一般管理費は、工事請負費で200万円の増額です。徳沢の売却した町有地への水道管の工事と、小山自治区の水道管を更新する工事によるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成28年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、財産の取得について(認定こども園施設整備用資材)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第5号、財産の取得について(認定こども園施設整備用資材)のご説明を申し上げます。

現在、西会津町認定こども園につきましては、平成29年4月開園に向け鋭意整備を進めております。

この認定こども園の建築にかかる材料につきましては、平成27年度において町内産材の活用のため、町民の皆さんから寄付をいただき、現在伐採、製材を進めているところでありますが、それだけでは不足する分を、西会津町産材や県産材を利活用するために、町

が購入し、工事請負業者に提供するものであります。

これにより、工事請負業者は材料調達に要する日数や手間が縮減でき、工期の短縮にもつながるといえるものでございます。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります。認定こども園施設整備用資材一式であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る5月27日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配布しました入札結果のとおり、上西製材所、有限会社舟木製材所の2社であります。

入札の結果、上西製材所 上西国司氏が4,944万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、5,339万5,200円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は建設請負業者の指定する期日としております。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、財産の取得について(認定こども園施設整備用資材)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、財産の取得について(認定こども園施設整備用資材)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、財産の取得について(自動立体浸漬槽)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第6号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、給食センターで食器洗浄の前処理に使用している自動立体浸漬槽が平成14年の購入から14年が経過し、老朽化に伴い性能が低下していることから、この度、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります。自動立体浸漬槽1台であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る5月30日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配布いたしました入札結果のとおり、日本調理機株式会社東北支店郡山営業所、タニコー株式会社郡山営業所、福島アイホー調理機株式会社、ホンザキ東北株式会社喜多方営業所の4社であります。

入札の結果、日本調理機株式会社東北支店郡山営業所所長 小林和彦氏が797万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、860万7,600円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成28年8月24日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 質問いたします。

この調理器具の件ですが、たぶんこれ毎日使うもので、非常に重要度の高いものだと思いますが、メンテナンス等の契約等はされてありますか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

機器の点検につきましては毎年度実施しております。

それで、今回この浸漬槽につきましては、経年劣化がみられるということで、早急に対応が必要だということで、その結果が出ましたので、年次計画に基づいて今回購入ということで、計上したものです。以上です。

○議長 点検は毎年やっているって、その契約はどうしてるんだって聞いてんだ。買ったのは分かってんだ。

学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 契約自体は締結しておりません。ただ、業者の方が毎年お出でになられまして、それで、起動確保というか動きの動きの確保等としていただいております。以上です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 これ、年に一回の点検ということですよ。メンテナンス契約はされていないということは、じゃあ、もし壊れたら呼んで直してもらいたいような感じになるんですか。

まあ壊れるというのは前兆があればいいんですけども、ある程度定期的な点検をしていないと、もし使えなくなったときというのはどういう対応をなされるおつもりでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 この機器につきましては結構大きな機器でございます、ある程度の耐用年数は持っております。それで、ヒビが入るとかそういった部分でなりますと完全に使えなくなってしまうということで、少々の補填はきかないということの機器です。

ですので毎年度、業者の方にみていただいて、チェックしていただいていると、そのよ

うな状況になっております。

○議長 毎年来てもらおうというのは、それがメンテナンスでないんだ、ただみるだけな。点検だけな、メンテナンスはしないということな。

学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 なお、修繕等につきましては、スポットで、その部分について修繕をしていただくと、そのようなことでお願いをしております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 あの、いまほども申し上げましたが、万が一がないように対応されたほうがいいと思うんです。年にいっぺん、例えばいまヒビが入ったらという話でしたが、それは外的な見た目だと思うんですけども、それ以外にもこれを動かすにはモーターや配線等があると思いますが、そういうのもある程度定期的に点検したり、例えば夏休み、冬休み、春休み等であれば結構時間もあるわけですから、そういったときにやはりこまめに点検をして、壊れてから直すんじゃなくて、やっぱり常日頃からメンテナンスもある程度してたほうがいいと思うんです。その件に関して、やっぱり買って、壊れるまで年に一回点検するだけじゃなくて、長持ちするようにやっぱり業者もお話したほうがよろしいと思うんですが、お願いいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 いままで、たしかに業者の方のサービスの延長のなかで甘えていた部分もごさいます。それで、今回の導入にあわせて、年度にその都度メンテをしていただくような保守の委託契約も締結したいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確認なんですけども、いま使っているわけですが、既存のものについての撤去、処分、据え付けについても含まれているのでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

既存の廃棄の部分につきましても、この金額のなかに含まれております。

○議長 ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、財産の取得について、自動立体清漬槽を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、財産の取得について、自動立体清漬槽は、原案のとおり可決されました。

日程第7、報告第1号、平成27年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。  
本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第1号、平成27年度西会津町繰越明許費・繰越計算書について、ご説明いたします。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定により、本年3月の町議会定例会及び臨時会におきまして、国の補助事業の交付決定の遅れや平成27年度国の補正予算が年度末に成立したことなどにより、翌年度に事業を繰越して実施できるよう、ご議決をいただいたところであります。

この繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、繰越計算書をご覧願います。なお、平成27年度の繰越事業は、一般会計のみであります。

2款総務費、1項総務管理費の、情報セキュリティ強化対策事業は、繰越額1,157万4千円、完了予定は平成29年3月31日であります。

同じく、個人番号カード交付事業は、繰越額172万3千円、完了予定は平成29年2月28日であります。

同じく、固定資産台帳整備支援事業は、繰越額7百万円、完了予定は平成29年3月31日であります。

同じく、さゆり公園施設長寿命化改修事業は、繰越額1,719万3,600円、完了予定は本年7月29日であります。

同じく、地方創生加速化交付金事業は、繰越額1,556万円、完了予定は平成29年3月17日であります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費であります。年金生活者等支援臨時福祉給付金事業は、繰越額4,491万3千円、完了予定は本年12月28日であります。

次に、2項児童福祉費であります。子ども・子育て支援新制度管理システム改修事業は、繰越額32万3千円、完了予定は本年6月30日であります。

同じく、認定こども園整備事業・地元産材活用事業は、繰越額3,450万6千円、完了予定は本年9月30日であります。

次に、8款土木費、1項道路橋りょう費であります。町道改良舗装事業は、繰越額877万4千円、完了予定は本年9月30日であります。

同じく、橋りょう補修事業は、繰越額2,128万9千円、完了予定は本年8月31日であります。

次に、3項都市計画費であります。都市再生整備計画事業は、繰越額2,422万2,400円、完了予定は本年7月29日であります。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費であります。農地農業用施設災害復旧事業は、繰越額5,083万円、完了予定は本年11月30日であります。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、繰越明許費・繰越計算書の報告を終了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第1号、平成27年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

みなさんに申し上げます。報告第2号、第3号につきましては、報告のありました書類の内容については質疑することはできますが、公社への出資金が出資の目的に沿って適正に管理されているかの点に限定されるべきものであることから、公社自体にかかる問題、経営方針、人事の問題については質疑できないこととなっておりますので、ご配慮くださるようお願い申し上げます。

日程第8、報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況についてご説明させていただきます。お手許に配布しております平成27年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書をご覧ください。

それでは1ページをご覧ください。

事業報告書の1、総括事項であります。平成27年度中に喜多方地方土地開発公社が公有用地取得事業として受託した事業は、記載のとおり喜多方市のふれあいパーク喜多の郷用地取得事業の1事業であります。

平成27年度の損益計算は、収益合計が17万4,772円、費用合計が13万7,096円で、3万7,676円の当期利益となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、989万57円となりました。

これらを補足する資料といたしまして、3ページ以降に貸借対照表、財産目録、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、現金及び預金明細表、代行用地明細書、資本金明細書、さらに事業収益明細書が添付されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、2の理事会の議決事項であります。理事会は2回開催されております。議決事項は平成26年度の事業報告及び決算の認定、平成27年度及び平成28年度の事業計画と予算の調整を行っております。

なお、平成27年度の事業報告及び決算につきましては、去る4月26日に認定を受けているところであります。

次に、平成28年度の事業計画でございますが、一番最後のページをご覧いただきたいと思っております。ページ数は書いてございませんが、最終のページでございます。

ご覧のとおり、公有地取得事業として喜多方市のふれあいパーク喜多の郷用地取得事業の1事業、事業費といたしまして1,769万4千円が計画されております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第9、報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類についてご報告いたします。

内容につきましては、お手許にお配りしてありますこちらの資料をご覧いただきたいと思っております。

その資料のですね概要について申し上げますが、まず1ページ目をご覧いただきたいと思っております。

はじめに、平成27年度事業報告から申し上げます。

平成27年度は、県の大型観光キャンペーン、ふくしまデスティネーションキャンペーンの本番や、極上の会津プロジェクト協議会による誘客宣伝事業などにより、観光面においては回復基調にあるものの、東京電力福島原子力発電所の事故による風評は依然として根強く残っており、公社全体においては、厳しい経営環境の年でありました。

こうした状況のもと、町の各種施設の指定管理者として、さゆり公園、温泉健康保養センターロータスイン、オートキャンプ場、ふれあい交流施設、屋内ゲートボール場を含むものです、交流物産館よりっせなどの管理運営業務をはじめ、プロ野球BCリーグ・福島ホープスとの連携を図りながら、交流人口の拡大に向けた取り組みを強化し、公社の設立の趣旨である地域の活性化に向けた事業を積極的に展開してきました。

まずロータスインにつきましては、地産地消をメインとしたレストランを中心に様々な企画を行ったほか、休憩所や宴会等のメニュー内容の見直しを行い、料飲部門の改善を図ってきました。

交流物産館よりっせでは、野菜の集出荷体制の充実を図り、冬期間の出荷数量の確保をはじめ、毎月1回の催事の実施、チラシの配布、ふくしまDCの効果などにより利用者が初めて40万人を超えました。

企画・観光振興では、なつかしCarショーなどのイベントの開催をはじめ、にしあいづ観光交流協会や各地域おこし団体と連携しながら、町内の14イベントのスタンプラリーや、モニターツアーなどの実施など、交流人口の拡大による地域の活性化に努めてきました。

施設管理においては、マイマイガの影響などにより、さゆり公園やふれあい交流施設、オートキャンプ場の利用者が減少しましたが、指定管理制度の趣旨に沿いながら快適な利用環境の提供に努めたほか、温泉施設では衛生管理の徹底を図るとともに、さゆり公園では施設等の日常点検を行い、利用者が安全安心に利用できるように努めてきました。

この結果、本年度の当期利益は1,492万4千円の黒字となり、これで11年連続の黒字で、長年の課題であった累積欠損金を解消し、1,017万7千円を次期繰越剰余金とすることができました。

しかしながら、平成 27 年度の決算には東京電力株式会社の賠償金 2,723 万 8 千円が含まれており、次年度以降賠償金の縮減、打切りが決定していることから、引続き厳しい経営状況に変わらないため、今後ともしっかりとした経営戦略をもって事業運営に努めて行く必要があります。

次に、(2)事業の内容、(3)会社の概要、(4)役員及び従業員の構成、(5)資本金の増減につきましては、2 ページから 3 ページに記載されているとおりであります。

続いて、4 ページの平成 27 年度の決算について申し上げます。

まず、(1)の貸借対照表であります。表、左の資産の部から申し上げます。

流動資産の内訳は、現金・預金、売掛金、棚卸資産、未収入金等の計上であります。未収入金は町からの委託料等の未収入分であります。

固定資産の内訳につきましては、記載のとおりであり、資産の部の合計は 8,249 万 2,957 円であります。

次に、表、右の負債及び純資産の部について申し上げます。

買掛金は、商品や食材などの未払い分であり、未払い費用は、3 月分の重油や灯油代、光熱水費であります。

このほか、未払消費税、未払法人税などで、流動負債の計は、3,681 万 5,112 円となりました。

以下、資本金 3,550 万円、前期繰越欠損金 474 万 6,893 円及び、当期末処分利益 1,492 万 4,738 円を計上し、純資産計は 4,567 万 7,845 円となり、負債及び純資産の部の合計は 8,249 万 2,957 円であります。

次に、5 ページの(2)損益計算書について申し上げます。

まず、右の欄の収益の部についてであります。売上高については、ケーブルテレビ業務委託料の減や旅行事業の縮小などにより、前年度と比べ 4.4%の減、雑収入の主なものは東京電力の賠償金であります。

売上高の営業収益に受取利息、雑収入の営業外収益を合せた収益の部の合計額は 4 億 451 万 5,922 円となりました。

次に、左の欄の費用の部であります。仕入れや一般管理費それに人件費などの営業費用等の費用の合計が 3 億 8,190 万 9,584 円となりました。

収益の部の合計額 4 億 451 万 5,922 円から、只今申し上げました費用の部の合計額 3 億 8,190 万 9,584 円、及び法人税等 768 万 1,600 円を差し引いた 1,492 万 4,738 円が当期利益であり、平成 27 年度も黒字決算となったところであります。

次に、(3)の利益金処分計算書につきましては、当期利益 1,492 万 4,738 円のうち、前期からの繰越欠損金 474 万 6,893 円に繰り入れますので、当期末処理分利益は 1,017 万 7,845 円となり、次期繰越余剰金として同額を繰越すことといたしました。

次に、平成 28 年度の事業計画について申し上げます。

事業計画の内容につきましては、7 ページから 9 ページに記載されているとおりであります。原発事故による風評は依然として根強く残っており、その賠償金については 2 年分を一括で支払い終了することが決定していることから、公社を取り巻く経営環境は厳しい状況にあるものと認識しております。

このような状況を踏まえ、平成 21 年 5 月以降不在であった常勤取締役を新たに選任したほか、従来の総務企画室を経営企画室に改編し、各部門の売上目標の進行管理、物件費等の経営管理を進めて行きます。

また、経営戦略会議を中心として企画営業会議、施設連携会議などにより各部門の課題を把握しながら、経営改善に向けた作業を進め、地域経済活性化の先導的担い手として、町の発展と町民の利益に資するよう各種事業に積極的に取り組んで行くこととしております。

このことから、町といたしましても、振興公社との連携を強化し、より一層の経営改善が図られるよう支援して参りたいと考えております。

以上、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告いたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲 これ見ますとね、取締役ですか一人増えましたよね。これは増やす意味あったんでしょうか。

2 つ目は、新しく強化施設、販売力、建物は大きくなりましたけど、駐車場はそのままでもいいんでしょうか。大きくする予定はございませんか。

あとはね、3 つ目はロータスインの温泉のことなんですけどね、今後、いままでのようなお湯が確保できますか、新たに掘るとか機械を別にポンプを新しくするとか予定ございますか、どうでしょう。

○議長 答えられる範囲で。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

取締役が増えたと申し上げましたのは、平成 28 年度からでございます、27 年度はなくてですね、取締役は増えたという部分につきましては、新たに副社長なったということで、27 年度は一人増えております。

なお、答弁足りなかった部分でございますが、もともと副社長というのがおりましたので、それをいなかったものを、前の話ですと、県に戻られたということで、不在だったという部分が新たに増えたというふうになっております。

あと続きまして、地域連携販売力強化施設が増えたことによって、駐車場が足りないのではないかとございまして、現状の議員もご承知かとは思いますが、目の前にこの、いままで臨時駐車場でした部分が、今度は新たな施設ができるということで、それで足りるかどうかは分かりませんが、あとは橋側というか川側について造成ができるかどうかという部分もございまして、当面は現状のままでいくしかないのかなと、オープン当面なんです、一応あそこの施設、今度全体がですね、中央にですね、よりっせと地域連携販売力強化施設のなかにですね、国の情報提供施設とトイレが完成します。それに伴いまして完成した後ですね、既存の情報提供施設とトイレが解体となりますので、駐車場は拡充になると、それで、イベントの、いま芝生の張ってる部分もですね、ちょっと川側に寄せまして、なりますので、あそこは一体的な整備がされまして、駐車台数は増えるというかたちになっております。それは、まだ予定ではございまして、30 年度以降に

はなるんではないかという話になっております。

続きまして、ロータスインのお湯のことでございますが、毎回ご議決いただいておりますが、年間、温泉揚湯ポンプのですね、交換作業とメンテナンスを行っております。その状況によりますと、業者からはですね、まだ湯量はしっかりしておりますし、現状のまま、当面はいくんではないかということで報告は去年も受けております。今年はこれから発注となりますので、今後その状況を分かり次第報告できればなと思っております。

以上であります。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 説明でだいたいのことは分かりました。

ただ、あの町長ね、将来はやはり、課長いわれとおおり、沢のほうをもう少し埋め立てて、もう少し駐車場をとるようなね、でないとならばり会津坂下とか、

○議長 報告に対する質問をしてください。

○渡部憲 わかってんだ、お前の言いたいこと、あなたの言いたいことは分かるんだ。

○議長 分かっていたらそうしてください。

○渡部憲 だから、希望としてそういう考えもございませんかということですよ。

○議長 報告に対して質問を許しているんです。最初に注意したわけですから一般質問ではありませんから。

○渡部憲 わかりました。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 賠償金についてちょっとお伺いします。

28年度事業計画で、2年分を一括で支払いを終了するということが決定しているということは、最終的な支払年度というのはいつなんでしょうか。そこだけお伺いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 賠償金の支払年度という部分でございますが、支払年度はですね、私の聞き及んでいるところだと、今年度中には一括で全部入りまして、その部分については5年間をかけて雑収入のほうに計上していくというような処理になっているということで聞き及んでおりまして、こちらは税理士のほうにも確認しているということで報告は受けております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ちょっと補足しますけども、いま東電からの賠償金はですね、東電の方針を申し上げますと、2年間一括して支払いますと、ただそれを例えば西会津町のよりっせだけではなくて、ついこのあいだ、あの会津鉄道とかそういったところも同じような方法で出しているんですが、それが収益になると、どーんこの、その年間の収益に加わってしまうんですね。そうすると税金がかかってくると、それは5年間に分割してそこに計上してもいいんですよと、こういうシステムをとってやりたいということなんです。

ただこの2年間というのは、あくまでも東電のほうでは、そういう方向性でいきたいということなんで、いやもう納得できないと、そういうことであればですね、これは法で定まったわけでも何でもありませんので、方針がそういうことなんですということでありますから、その状況によってはまたその交渉もありうるというような、なんかこの玉虫色の

ようなですね、内容でもって報告を受けているということです。ですから、東電の方針としては、2年間一括して納めて、それ以降はもう勘弁してください。というようなことなのかなというふうに思っているところなであります。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねします。

毎年この振興公社の報告に対しての質問、私もどこまで聞いていいのか毎年悩むところではありますが、いま町長のご説明のあったいわゆる賠償金のことですね、お尋ねしたいと思います。

われわれ商工会でもですね、東電の言い分は言い分だと、そんなことでは済まされないというようなことで話はしているんですが、それはそれでできておいてですね、この賠償金2,700万円余の内訳、おおよそでもいいんですが、分かれば教えていただきたい。例えば物販で減収の分を補償してくれてんのか、あるいは宿泊、あるいは温泉施設の来場者数が少なくなったんで、どのくらい補償されてんのかとか、その内訳がある程度あれば教えていただきたいということでもあります。

それで、毎年聞いてんのは、先ほどの報告でもありましたけども、各部門のいわゆる対策をしながらやってきているというなかで、料飲部門の改善を図ってきたと。たしかに太陽のレストランがオープンして、振興公社のなかの部門別の収益をみますとですね、いまでも変わってなければ、だいたいこの料飲部門が黒字化すれば、健全な経営になると私は思っているんです。旅行部門だとか宿泊だとか、多少プラスマイナスありますけども、ずっとこの料飲部門が赤字の元凶だったなという思いしておりますが、おかげさまでこの累積欠損を解消して、補償があるにせよ一千万円余の繰越しができたということで、大変いいことでもあります。

まあ、部門別のなかでこの料飲部門ですね、どのような推移になっているのか、あと温泉保養施設の入場者数というのは、実際これ増えているのか減っているのか、それも分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 まず、一つ目の賠償金の内訳というようなご質問でございます。

たしかに2,700万円ほどの賠償金が入っているという分でございますが、やはりあの、こちらの内訳、具体的には私も詳しくは聞いておりませんが、やはり温泉、ロータスイン部門の部分、あとはさゆり公園の利用者相当の分という部分でお聞きしているところでございます。具体的な詳しく、どこからどこまでというような部分は私もちょうと把握しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

あと、料飲部門につきましての状況ということでございますが、こちらのほうですね、前年と比較いたしまして54パーセント改善しています。ただし、やはり、料飲部門単体でみますと、まだ若干の黒字ベースとはなっていないというのは現状でございます。

続きまして、温泉の入場者数というふうなご質問でございますが、こちらのほうはですね、27年度と比較いたしまして3,947人ほど日帰りの利用者は増えているようなかたちで載っております。率にして6.09パーセントほど温泉の入場者は増えているというような状況でございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 あの、賠償はですね、これやっぱり、こちらからは申請してもいつまでも続くものではないと思うんですが、要はその以前の状態に回復していれば、これは当然賠償はだんだん無くなっていくのかなというような状況なんです、その震災前の状況以上にいまは回復、まだそこまではいっていないという状況なのか、もちろんあの、よりっせはね 40 万人からの、稼ぎ頭であるよりっせに関しては 40 万人からの来場者があるということであれば、震災前よりも私は回復してんのかなという思いがありますが、ほかの部分、ロータサイン、あるいは先ほど言った宿泊料飲部門、温泉利用者等は、いわゆる回復これしてるんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 まずその、賠償金をいただけるという部分で、利用者が減っているのかどうかという部分でございますが、具体的な部分で申し上げますと、たしかに温泉施設の部分については、日帰りの方は増えているんですが宿泊が伸びてないというような、前年度ははですね、やはり 50 万円ほど 26 年度と比較して落ち込んでいますし、やはり全体的にキャンプ場とかですね、そちら辺を踏まえてやはりマイナス傾向であるというような部分があることから、賠償の対象になってるのかなという部分でございます。

そうですね、震災が発生した 24 年度と比較しての分が一番いいのかと思いますが、すみません、いま手元にですね 24 年度との比較がございませんので、後ほど分かり次第ご報告をさせていただきたいと思っております (164 ページに答弁)、よりっせにつきましては、たしかに震災後がだいたい 32 万人程度に 24 年度は落ち込みました。それが来場者数は昨年度で 27 年度で 40 万人を超えたということで、こちらのほうは徐々にやはり戻ってきたのかなと考えておりますが、ただその全体的にみますと、まだ公社の部分は 23 年度の時よりはまだ低いのかなということで、賠償金をもらえているというような認識でおります。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。

いまの質問に対してそぐうかそぐわないが分かりませんが、最後にお尋ねしたいんですが、近隣の市町村、第三セクターの温泉施設では不正があって、いわゆる百条委員会なんていうところを開いて、大変な事態に陥っているケースがあるんですが、よもや本町においてはそんなことは私ないと思うんですけど、たまたまこの監査報告書をみたらば同僚議員が監査員としてハンコを押しておりますので、ぜひこの青木照夫議員、監査役として、どのような監査をして、どういう意見を申し上げて、まあ内情は問題なかったんですけど、その点あれば報告をしてください。

○議長 青木監査員。

○青木照夫 監査員という立場であります、いまほど課長が縷々説明がありました。

そのなかで理解いただけたと思っております、この監査に関しては 5 月の 10 日に行いました。

それで、総会は 16 日、出席者は社長、副社長、取締役 3 人、それから専務、それから町商工観光課の方、あと会計 1 人、総勢 12 名で総会を終了しまして、そのなかでは今いわれた中での経営企画部門、あるいは施設管理部門、営業部門ということについて異常が

なかったということで報告をいたしております。以上です。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 4,5 ページ、決算書の貸借対照表と損益計算書ですね、ちょっと拝見してふと思ったので、お答えできる箇所はお答えしていただきたいなと思います。

未収入金が1,200万円、売上高と補償金合わせても約3パーセントくらいですかね、未収になっているその金額1,200万円、あと買掛金未払費用ふたつで2,700万円、これ中身がもしお話いただけないのであれば、例年この3月末には同じような金額が上がってくるのか、サイクル的なものなのか、ちょっとその辺を説明いただければお願いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

未収入金でございますが、こちらのほうは1,200万円ほど計上しております。前年度が約900万円ほどということになっておりますが、300万円ほどは増えております。ただし、その内容につきましてはですね、まず町の委託料の残金分が大半を占めております。そのほか自販機の売上とかですね、クレジットカードの未決済分というか、入ってきていないというような部分が主なものでございます。

あと買掛金につきましては、こちらのほうはですね、やはりロータスインの食材が一番大きいというようなかたちになっております。だいたい200万円超えるほど、あとは、よりっせいですね物産とか、そういうかたちの知れたものが主なものでございます。

それで未払費用につきましてもやはり、まずあの、こちらのほうもやはりロータスインの電気、水道料という部分が主でございます、ほとんど未収入金につきましては、この決算までには解消しているというようなご報告は受けております。あと未払費用につきましても全部支払っているというようなことで報告受けております。

だいたい例年やはり、若干の増減はありますが、だいたいこの程度で推移してきているというような状況でございます。以上です。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 あの、昨年、課長に聞いた内容だったかと、いま思い出したんですが、だいたい同じような金額で推移、似たような金額で推移しているということで承知しました。

あともう一点だけ貸倒引当金、三角、もし分かれば。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 貸倒引当金の6万円の計上ということになっております。

こちらはですね、売掛金などのですね、債権の回収ができない場合にですね、利益の部分からですね、だいたい0.6パーセントほどをですね、計上しているいわゆる若干の節税対策だということで、税理士の先生のご指導によって、こういう計上をしているということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 これで報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第10、報告第4号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第4号、委任専決処分報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

件数は2件で、公用車の事故によるものであります。

それでは、報告第4号の報告書をご覧ください。

まず1件目の事件であります。発生年月日は平成28年3月25日であります。その内容であります。西会津町野沢字下小屋上地内の役場駐車場において、駐車していた相手方車両に町公用車が追突し、双方の車両が損傷したものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。平成28年5月9日、賠償額15万1,973円で和解したところであります。

なお、過失割合につきましては、当方100%、相手方0%であります。

次に、2件目の事件であります。発生年月日は平成28年4月20日であります。その内容であります。西会津町野沢字下小屋上地内の交差点において、町公用車が直進で進入したところ、反対車線から右折してきた相手方車両と衝突し、双方の車が損傷したものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。平成28年5月23日、賠償額8万3,149円で和解したところであります。

なお、過失割合につきましては、当方20%、相手方80%であります。

以上をもちまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第4号、委任専決処分事項の報告を終わります。

暫時休議します。(14時47分)

○議長 再開します。(14時50分)

追加議案として、町長から議案第7号、西会津町認定こども園新築工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第1とし、議案第7号、西会津町認定こども園新築工事請負契約の締結についてを追加日程第2として、日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明、議案第7号、西会津町認定こども園新築工事請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1、第2として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第2、議案第7号、西会津町認定こども園新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第7号、西会津町認定こども園新築工事請負契約の締結についてをご説明いたします。お手元に入札結果等を配布しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

はじめに、工事の概要等について申し上げます。

本工事は、町の将来を担う子ども達が健やかに成長できる環境整備として、施設の老朽化と乳幼児保育や延長保育など多様化する保育サービスへの対応として、平成29年4月開園に向け整備を進めるものであります。

場所につきましては尾野本字新森野の西会津小学校の隣接地に、延床面積1,864.21平方メートルの木造平屋建で新築をいたします。その予定価格が5千万円を超えることから、条件付一般競争入札により実施をいたしました。

入札の条件は、町に入札参加の申請をしており、福島県の工事等請負有資格者名簿の建築工事でAランクに登録され、会津管内に本社、支店、又は営業所を構え、かつ、過去10年間に公共機関及び公共的団体から延床面積1,000平方メートル以上の新築工事を元請けで請け負った実績のある者といたしました。

その結果、5社応募がございまして、最低の価格で入札した者は株式会社相模でございましたが、契約を辞退したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定によりまして、落札金額の制限内で武田土建工業株式会社と随意契約により工事請負仮契約を締結いたしました。

その価格は5億3,850万円であり、この金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額、5億8,158万円で、6月14日に同社代表取締役須藤研二氏と、工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成29年2月28日でございます。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものです。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

1番、三留満君。

○三留満 当初、条件付一般競争入札であったものが最終的には随意契約に至ったということで、やはりここ、きちんと町民の皆さんに説明をしないと、やはり不信感を持たれる危険性がありますので、町当局においては十分そのことについて、町民に説明をいただきたい、お願いしたいと思います。いかがですか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 ただいまのご質問にお答え申し上げたいと思います。

本工事の入札関係につきましては、まず、5月の17日に喜多方建設事務所の設計審査

が終了いたしまして、翌5月18日に条件付一般競争入札の公告をさせていただきました。

それを受けまして、6月10日、先週の金曜日でございますけれども、開札を行いまして、いまほど資料にありますように、5社が応札をされたということでございます。この5社につきましては、すべて条件付一般競争入札のいわゆるその条件をクリアした会社であるということでございます。

それで、まずあの、開札の結果、落札いたしましたのは喜多方市の株式会社相模ということで、落札額が5億3,850万円で落札をしたところでございます。

週が明けまして6月の13日に仮契約を締結する予定でございましたが、同日に6月13日でございますが、11時30分頃に同社から辞退の申し出がございました。その申し出の理由等を精査いたしまして検討した結果、辞退はやむをえないというふうに判断いたしましたので、先ほど説明ございましたように地方自治法施行令第167条の2第1項第9号に落札者が契約を締結しない場合、随意契約ができるという規定がございますので、そちらを適用させていただきますまして、今次入札に応札をいたしました業者のなかで株式会社相模が落札した金額あるいはその金額より下回る額で契約をできる業者がいれば、随意契約で契約をすることができるということでございますので、今般参加した業者のみなさんに協議をさせていただきますまして、そのなかで武田土建工業株式会社がその落札額と同額で契約は可能であるというふうに、協議の結果、整いましたので、同社と6月14日、昨日でございますけれども、代表取締役須藤氏と仮契約を締結をさせていただいたということでございます。

なお、工期その他関係につきましては、当初の条件とまったく同じでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、西会津町認定こども園新築工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町認定こども園新築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第11、陳情第2号、看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員会委員長 それでは陳情審査報告書を申し上げます。本委員会に付託され

た陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

記。受理番号、陳情第 2 号。

付託年月日、平成 28 年 6 月 10 日。

件名、看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

以上です。報告を終わります。

- 議長 これから陳情第 2 号、看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第 2 号、看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第 2 号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 2 号、看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12、陳情第 3 号、国からの被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

- 総務常任委員会委員長 総務常任委員会に付託されました陳情の審査結果について報告をいたします。

陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 3 号。

付託年月日、平成 28 年 6 月 10 日。

件名、国からの被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書。

審査の結果、採択するべきと決定をしました。

以上でございます。

- 議長 これから陳情第 3 号、国からの被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号、国からの被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、国からの被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、意見書案第1号、看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 意見書案第1号、提出者は記載のとおりであります。

件名であります。看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書であります。

標記の意見書案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

別紙をご覧ください。朗読いたします。

看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書。

長寿世界一を誇る我が国の医療・介護は、医師・看護師等をはじめとする多くの医療・介護従事者の懸命な努力に支えられてきた。

しかしながら、高齢化の進展による要介護者の増加、医療の高度化・ニーズの多様化及び医療・介護の安全への期待の高まりに応えるため、不規則勤務や長時間労働など、医療・介護従事者を取り巻く労働環境は厳しさを増しており、離職者も増大し、深刻な人員不足の状況にあり、医療・介護従事者の努力だけでは、安定的かつ安全・安心な医療・介護の提供は限界にきている。

そのため、夜間・交替制勤務を行なう看護師及び介護従事者等の労働条件の抜本的な改善とともに、医療・介護従事者の十分な確保が急務となっている。

よって、国においては、将来にわたる安全・安心の医療・介護の提供に向け、下記の措置を講じられるよう、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出する。

記。

1、夜間・交替制勤務を行なう看護師及び介護従事者等の労働環境の改善を図るとともに、医師・看護師・介護従事者等の十分な確保策を講じること。

以上であります。

- 議長　これから質疑を行います。  
（「質疑なし」の声あり）
- 議長　これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
（「討論なし」の声あり）
- 議長　討論なしと認めます。  
これから、意見書案第1号、看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を  
求める意見書を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長　異議なしと認めます。  
したがって意見書案第1号、看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を  
求める意見書は、原案のとおり可決されました。  
日程第14、意見書案第2号、被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支  
援を要請する意見書を議題とします。  
提出者の説明を求めます。  
10番、多賀剛君。
- 多賀剛　意見書案第2号を申し上げます。  
提出者は、私をはじめ総務常任委員全員であります。  
被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書。  
標記の意見書案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。  
提出先は、復興大臣 高木毅様、文部科学大臣 馳浩様、総務大臣 高市早苗様、財務  
大臣 麻生太郎様でございます。  
被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書。  
東日本大震災から5年が経過した。平成23年度に創設された被災児童生徒就学支援  
等交付金は、平成27年度から被災児童生徒就学支援等事業交付金となり、被災した子ども  
たちには、学校で学ぶための諸経費及び通学費、スクールバス等の諸経費を含む、等の補  
助が行われ、極めて有効な支援事業として機能しております。  
現在も多くの子どもたちが、福島県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で  
学んでいます。未だにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とす  
る子どもが多くおります。  
特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちには、大変厳しい環境の中で生活  
し学んでおります。スクールバスで通学していたり、保護者の送迎により通学したりして  
いる子どもも多くいらっしゃいます。  
また、福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの  
子どもの就学支援が行われております。  
被災児童生徒就学支援等事業交付金による就学支援は非常に重要であり、平成29年度  
以降も交付金制度が継続され、必要な財源措置を行い、被災した子どもたちに継続した就

学支援事業を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、以下の事項の実現について、地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出します。

1 つ、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成 29 年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援に必要な予算確保を行なうこと。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第 2 号、被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって意見書案第 2 号、被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書は、原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど振興公社の答弁について、後で調査して報告する旨の件がありましたので、報告したい旨のことがありますので、これを許可します。（156 ページ、多賀剛議員の質問に対する答弁）

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　先ほど、報告第 3 号のなかで、振興公社の 23 年度の売上等については資料がないので、後ほどご答弁を申し上げますということでしておりましたが、資料がわかりましたのでご報告をさせていただきたいと思います。

その、東電の賠償金の関係でですね、平成 27 年度の売上等につきましては、売上のほうでご勘弁いただきたいのですが、総額でですね 4 億 2,927 万 6 千円の売上等がございました。

それで、震災がありまして 24 年度の決算がこちらに出てくるのですが、こちらのほうはですね 4 億 2,798 万 7 千円ということで、120 万円ほどの減なんですけど、こちらは二次避難所となっていた関係でですね、収入が、コテージとかロータスインのほうに避難者が泊まっていたということから、その部分で増額になっておりまして、こちらのほうが約 1,100 万円ほど入っているというような部分で 4 億 2,798 万 7 千円となっております。

それで、先ほども申し上げましたが、売上高でみますと平成 27 年度におきましては、3 億 7,205 万 1 千円ということがございますので、まだほど遠い回復状況だという部分になっておりますので、その部分、あとはいろんな特殊要因はございますが、売上等が下がっ

ている、見直しによって下がっているとかいう部分ございますが、まだ売上の方は回復していないというような状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 日程第 15、常任委員会の所管事務調査管内実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、9月定例会前の閉会中、三日以内において管内行政調査を実施したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決定いたしました。

加えて申し上げます。所管事務調査の結果は、9月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第 16、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 17、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 19、小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

小中一貫教育調査特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 6月議会閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、6月議会定例会においてご提案いたしました、平成 28 年度補正予算はじめ、条例の一部改正、財産の取得および追加議案など、重要な議案 7 件について慎重にご審議を賜り、全議案とも原案のとおりご議決いただきましたこと、衷心より厚く御礼を申し上げます。

審議のなかで賜りましたご意見等につきましては、今後執行において十分に配慮してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、本議会でも申し上げましたが、道の駅の新館、農林産物販売力強化施設ミネラル野菜の家が 8 月 2 日オープンを予定しております。道の駅よりっせの新たな名勝施設として、多くの来客が訪れ、町の活性化につながることを期待しているところであります。

なお、当日 2 日にはオープン式を開催し、多彩な記念イベントなどを企画しておりますのでご案内申し上げます。ぜひご出席のほどをよろしくお願い申し上げます。

季節はいま梅雨時を迎え、これから本格的な夏が到来となります。議員各位におかれましては健康に十分に留意し、活発なる議会活動を通し、町勢伸展にさらなるご努力とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る 6 月 10 日以来、本日まで 6 日間にわたり、条例の一部改正をはじめ平成 28 年度一般会計補正予算など重要案件についてご審議を賜りましたが、本日をもって全議案とも原案のとおり議決、成立を見ました。

議員各位には何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されま

したことに對し、深く敬意を表しますとともに、本會議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

これから梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましてはこのうえとも自愛くださいますて、町政の積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会のことばといたします。

これをもって、平成28年第4回西会津町議會定例会を閉会します。（15時28分）